



始



大津淳一郎著

肇國の本義

東京 榎木書院藏版

大正
4. 2. 8
内交

叙

先修云へるあり、時務を知るものは俊傑に在りこ。余無似、豈俊傑を以て自ら任するものならんや。然れども窃に帝國の現状を察するに、一般臣民の精神は、物質的文明の餘弊を受け、思想界動搖を來し、國體之が爲に尊嚴を失し、國風之が爲に廢頽に瀕し、祖宗の遺訓之が爲に將に地に墜らんこす。是れ豈帝國臣民たるもの、傍觀坐視すべき時ならんや。

今や世界の**大勢**は、永く帝國の東洋に**蟄伏**するを許さ

ざるものあり、進むて權力の均衡を列國の間に保ち、國運の隆昌を五洲の上に期するは、實に今日に在り。苟も天與の好機を逸せば、反て災禍を招かむ。余深く此に慨あり、三千載の歴史に鑑み、廣大無邊なる肇國の本義を闡明し、忠孝の眞理を發揚し。國家を本位として臣民の精神を陶冶し、晦澁否塞せる帝國の正氣を其未だ全く滅びざるに挽回し、世界の大勢に順應して、皇猷を世界に紡べむことを期するや久し。是、刻下の最大急務にして、又國家百年の長計茲に在るを信すれば也。

但だ一片耿々の志、已む可からず、溢れて演説を爲り、又

字を爲るもの、名けて『肇國の本義』と曰ふ。此一小冊子、即ち是なり。而して此篇の文辭専ら簡易を主とし、言文一致の體を用ゐたるものは、他無し、余の閲讀を世上に望む所のものは、彼の少數なる書憲對机の學者にあらずして、多數なる握算負鈔の臣民にあるを以て也。讀者若し著者殷憂の在る所を察し、區區文字の末を咎むること無くんば、則ち余の本懷之に過ぎじ。

大正三年十二月

大津淳一郎誌

大正三年十一月

大正三年十一月

目次
第一章 總論
第二章 帝國と諸外國との比較
第三章 國體と政體との區別
第四章 開國と内治及び外交
第五章 儒教と民主主義
第六章 佛敎と其及せる惡果
第七章 現代の佛敎
第八章 基督教と個人主義
第九章 國家主義と個人主義との相違

肇國の本義

目次

第一	總論	一
第二	帝國と諸外國との比較	二
第三	國體と政體との區別	七
第四	開國と内治及び外交	二九
第五	儒教と民主主義	三五
第六	佛敎と其及せる惡果	四一
第七	現代の佛敎	四九
第八	基督教と個人主義	五九
第九	國家主義と個人主義との相違	七三

目次

七

第十	個人主義と其傳播者	七
第十一	帝國の神道	八
第十二	神道と神社祭祀	九
第十三	神道と臣民教育	一〇
第十四	祭政一致	一一
第十五	個人主義と現代	一二
第十六	國家主義と國體及國性	一三
第十七	帝國の發展と國家主義	一四
第十八	國政と宗教關係	一五
第十九	神道に對する外人の論評	一六
第二十	結論	一八
目次	終	

肇國の本義

大津淳一郎述



總論

比類絶無なる帝國の國體

大日本帝國は肇造以來、茲に三千載の光輝ある歴史の成績を貽しました。凡そ地球上には強弱を問はず、幾多の國々はある、然れども帝國の如きは比類絶無なのである。吾人大日本帝國の臣民たるものは、此の如く比類絶無なる理由は常々辨ひあつて、帝國の興隆を圖り、國運の發展を期するに非ざれば。開國を國是とせる現代に在つて、世界各國との競争に打勝つて、國家も、臣民も、平和的に生存することは頗る困難であると存じます。夫故に余は微力自ら量らず、一片憂國の至誠、肇國の本義を闡明して、其三千載の久しきに亘れる、世

界各國に比類絶無なる理由を、専ら簡易通俗を主とし、論述するのである。是れ現代に於て最も緊急なる務であつて、臣民たるもの、當に盡すべき所であると信ずるからであります。

元來余は政治家として政界に馳驅するもの、茲に三十年、畢世の心血を傾注して國家に貢献せむと期し、今猶ほ聊か自ら任じて居るものであります。凡そ一國の政治なるものは其國の人民の精神の上に建築せられたるもので在つて、善良なる精神を有する國民の存在する國は善政行はれ、善良ならざる精神を有する國民の存在する國には惡政行はるゝこと、古今東西を論せず皆な同一轍である、況してや立憲政治に在ては、一層國民の精神の善惡によりて、政治の善惡が靦面に顯はるゝのであります。惡政の行はるゝ國家は衰亡に至り、善政の行はるゝ國家は興隆を見ること申す迄もない。世の政治家が最も注意を要すべき問題は、國民の精神涵養であると存じます。故に余は政治家として常に帝國臣民の精神に關する思想觀念に就て研究觀察を怠らないのであります。而して帝國現代の臣民の精神は如何の方向に進みつゝあるや、

政治の善惡
は國民精神
の反射

思想觀念は如何。臣民の精神は直接に萬般の政治上に於て、適切に關係を有するのであります。去れば國家あれば、必ず國教がなくはならぬ、國教のなき國家は蒙昧野蠻、政治の根本確立せずして、國運の發展得て期すべからざるものである。

帝國の國體
は國教に基
づく

帝國の肇造せられてより、茲に三千載、光輝ある歴史の成績を貽されたるもの、決して國教なくして、然るものではありませむ。吾人は帝國には完全なる國教の存在し、而も其國教は宇宙に磅礴たる真理であつて、帝國は此真理に因て肇造せられ、此真理を國教として三千載に傳へたのであつて、時に盛衰あり、隨て國家も隆替あるを免なかつたけれども、國教は國家と共に漸滅せぬのであります。吾人は帝國の國教をして益々國教たるの光りを放ち、臣民の精神を統一し、愈々鞏固に、愈々堅實ならしめ、國運の隆昌ならむことを期するが爲めに。之を世界の各國に比較し、之を古今の歴史に徵證して、國教の真理を發揮し、卓絶なる國體の因て來れる所以を明確にし。又現代に於て腐敗墮落せる臣民の精神の缺點を指摘し、其因て來れる所以を述べ、之を矯正するの方策

臣民精神統
一は國政の
要道

を合せて講究せられむことを希ふものであつて、國政の要道は一に國民精神の統一に在ること、古今東西變りなしと信するのであります。

抑も國家の生命なるものは其國民の精神上の鞏固確實なる所に宿つて居るものであつて、如何に物質上に於て進歩發達を現はし居るにもせよ、其國民の精神が墮落腐敗を極めたならば、其國家は衰弱亡滅を免れざるものである。古今東西の歴史は皆な之れを證明して居る。東洋に於て三千年前、世界に先ちて文明光輝を放ちたる印度王國の衰亡も、支那帝國の衰弱も、皆此の道理に背かないのである。西洋の現代に弱小國として雄を五洲に争ふことを得ざる白耳義、和蘭、瑞典、諸國の如きも、物質上の進歩發達は、毫も英、佛、獨に劣らざるのみならず、露、西亞以上の文明と言はねばならぬ。是れ則ち國家の興隆發展は、物質上の文明進歩のみを以て求め得べからざるもので、其の國民の精神上の思想、觀念、鞏固、堅實なるが爲めであることを明瞭に事實の上に顯はしたるものであります。帝國の現代は過去六十年に於て、物質上の文明は開國の國是を立て、輸入したのであるが、之が爲めに國民の精神は腐敗、墮落、錯雜、紊亂

國家の興隆は物質上の文明にのみ因るものにあらず

したのである。此の如くんば國家の隆昌得て望むべからず、國政の善美得て期すべからず、政治家たるもの深く思を留めざるべからざることである。余は茲に毫も政治を論せむとするものではないが、試に國家問題の大體につきて、吾人が國家永遠の大策として、帝國臣民の精神涵養に、如何に熱中し居るかを知了せられむことを希ふが爲めに一言を述るのであります。

大正の現代は世界各國との生存上の大競争時代とも申すべきである。否、現代に限らず將來も亦然りであります。此大競争に打勝つものは國家興隆し、打負けたるものは國家衰亡するのであつて、大競争は時に由つては戰鬪なることもあり、平時に在つては貿易上の大競争であります。貿易の勝敗は外交上の巧拙如何にも關しますが、主として産業の進歩發展に因るのであります。産業の發展せざるも、進歩せざるも、貿易の失敗のみを重ねるも、皆な是れ國政の善良ならざるに由ることは勿論で在つて、國政の善良ならざるは即ち臣民の精神の善良ならざるが爲めなので在つて、常に深く臣民の精神の涵養に全力を盡さざるの致す所なのであります。夫れが爲

現代は世界各國の生存競争

貿易の失敗

めに輸出は衰微して振はず、毎年世界各国との競争に敗れを取つて居るので在つて。此の分に居りましたらば、國家は益々衰へ、假令亡滅に至らざるも思はしき興隆發展を見ることなどは到底出来ませんで、貧弱に陥るのであります。帝國現在の状態は實に茲に在るのであつて、志あるの政治家は早く之れを救ふの方策を講究せねばならぬのであります。更に此點に於て覺醒したる政治家は未だ見出し難く、世を擧て盲動、妄行、臣民の思想に錯雜を來さしめ、觀念に混亂を生せしめ、精神を統一する方法を講じ、計畫を立るものは一もなく、却て之と反對の施設言論のみを爲して居るのであります。故に帝國の現状は恰も噴火山の上にあると一般に申さねばなりません。

試に帝國の現代の貿易の状況に由て、輸出入にて何程に上り居るかご見ますれば、大正二年度の貿易總額は輸出入合算して大凡拾三億五千九百五拾萬四千圓でありまして、之を歐米諸國の貿易總額に比較しましたならば、十二三番目の國なのであります。英國は大凡百貳拾億内外にして、其他の國々には六拾億、五拾億と云ふ國も數國あるのであります。貿易の少額なるは、其國

最近帝國の輸出入額

富力の微弱なるを表するもので、争はれぬ事實なのであります。帝國は此の拾參億五千九百五拾萬四千圓ばかりの少額なる貿易高であつて、其中輸出は六億參千參拾四萬五千圓にして、輸入は七億貳千九百貳拾萬九千圓に上つて居りますから、輸入の輸出に超過したる額は九千八百八拾六萬四千圓にして、是れ丈は同年度に於て帝國の貧乏になつて、帝國の金貨は外國に奪ひ取られてしまつたのであります。

以上は大正二年度の貿易額より算したるものなれども、大正元年度も矢張り九千四百萬圓計りは輸入超過であつて、帝國が貧乏になつた證據であります。然のみならず帝國には外國よりの借財が拾九億圓計りあるので、是れに支拂ふ利息の金貨は毎年九千萬圓計りであつて、是亦帝國が貧乏になつて往く證據であります。此の如くに毎年、毎年貧乏になつて、金貨が外國に取られてしまつたらば、結局どうなるのでありませう。金貨が帝國に缺乏したならば、現在通用して居ります紙幣は兌換券で、何時でも日本銀行に持つて參れば金貨に引換ることが出来るのでありますけれども、遂には金貨に引換るこ

輸出入上の損害

とが出来なくなりましょう。そうなれば兌換紙幣ではなく不換紙幣となり紙幣の信用なくなる。紙幣の信用がなくなるのは國家の信用がなくなるのであつて、經濟界は大恐慌、大紛亂を來し、生産の發展などは思ひも寄らぬことになりまます。此の狀態である帝國は恰も噴火山の上に居ると同様だと申さな

いではなりませんまい。

帝國の現状は此の如くに年々輸出入の均衡を保ち得ないのは如何なる理由でありましょう。臣民に國家主義の消亡して、國産を尊重するの觀念はなくなり、外國産のみ尊重するの思想となりたるも亦慥に其原因の一と見なければなりません。夫れよりも最つと重大なる原因と謂つべきは政費の膨脹して租税の重荷となり、臣民の財力は缺乏して、生産力の萎微した爲めであると言ふのが正當の見解でありましょう。陸海軍は貿易保護の上の必要物で在つて、單に國防上の必要と計りは申されませむが、商業は店構ひを見事宏壯に計りしても、堪忍なる商品がなくては何にもなりません。商品盛むに造り出すの資本を、商館の裝飾計りに支出しては決して商業の繁昌するもので

國産の尊重
は輸入減殺
の一法

生存競争は
精神上に存
す

はありませぬ。是等は見易き道理にして、現在の帝國の政治の狀態は殆むと是れと同様なのであつて、是等の原因からして生産力は萎微衰弱して、金貨は外國に奪ひ取られ、帝國は全然瀕死の境遇に陥りつゝあるのであります。

此の如く帝國の現状は世界各國との生存競争の上に於て、大なる失敗をのみ來し居らるゝので、帝國の如き意氣地なき國は世界に類例乏しく、危殆に瀕すること恰も噴火山の上にあるようなので、此分にては決して國家興隆の望みないのである。斯の如き國家の上の大問題は幾つもあるのであります。而して之を救済するのは帝國臣民の精神の善惡に因る。何を成すにも人は精神が大切なのであつて、帝國の政治も亦臣民の精神の善惡に因て、興隆するも衰微するも、二つに一つ、岐るゝ所となるのであります。

現代世界に一等國と言はるゝ國々は、英を首として獨佛、露、米に至るまで貿易の隆盛なること帝國の比ではありませむ。試に近年の彼の國々の貿易額を見ますれば、英は毎年百貳拾億内外にて、獨佛、米ともに五拾億以上でありま

す、獨り露國は然る能はざるも猶ほ帝國の三倍に達して居ると思はれます。

帝國の一等
國たるは富
力にありす
武力にあり

貿易額は直に其國の富力を表示するものであつて、貿易額の低下なる國は貧弱なのである。然るに帝國が毎年拾貳參億の貿易額に過ぎずして、英、獨、佛、露米と比肩して、雄を世界に競はむとするは頗る困難なのである。「今日帝國が自ら一等國と稱して、以上の國々と比肩して行かむとする場合に至つたのは、要するに武力の賜ものであつて、日清、日露の戦争に大捷を博した結果であります。武力は専ら臣民忠孝の精神に基くもので、精神の上から一等國の地位を贏ち得たのでありますか。其の臣民の精神が、現代甚だ紛亂を來し、微弱未定なりとすれば、將來は誠に頼み寡なくなるのであります。又富力の上よりも世界に競争せざるを得ぬは當然であるが、夫れも臣民の精神が忠孝本位で國家を憂ふるの至誠に出でなければならぬ。即ち國家主義でなければならぬ個人の利慾にのみ汲々として愛是本位では、帝國の前途は思ひやらるゝのである。夫故に余は茲に肇國の本義を明かにして、臣民の精神涵養に對し聊か鄙見を陳述するにあつて、暫く政治家の立場を顧みて、帝國の現代及將來に涉る大問題を、一例として前置き致しましたのであります。

二 帝國と諸外國との比較

國家主義と
個人主義の
雜駁混亂

元來人には一つの方針がなくてはならぬ、人の方針、即ち精神の向ふ所がなくてはならぬ、確乎たる精神、堅固なる信念、思想がなくてはならぬ。日本帝國の臣民としては、農、工、商、官吏もあれば、政治家も教育家もある、其職業の如何を問はず、帝國臣民としての堅固不拔の一大精神、一大信念、一大思想がなくてはならぬ、此の精神、此の信念、此の思想を稱して、帝國臣民の本領とも言ふべきであります。然るに現在一般臣民の精神は如何なる状態に在るか、駁雜混亂、腐敗墮落、其極に達して居る、所謂臣民を通じて確乎たる一大精神と云ふものは認め得ぬのである、全く皆無になつて居る、是れ帝國の一大危機、一大禍根、一大病源である。何が故に此の如き状態に陥つたかと言はゞ、要するに國家主義と個人主義との駁雜混亂なのである。帝國は國家主義を以て肇造せられ、國家主義を以て臣民の精神を陶冶し、信念を涵養し來たのである、是を以て三千年を保ち今日に至つたのである。然るに今日は個人主義が一般臣民の頭腦を

個人主義の
蔓延と帝國
國體の危機

惑はし來り、滔々として大洪水の如く蔓延するのである。個人主義も決して悪しきものではなからう。個人主義も眞理に適なつて居るとしても、此の主義を臣民多数が精神とし、信念とし、思想とするときは、帝國の國體は危機に陥り必然全滅せんことを得ないのであります。

翻て國家主義は何故に悪しきか、國家主義では何故に世界の競争場裡に立てぬのであるか、國家主義では何故に臣民の幸福を得られぬのであろう。眞理は必ずしも個人主義に計り存するものとは斷言することは出来ぬのである。否余は國家主義が宇宙に磅礴たる眞理であると斷言して少しも憚らぬものなのであります。國家主義が眞理であるが故に、帝國は肇造以來三千載の久しきに亘りて、國體愈々鞏固に、國運益々發展し來り、支那との戦争にも勝ち、露西亞との戦争にも勝ち、今又獨逸との戦争に容易に青島を陥落したのは、國家主義を以て養成したる臣民の精神、未だ全く消滅せざる爲であること信じて疑はざるものである。今や個人主義は時代の寵兒、博士、學士等の頭腦を支配し、其勢中々熾盛であつて、進むで一般臣民の頭腦を蠶食せむとしつゝあるの

帝國の戦捷は國家主義の賜なり

國家主義と個人主義との戦争

である、一言に之を盡せば國家主義と個人主義との戦争中なのであります。斯くては此の光輝を放てる三千年に近い歴史を有する、日本帝國の將來を如何にせむとするのであるか、思ふて茲に至れば實に寒心に堪へないのであります。然らば帝國臣民として守るべき、一大精神、一大信念は何であるか、此の精神、此の信念を造成する、乃ち臣民に施すべきの訓は何であるか。今爰に之を説明せむとするにあたり、聊か大日本帝國の肇造せられたる所以、其の國體の成立に付て、大體の意見を陳述せねばならぬ。

神代は暫く措き、神武天皇の即位以來、茲に二千五百有餘年、殆ど三千に近き長歲月に涉り、其間何等外國の侵略を受けたことのない。光輝あり、名譽ある歴史を有する日本帝國は、憲法第一條に欽定せられたるが如く、萬世一系の天皇之を統治し玉ふのであります。而して吾人臣民も亦た祖先以來萬世一系の天皇に奉仕し、國家及び公共のことに盡瘁し、以て現代に至たのである。憲法發布の詔には、日本帝國の肇造せられたる、即ち成立を簡單明瞭に説示せられてあります。帝國臣民として帝國の成立は片時も忘れては成らぬのである。

帝國の肇造
せられたる
所以

其勅語の一節に『我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力輔翼に倚り、我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり、是れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして、國を愛し公に殉ひ、以て此の光輝ある歴史の成跡を貽したり』と宣せられたるは之が爲であります。更に換言すれば吾々の祖先が天皇の御祖先を輔けて、其々に帝國を造たのであつて、國を愛するは國家主義公に殉ひたるは公共主義である。即ち我々祖先以來の臣民は、國家主義及び公共主義を以て基礎とし、忠實に勇武に、君臣の分は始めて國が建設すると共に定まり、大義名分は炳として日星の如しである。是れ即ち帝國の國體であつて、斯の如きは實に世界各国に於て類を求むることが出来ないであります。

先づ歐米の所謂文明國と云ひ、強大國と云ひ、一等國と稱する英、米、獨、佛、露に就て之を比較して見ましよう、凡そ物は比較研究が最も早分りなのである。

此等各國には日本帝國の如き永い光輝ある歴史を有する國は一つもない、而かも其短い期間に於て、他國の侵略を受け、國內は騷擾を重ね、幾多の變遷を來して居るのであります。英國は索遜人に滅亡せられたことがある、佛蘭西も

五大強國の
侵略を受け
たる歴史

英佛の國內
騷亂

同じく英吉利に征服せられたことがあり、獨逸に征服せられたことがあり、獨逸も亦た奈翁一世に滅亡せられたことがある、露國に至ては而も亞細亞人たる蒙古に屬國視せられたる時代もあつたのであります。亞米利加合衆國は建國僅に五六百年に過ぎない、極く新しい國であつて、各國の移民雜居し、現在共和政治を施して居らるゝのであるが、之れが眞理に適つた國政であるか、將又一時的のものであるか、其將來は未だ豫測することが出来ぬ、頗る疑問の國なのであります。而して此等各國は、建國以來一定の國體を保たざるのみならず、主権者は屢々更迭するのであつて、國家成立の眞理に由つて確定したる主権者の統治せるにあらざるが故に、國內騷擾して國體の動搖を免れぬのであります。英のチャールズ一世は、人民の爲めに誡られたのである、佛のルイ十四世も、亦人民の爲に死刑に處せられ、或は共和國となり、或は君主國となりて、常に國體一定せぬ、是れ皆な簡易なる歴史も之を證明する所で、何人も承知せる所であります。

更に眼を轉じて東洋は如何であるかと云へば、韓國は既に我に併合せられ

支那の亡滅
を重ねれた
る状態

帝國を除き
世界各國共
に國體不定

暹羅は振はず、安南は佛國の保護に歸し、隣邦支那の如きは從來四千年の歴史を有して居る君主國ではあつたけれども、所謂弱肉強食であつて、屢々異姓の君主を戴き、國名は夏、殷、周となり、秦、漢、晋となり、隋、唐、宋、元、明、清となり、蒙古人が強ければ、支那に攻め入りて宋の天子を廢して自ら天子となり、國を元と號し、滿洲人が強ければ、又支那に攻め入りて明を亡ぼして自ら天子となり、國を清と號すると云ふ次第なので、亡滅を重ね二十餘代に至る、國體と云ふべきものはない、強て名を付ければ革命の國體とでも云ふべきものであります。今は一轉して共和政治となり、中華民國など、唱へ、袁世凱が大統領となつて、總ての統治權を握て居りますが、今に天子など、唱へ出すかも知れませむのであります。然らば印度はどうかと云ふに、印度も以前は立派なる帝王國であつたが、只今では而も人種の異なる、英國の屬國となつて、其の支配を受けて居るのである。斯の如く世界各國は何れも其國體が一定して居らぬので、時と共に變遷して行く。而して帝國の如く臣民が三千載に貫通する一大精神、一大信念と云ふものを持つて居らぬ、持つて居つても是亦時と共に變遷し

國體無比な
るは國家主
義

帝國臣民の
重大責任

て行くのである、故に確定したるは更にないのであります。要するに日本の國體は萬國無比である、是れ臣民が皆一様に國家主義を守り、公共主義を重するが故であります。吾人帝國臣民たるもの大に外國に向て誇るに足るのである、それと同時に、將來永遠に此の國家主義を保持し、此の國體を擁護し、天壤と共に窮りなく、益々之を發揚して行かなくてはならぬ。是れ萬世一系の天皇に對し奉り、且つ祖先に對する、吾人臣民たるもの、重大責任であり、一大義務である、と存じます。

三 國體と政體との區別

大日本帝國は世界無比の國體を有して居つて、且三千年に近い光輝ある歴史を有するのであります、其間何等變遷はなかつたかと云ふに、決してそうではないのであります。國體は確乎不動でありますけれども、政體の上には幾多の變遷、幾多の變革は有つたのである。極めて太平に治まる延喜の如き時代もあれば、元龜、天正の頃の如く、兵亂交々起て、臣民は一日も枕を高くして

帝國の變遷
は政體の上
に止まり國

體に及ぼさ
す

帝國は封建
制度に起る

大化革新よ
り郡縣制度

帝國の本義

一八

眠る事が出来ない、上下共に塗炭の苦を嘗た時代もあつたのであります。然れども是れ皆な政體の上に屬する幾多の變化であつたのである。神代は遷たり、之を云爲するは皇室に對し不敬に亘るの嫌がありますから之は省きまして、神武天皇當時は如何なる制度であつたかと云へば、純然たる封建制度にあらずれども、封建の形を成した初めである。即ち諸々の功臣を封して國造、縣主として地方の政務を掌らしめ、此等のものは漸次其職を世襲することに爲つたのである。併しながら崇神天皇のとき四道將軍を置き、之を四道に派遣せらるゝとあるのを見れば、兵馬の大權は天皇之を掌握せられ、即ち大元帥陛下であつて、封建の制度を維持せられたのであります。孝徳天皇の時代に至り、支那國の制度に倣ふて郡縣の制度に變へられたのである。即ち郷に郷長、郡に郡領、國に國司を置いて、郡は郷を統べ、國は郡を統べ、以て中央政府に隸屬せしめられたのであります。即ち門閥封建の弊政を打破して、中央集權の制を布き、全國劃一の政を施された、是れ肇國以來の大變遷であつて、之を大化の革新と云ふのであります。

武門政權を
掌るは委任
制度

政體の五大
變革

國體と政體との區別

一九

中世以後は藤原氏、平氏を経て次第に其制度も弛廢し、源賴朝が幕府を鎌倉に設くるに及びまして、奏して諸國に守護を置き、莊園に地頭を置き、越えて北條氏の時代に至つては、守護、地頭は任期満ちても恣まゝに其官職を守り、又之を子孫に傳へ、押領使など、稱するものもあり、再び封建の制度が確立せられ、足利、織田、豊臣を経て徳川に至たのである。明治初年徳川幕府が大政を奉還するに至る迄は、依然封建の制度であつて、源賴朝の鎌倉に幕府を開き、國政を専らにせしより、徳川幕府に至るまで、政權總て武門に歸しては居りました。が、是れ委任政治とでも言ふべきもので、帝國の元首は天皇で在つて、賴朝より後ち北條、足利、織田、豊臣、徳川氏に至るまで、天皇より任官の命がなければ、政權を行ふことは出来ぬことに成つて居たのであります。明治二年に至り藩を廢し、縣を置くに及び、再び郡縣の制に復し、越えて明治二十二年憲法が發布せられ、同く二十三年を以て帝國議會を召集せらるゝに及び、茲に立憲制度となつたのであります。以上の如く政體には五回の大變革が有つたので有る、併し是は單に政體の變革であつて、國家統治の大權は依然として萬世一

人類は集合
體を有す

系の天皇の掌握する所なので、國體の變化ではありませぬ。故に茲に少しく念の爲めに一言を辯じ置くのは政體の變革と國體の變化とである。歐米の各國に在ては政治の變革は直に國體の變化を伴ふのである、何となれば各國には一定の國體なるものがない。或は帝國となり或は王國となり、或は共和國となる等、常に政體の變遷と共に推移して行くのであります。併し日本帝國は決して然ることはない、日本の國體は千古不易であつて、宇宙に磅礴たる真理に因て肇造せられたる國なのであります。是れ人は單獨で世に立てるものではない、集合體の性質を有するものである、人は集合體のものとすれば、其集合する所に首長なるものがなくては成らぬのであります。臺灣の蠻人にも頭目があり、南洋の土人にも首長がある、夫故に國家あれば君主なるものはなく、ならずぬが真理であります。此の真理は常に人類のみに限られたものではありませぬ、禽獸にも魚蟲にも又草木にも凡そ生あるものには此の真理は存在して居ると思はれます、養蜂家などに聞けば善く分るのであります。此の真理を則として肇造せられた日本國には、萬世一系の天皇あり

政體と國體
との區別

井上博士と
國體

て之を統治し玉ふのである。

政體は前に申したるが如く五回の大變革はありました、併し君主は依然君主の系を保ち、臣民は依然臣民の分を守り、君臣の大義は常に明であつて、國體には何等の動搖もないのである。然るに、近來日本の學者等は、一箇獨得の本領識見なく、徒に歐米を崇拜し、真理を究めもせず、歴史をも考へず、世事萬般舉て歐米の學說を盲信し、之を手本とするが爲めに、此區別を混同して居る者が多いのであります。彼の井上哲次郎博士の如き博學多能、加ふるに識見卓越なる立派な學者で、余の最も推服する一人であるが、嘗て共に全國神道大會の招きに応じ、錦輝館に行きましたときに、博士は日本にも國體の變革ありし旨を演説せられた事がある。そこで余は帝國には政體の變遷はあつても國體の變化はないと云つて、其の區別を説明したことがあつた。尋て博士は自己の解釋の誤りなりしことを悟られ、後日國學院に於ける講演に於て、國體は一定不易なりと辨明して、前の非を正されたことがあります、是は博士が歐米の本ばかり讀んで居つた爲め、一寸間違たのでありましょう。此の如く帝國

君主立憲政治
と立憲君主
政治

には政體の變遷はあつても、何等國體には變動がないのであります。政體と國體とを區別せざるべからざる譯けは、前に述べた如くであるが、茲に序に申し述べて置かざるを得ざるは、君主立憲政治と立憲君主政治との區別である。言語で云へば左程の差ひもなく、同じことであるが決して同じでない、大なる相違があるのである。然るに世上の學者は帝國の立憲政治の成立に氣付かずして、輕々に帝國も亦立憲君主政治であると放言して憚らないのであります。是れ歐米に心酔し總て歐米を手本とする結果であつて、歐米諸國の立憲政治は夫れでよろしいのでありませう、乃ち憲法あつて君主が認めらるゝのであるから、余にあつても異論はありませむ。歐米諸國の憲法は多くは是れ民約的憲法であります、憲法政治の元祖と仰く英國の憲法成立の當時を見ますれば、頗る騷擾を極めて、人民が君主に迫りて、君主をして憲法に餘儀なく調印せしめたのである。是れ則ち民約的憲法と申してよろしい譯であります、英國以外の國々も多くは是れなのであります。然るに帝國の憲法の成立せしは、全く之れに反して上下協同し、和氣藹々たる芽出度と

歐米諸國は
民約憲法

帝國憲法の
成立

きに於て、萬世一系の天皇が欽定せられて發布せられたのであります。憲法發布の時に於て降し賜はれたる、明治天皇の二個の詔文は、能く憲法の成立を示し給ふてある。故に憲法の成立は民約などゝは全く相違するものであるから、天皇は憲法の中に於て認められたるのではなくて、憲法に大權の欽定はあらせられても、第三條に天皇は神聖にして侵すべからずとあるが如く、全々憲法の上に卓越せらるゝものである、天皇は即ち國家であつて、國家の憲法は天皇の欽定せられたるものである。故に帝國の現代の政體は立憲君主政治でなくて、君主立憲政治なのであります。

曾て帝國大學教授に美濃部博士なる人あり、帝國憲法を解釋して諸生に教ゆるに方つて、天皇も巡査と同じく國家行政の機關であると述べて、其の筆記を世に公にした、之れが爲めに清議の士の反對を受けたのであります。美濃部博士も歐米の學問を修めて、博士の稱號を得られたのは勿論であつて、歐米諸國の憲法解釋は、其の修めたる學問の中にあつて知つて居られるのであります。帝國憲法の成立ちは左程に古くもなし、左程に込み入つても居ら

博士者流の
帝國憲法解
釋

ないから、帝國の肇造せられたる所以、國體、國性のある所まで研究せずとも、憲法の成立も位は知らむではならない筈なるに。頭腦の常に歐米學士の糟粕を嘗めて、新奇の學說に奪はれ居る博士なるが爲めに、天皇も巡查と同じく國家行政の機關であるなどの言語を吐くに至つたのではあるまいかと、余は寧ろ善意に考るものであります。帝國の萬世一系の天皇は肇國以來の元首であつて、即ち國家である、故に憲法の上に卓立せるものである。故に帝國の政體は、君主立憲政治であつて、天皇は憲法によつて設けられたる君主ではないのである。此區別を知らなかつたから、美濃部博士は漫然として前の如き解釋を爲したのであります。歐米諸國の憲法解釋であつたら、現今博士等の遁辭の用語となつて居る、例の學說であると云つて誤魔化すことも出来たのであります。けれども帝國憲法の解釋と觸れだしたから、單純なる學說など、云ふ遁路がなくなつたは誠に氣の毒の至りでありました。併しながら是等の大謬見、是等の大誤解を吐て揚々自ら得たりとし平氣で居らるゝは、時代の寵兒、今出來の博士には、類例が少なくはない、言論の無責任、世を誤り民

憲法に於て
天皇は成立
せしにあら
す

を誣るの基だしきは、現代が極點だらうと存じます。

次に又申述ざるを得むのは、帝國の政體も立憲政治となつたから、法治國だと思ふて居る學者もありますことである。立憲政治と名さへつけば、法治國だと思ふのは、以ての外の心得違ひと言はねばなりません。是れも畢竟歐米諸國の立憲政治をのみ知つて居る學者等から言ひ出した言語と思はれます。

帝國と法治
國

帝國憲法を美濃部博士の如く解釋しますれば、夫れは法治國に違ひはないのでありますけれども、美濃部博士の解釋の不當なることは前に述べた通りであつて、帝國憲法の成立せられたる當時の勅語の一節には、『朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し、其朕が意を奉體し、朕が事を獎勵し、相與に和衷協同し、益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の偉業を永久に鞏固ならしむるの希望を同じ、此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり』と宣せられ、又帝國憲法第一條に『大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す』とあり、第三條に『天皇は神聖にして侵すべからず』とあるを無視したる解釋なので、歐米諸國の憲法解釋を其儘持つて來て、帝國憲法も其の

通りだと思ふて吐き出したからなのであります。

帝國議會は豫算及法律の編制制定權を有せず
法律の制定は歐米諸國と同一ならず

帝國の政體は君主立憲政治にして、立憲君主政治ではありませむ、帝國憲法は欽定憲法であつて民約憲法ではありませむ。憲法その物が直に國家を治めるにあらずして、天皇が憲法に依つて諸政を勅裁し、國家を治めるのであります。憲法に因て帝國議會は豫算及び法律を決定するも、これが採否の大權は天皇に存してあるのであります。國內平穩無事、和氣藹々たるときに天皇の大權より發布せられたるもので、歐米諸國のように國內紛亂騷擾、四海殺伐不穩のときに於て人民の暴力に依つて成立したる憲法でないこと云ふことが了解せられたならば、法治國であるなど言ふの誤解は決して起らぬ筈であります。又帝國は萬世一系の天皇ありて、肇國以來、億萬斯年の元首として、大權を以て國家を統治せらるゝのでありますから、法律は一面議會の決定するものであるが、一面大權の勅裁するものであるから、歐米諸國の法律の制定と趣を異にし、法律にて國家を治めるとしても、法治國と言ふものではありませむ。祖宗の遺訓及び祖先の遺風たる忠孝を淵源とし、本義として、臣民の精神

を涵養し、臣民皆な國家主義を持たなければならぬのであつて、既に茲に三千年持續し來つたので、帝國憲法の成立は發布の大詔の如くであるから、歐米諸國の所謂法治國と稱するものは全く性質を異にして居るのである。帝國の國體國性は、全く國家主義であつて、個人主義でないから、法治國とせずとも忠孝本位の訓の消滅せざる限りは、國家は興隆し發展し來り、又往くのであります。

政體は往古より民論に因る
議會は民論を採用するの機關なり

歴史の上から之を見ますれば、帝國の政體は封建制度と郡縣制度とに論なく、國政の根本義はこうである。歴代の天皇に於ては、臣民を以て大御寶と唱へ、臣民の心を以て心とせられて、國政を總攬遊ばされたのであります。臣民の心を以て心とせらるゝとは、即ち言葉を換へて申せば、民論に遵て政治を行はせられたと申してよろしいのであります。夫れだから明治天皇の憲法發布の詔勅を深く味ひて見れば、臣民の心を攬るには、歐米諸國に行はれてある所の議會を開くに如くはない。臣民の代表者を集合せしめて國政を論議せしむるは、臣民の心を採る、即ち輿論を採るに一番よろしき方法であると

國體は各國の行政を採用して同化するの力を有す

思召され、憲法を發布し、帝國議會を開かれたのであると思はれます。帝國は夫れ此の如くなるが故に立憲政治となりたれば、國政の根本義には少しも變りのあるものではありません。帝國の國體たり國性たる所は確乎不拔であつて、歐米諸國の行政の方法を採つて之を同化して、帝國の便利を計つたのに過ぎませむ。帝國の君主立憲政治は國體國性に因て成立して居るものであつて、如何なる國々の制度を採つても之を同化するようになつて居るのである。又之を國體國性に同化せしめなければならぬのであるに、之れを歐米諸國其儘に考へるは、帝國の行政の根本義を解せざる者であつて、帝國の行政組織をして諱らす知らずの間に歐米化せしめむとするの論に陥り、國體國性を破壊するを覺らざる無學者と言ふより外はないのである。忠孝を淵源とする國家主義を變じて、愛本位の個人主義と爲さむとするものである。帝國三千載の光輝ある歴史を顧みないのであると言はねばなりません。帝國の國體は肇國以來今日まで依然たり、政體には屢々變動ありと雖も、亦民心に隨て政を行ふと言ふ、即ち行政の根本義は又依然として少しも變

國體の危機に陥りたること前後二回

りはなく、由らしむべく知しむ可らずと爲したのであります。然れども三千載の歴史を閲して國體に動搖を來し、國性に變化を來すような危機はなかつたかと云へば、必しも無いとは斷言が出来ませむ。所謂危急存亡の時期が二回ほど在つた、是れ余の國家の爲に一言以て肇國の本義を闡明せざるを得ざる譯であります。

四 開國と内治及び外交

さて日本帝國の國體に變動を來さむとした、所謂危急存亡の時期とは如何なる時代であつたかと申せば、余は帝國の肇造以來殆んど三千年の歴史を通觀して、敢て歴史眼を具へて居ると言ふではないが、余の見る所では開國の國是を執られた時代が二回であつて、此の二回が國體を危殆に陥れんとしたる、しつゝある時代であると斷言するものであります。而して開國の國是を執つた第一回は何時であるかと云へば、應神天皇以後、天智天皇の時代に至れるまで、凡そ七百年間なのである。神代は即ち開國の國是であつたと云ふ人

帝國の危機には開國の時あり

神武天皇の
建國は鎖國
の國是にし
て應神天皇
より開國の
國是となる

もあり、余も亦そうであつたのではなからうかと思はぬでもありませぬが、前に申述べます通り神代には文献の徴すべきものがない、強て之を研究せむとするが如きは、或は皇室に對し不敬に亘るの恐れがあり、又國家に對し不利を來すの恐れがありますから、慎んで述べないのであります。神武天皇以後は先づ鎖國の國是であつたのが、應神天皇の時代、尙ほ天皇が胎中に御在します際、神功皇后が三韓を征服せられて、茲に外國との交通が初めて開けたのである。今の朝鮮即ち當時の百濟、高麗、新羅、任那、肅慎今の滿韓一帶の地方あたりであり、ましよう、是等の國々より年々朝貢し來り、工藝、技術、宗教、文學に至るまで、有ゆるものを輸入したのであります。單に三韓の者が入つて來たばかりでない、三韓を通じて支那又は印度のものが盛に入つた來たのである。降りて推古天皇の時代になると、三韓を経ずして直接に支那と交通する様になつて、益々盛に彼邦の文物制度を輸入し、帝國は空前の進歩をなしたのであります。是れ皆開國の資である。

併しながら開國の國是を執れば、財政上の困厄を覺悟せねばならぬ、平素に

財政の困厄
は開國より
來る

あつても自國の威信を保ち、貿易を保護擴張する爲めに、相當の軍備を要するが故に、財政は膨脹するのであるが。猶又事の自國の利害に關し、自國の體面を汚さむとするが如きことあれば、即ち外交談判の開始となり、其談判が樽俎折衝の間に纏まりが付けばよいが、然らずして一朝破裂を來す場合は、自ら進んで戦争も開始せねばならないのである、而して戦争なるもの少なからざる費用を要するものであります。開國の國是を執た第一期は、どうであつたかと云ふに、三韓は帝國の半屬國となつたけれど、其反覆は殆ど常なかつたのである、從て帝國は之に對して、自然軍備を擴大するの必要があつた。韓地には官家を置き、任那には日本府を置き、常に相當の兵士を駐屯せしめ、百濟を助けて新羅を伐つ等、戦争は絶えなかつた爲めに、諸國に令して戰艦を造らしめ、多數の徵募の兵士を繰出すと云ふ風で、殆ど寧日はなかつたのであります。恰も現代にあつて七個師團を十四個師團とし、又十九個師團として二十萬噸の海軍を四十萬噸とし、又六十萬噸として、猶ほ軍備の不足を告げ、海軍擴張、師團増設が目下の大問題となり居れると云ふ状態にて、滿州にも支那にも駐屯兵

開國より起
る國防は古
今一致

があるが如く、當年の軍備に忙はしかつたのは同様であつたろうとは、歴史の上から想像は容易に出来るのであります。余は先年こんな話を聞たことがある、彼の有名な長門の壇の浦、彼所は海底に石壇が出来て居るので、壇の浦と唱へ來たのだと云ひます、是れは當時三韓に往復すべき兵艦を造る船渠であつたので、夫故に石壇があるので、今猶ほ壇の浦の名稱は残つて居るのであると云ふことであつた。殆んど二千年の昔のこと、考證未だ詳ならぬが、假令然らずとするも今に口碑の残つて居るを見ても、當時如何に戦争が頻繁であつたかが分るのであります。

又外交に至つては、使臣の往來は年々歳々絶るときはなく、夫れ相應に應接したるが爲めに、帝都に使臣の館があつた計りではなく、九州中國の要地であつて、使臣の船舶の發着する所には、相當の迎接館を建て、之を饗應したのであります。又彼の地に使節を派して駐在せしめたのは、現代の大使、公使總領事、領事、貿易事務官を派遣しあると異なる所はなく、外交費用も蓋し少額ではなかつたと推し得るのであります。此の如くに致して互に貿易を擴張した

樽俎折衝の
類繁

文明の輸入
と國內の窮
乏

のであります。が、外交官の樽俎折衝は現代と比較しましたならば、何れが優れて居つたかは、經世家の判断に任して置きましょう。さて外交は個様な次第でありますから、當時の政務は平生外交と軍事とで、大凡そ持切つて居つた様子であります、其上屢々外交の破裂となつて、戦争が何れの國とか常に開かれ居りて絶たる時はなかつたのであります。開國の爲めに、百工、技藝の物質的、化學は貿易上より外國の斬新なるものが輸入せられて、帝國の文明を助けては參りましたことは慥かに相違はありませむ。けれども、内治の行政は丸でそつち抜けと云ふの状況になつてあつて、此の外交頻繁の時代は、化學、技術の輸入せられ、帝國の文明進歩を來した割合に臣民は富有に至らずして、反比例に貧乏に陥いつた爲めに、帝國の財政は頗る困難なりしこと、現代と少しも異ならなかつたと思はれます。是れ皆な外交及び戦争に多額の國費を投じた爲めで、其戦争も常に絶たることがないからであつたらうと存じます。

戦争は開國の國是を執つたからには、何時外交の破裂を來して、宣戰の詔勅の下るやも知れぬもので、臣民たるものは豫て覺悟して居らねばならぬが。

外交破裂は
平生の覺悟

戦争の利害
は外交官の
手腕

戦争の爲めには租税は嵩まり、産業は衰へ、国内は非常なる困憊を一時來すものである。近くは日清、日露の戦争の如く、やはり同様な譯であります。若しも帝國が鎖國の國是を執つて居ることが出来たならば、決して右様な戦争はせぬで済んだかも知らぬのである。戦争さへせねば亦今日の如く財政上の困難は受けなかつたのでありませう。斯く申せば戦争位ひ詰らぬ、割の合はぬものは無ひようになりませんが、そこが外交官の腕次第なので、戦争に勝さいすれば土地を割かせ、償金を取り、帝國に有利なる條約を結び、國權を伸張して、世界に向つて自由自在に貿易を擴張して、國民幸福を計ることも出来るのであります。帝國の近代の外交官のようでは駄目なのであります。

天智天皇の
鎖國主義

夫れはさて措き、第一の開國の當時、非常に帝國は外交頻繁なるが爲め窮乏に陥つた結果、天智天皇は之が救済の方法として、多年執り來つた開國の國是を一變して、鎖國の方針を執られたのであつて、以後外征の事を一切廢止せられて、海外の兵隊は皆引上げて仕舞たのである。尤も此際は決して鎖國攘夷主義ではなかつた、大宰府に會見所と云ふを置き、其所には外國の使臣を引

開國の國是
と物質的智
識の輸入

見したのである。先づこゝう云ふ風に對外方針を一變して、内治の革新を圖られ、諸般の制度、文物は整然として興り、賢臣之を補佐して以て窮乏せる臣民を救済し、之を鼓舞作興して産業に従はしめたのであつて、其治蹟は實に顯者たるものであります。仍て後世天皇を稱し奉り、中興の明主と云ふのである。應神天皇より天智天皇まで、即ち開國の國是を執つた時が、何故帝國の危機であつたか、前述の如く、財政は非常の困難を來しても、此間には盛に外國の文物を輸入し、飲食、衣服、住居に至るまで、總て改良せられたのである。此の開國の以前は、帝國も餘程不自由で、衣服は何を着て居つたか、住居は穴居でもあつたかと思はれます。然るに開國の國是に由て帝國は空前無比の長足の進歩をしたには違ひないが、只之と共に外國の精神即ち外國の教も入つて來たのであつて、其結果如何は順次に述ざるを得るのである。

五 儒教と民主々義

開國により第一に傳來したのは支那の儒教である。即ち應神天皇の朝、百

忠孝は仁義
を包容す

忠孝は仁義
を包容す

濟より易經論語千字文等を貢献したのである。元來儒教は世人の知らるゝが如く孔孟の教である。即ち仁義を根本とするの教であります。而して仁は廣大なものと云ふが、其の主なるものは孝であり、義は廣大なものであるが、其主たるものは忠である。忠孝は帝國本來の訓であつて、この點に付ては何等帝國の訓と抵觸する所はない。至極結構であります。併しながら其の根本に於ては大なる差違があるのである。帝國の訓は君主々義である、孔子は此の點に付て王道を説いて居るが、孟子に至ては一方に於て民主々義を唱へて居る。即ち周の武王が殷の紂王を弑して、其の國を奪ふたのを評して「賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人謂之一夫、聞誅一夫紂矣、未聞弑君也」と申して居ります。即ち帝國の如き大義名分などは眼中にないのである、宜なる哉支那は度々異姓の天子を戴き居りて、壓迫屈從を衆望の歸する所と心得て居るのである。蒙古人でも、滿洲人でも、只だ仁政を行ふ者でさへあれば何人でも王者であると云ふので、是れ明かに民主々義を唱るものである。併し帝國では決して斯ることは許しませむ、君、君たらずと雖も臣、臣たらざるべからずと云ふ

天皇の神聖
なる理由

のが帝國の教であります、即ち君臣の分は開闢以來確定して居る。故に恐れ多きことではあるが歴代の天皇に在て、全く聖徳の缺けたる天皇の無いとは斷言する能はざるも、之に對し不敬を加へ奉るが如きことではないのである。若し之れ有れば實に大逆無道、俱に天を戴かざる逆賊である。假に孟子の教を帝國に實行すとせば肇國の訓に戻り、國體は直に破壊せらるゝのである。斯の如くに仁義の教は帝國の教に適合して居るけれど、其根本に於て著しい相違があるのであります。併し儒教の傳來は、直接に間接に帝國の國體を危くする様な弊害はなかつたのは幸である。故に今日に至るまで孔孟の教たる儒教は、帝國の祖宗の遺訓、國家主義、公共主義、忠孝の道と能く調和し同化して、少なからず帝國の文教を輔け、精神教育の上に多大の効果を顯はしたることとは疑ひもないのであります。

想ふに支那に於ける忠の本義は、帝國に於ける萬世一系の天皇、國家の元首に對して盡すべき忠とは、解釋を異にし、適用を異にして居る。支那の歴史に據て考るに、孝の道は古代より明かになつてあれども、忠の道は頗る朦朧とし

支那に於ける
忠孝

て居ると思ひます。然れども孔子は周の粟を食はずと稱して、首陽山に薇を採て食とし終つたる、伯夷、叔齊を聖人なり君子なりと賞揚した。聖人君子の稱號は概ね忠の道に適へるようであるを見れば、忠の道はなかつたではなからう。忠の大義の支那に明瞭になつたのは、唐宋以後であつて、張巡、許遠、顏真郷、兵飛、文天祥、謝枋得などの時代であります。孝の道は早く既に孝經なるものありて、孝は天の經なり、地の義なり、人の和なりと説てある、即ち天地の經義に則り人の和を成すは孝の道であります。又曾子は戰陣に臨むて勇なきは孝にあらざるなり、君に對して忠ならざれば孝にあらざるなりと説かれました。親に孝あるものは、必ず君主に忠を盡し、國家に誠を致す者であります、戰陣に臨むて卑怯未練の行動あるは父母を辱かしむるもので、孝道に戻るものである、是等の點は帝國と同じく忠孝一致であります。

舜の孝道

又お伽噺にも支那には古へより孝の道を教へてあります。即ち舜は其繼母の惡む所となり、繼母は實子たる舜の弟の衣裳には綿を入れて、舜の衣裳には藁を入れて着せました。弟は身體温かなるが故に活動も出来ましたが、兄

支那の忠孝一致

たる舜は寒氣に耐へず、慄へ居つて活動が出来ませむから、舜の父は大に舜の腑甲斐なく、弟に若かすとして叱咤しました。舜は黙して之を父に告げませむけれども、父は之を變に思ふたご見へ、兄弟の衣裳を改め見ると、以上の次第でありましたから、父は大に激怒して繼妻を放逐しようと思ひました。此時舜は父に向つて言ふには、繼母あれば自分一人で寒さも濟むけれども、繼母あらざれば弟までも寒くなりますから、出さるよう、して呉れと諫めたご云ふことがある、是れ孝の道は支那に古代より尊重せられたること、存じます。

抑も支那に成立したる儒教なるものは、忠孝を本義とするにあらざれども、其本義たる仁義なるものは、忠孝を包容し居る點よりして、帝國の訓に甚だしき相違はなきが如しと雖。唯仁義を行ふものは何人でも帝たり、王たりと言ふに至ては民主々義なり、帝國の訓たる君主々義と根本を同ふする能はざるを遺憾とするのであります。支那の儒教は民主々義を是認するが故に、一昨年革命軍なるもの起り、清國の天子を廢して共和政治を立て、袁世凱を大統領として國を中華民國など、稱して居ります。是れ儒教より來る當然の結果

支那の共和政治は儒教の結果

共和政治に
對する警戒

であつて、少しも怪むに足らむけれども、今や民主主義、共和政治なるものは歐米の諸國にのみ行はるゝにあらずして、亞細亞の中央に行はるゝに至り、帝國とは一衣水帯を隔つるのみの隣國であります。單に學理の研究として國家の政治のみを論ずれば、共和政治も悪しきものにあらざるべきも、國各の歴史あり、國體あり、國性あり、乃ち帝國を造成したる訓へなるものあり、帝國の訓は君主主義にして民主主義ではないのである。失火も遠方なのは類焼の恐れはありませむけれども、近火となれば夫れ相應に防禦の手段を構ひなければなりません。併し我が家屋は鐵骨、石造であるなれば類焼の恐れもありませむけれども、濫設龜造の木片普請であれば、西風一陣頗る類焼の恐れがあるのであります。帝國臣民の精神たり信念たる所は、外國の教の輸入せられたるか爲めに、今日は薄弱混亂、恰も濫設龜造の木片普請の建家が連續するように成り果て、三千年の陶冶涵養したる鐵骨たり、石造たる建家の如き、鞏固堅牢なる精神、信念は消亡し去らむとするのでありますから、近火の類焼なしと安心することは頗る危険なのであります。故に、時に臨んで一言して置くので

あります。

六 佛教と其及せる惡果

佛教輸入の
初めに於ける
帝國

第一次の開國により儒教に續きて輸入傳來したのは印度の佛教であります。乃ち欽明天皇の時代に置かれまして、彼の百濟の國より佛教及び經論を献じたのである、仍て天皇は勅して廟議を開き、其信仰すべきや否やを諮詢になりました。大臣物部尾與及び中臣鎌子等の肇國以來、祖宗の遺訓を守るものは、我に天神地祇あり、異國の佛神を信仰すべからずと奏したるも、大臣蘇我稻目が之を信仰せん事を哀奏したので、天皇は遂に之を稻目に賜ふて、汝ち獨り之を信仰せよ他人を惑はすことなかれと給まはせられたのであります。稻目は向原寺を建てて之を奉安して信仰怠りなかつたのである、然るに其歲各地とも疫痢が流行したので、是れ必ず國神の罰であると信じ、物部尾與等が奏して佛像を浪速の堀江に投げ込み、且向原寺を焼いてしまつた。其後稻目の子、馬子が再び百濟から佛像を求て之を信仰し、且厩戸皇子が非常の佛教

佛教と其及せる惡果

信者であつたので、共に謀りて天皇の諒闇中に於て兵を起し、大臣物部守屋等の國體擁護者を殺し、廣く佛教を天下に流行せしめたのであります。

佛教は如何なる者であるかと言はゞ、申す迄もなく釋迦の教であつて、哲學とも云べき大乘教あり、未來を説たる小乗教あり、頗る書籍も澤山なれども、其教義たるや慈悲を根本として平等無差別、一切衆生濟度であります。即ち人に向つて法を説くのである、安心立命、遷善改過、極めて深奥なる、極めて巧妙なる説法であつて、就中多くの人に向つて倫理を教たのは結構であります。併しながら佛教は純然たる平等主義である、天子も人なり、乞食も人なり、同じく釋迦牟尼佛の濟度を受けべきものなりと云ふのである。即ち其眼中には君臣の別はない、國家主義を主したるものでは勿論ない。帝國の訓は純然たる國家主義である、斯の如く根本に於て帝國の教に反するものである。而かも此佛教は前述の如く傳來の當初に於てこそ反對もあつたが、間もなく大臣なり、皇子なり、世に權威ある人々の協力の勸誘によつて、忽ちにして天下に行はれ。其後に於ては國々に國分寺を設けるとか、或は詔りして十師を派遣し布

佛教の教義

佛の教

教に力めるところか、まるで國教たるの觀があつたのである。歴代の天子中、身自ら三寶奴と稱せられ、佛いちりに日も尙ほ足らずと云ふの狀況に徴しても、其如何に隆盛であつたかは分るのである、此時が即ち帝國の危急存亡に瀕したる時であります。

大日本帝國に在て開闢以來、臣民として恐れ多くも天皇を弑し奉つたのは何人でありましょうか。眉輪王は皇族であります、又今日の法律で申せば、丁年未滿でありますから、例にはなりません。臣子の分として天皇を弑し奉りたるは、言ふまでもなく蘇我馬子であります。馬子は佛教信者の元祖である、蘇我家は馬子の父稻目以來、深く佛教を信じて居たのであつて、彼れ馬子の頭腦は既に佛に化してしまつたのである。彼の腦裡には釋迦があるばかりで、一天萬乗の天子もなければ、日本の訓もないのである。其孫の入鹿は出入乘輿に擬し、自分の家を宮殿と云ひ、自分の子を王子と稱へたるが如き、借上の行動を敢てしたのである。馬子が崇峻天皇を弑し奉つたのは實に肇國以來、未曾有の兇行なのである、大逆無道、言語同斷の振舞なのである。是れ抑も何に

佛教徒の弑

合

佛教に其及せる惡果

聖徳太子の
行動

基因するのであるか、即ち佛教過信の結果に外ならぬと言はねばならぬ。當時馬子と共に佛教流布に力められた厩戸皇子は、憲法十七條を制定せらるゝやうな聰明な皇子であつて、諡して聖徳太子と云ふ位であります。而も當時馬子の暴逆無道に對して如何なる措置を執られましたか、太子は用明天皇の子にして、崇峻天皇は用明天皇の弟であるから、太子の叔父は天皇にして、太子は其甥である、最も近親の間柄であります。皇族として又臣子として、此の不倶戴天の國賊たる馬子を直に誅戮して、國家の危急を救ひ大義を明かにせらるゝのが當然の處置と存するのである。然るに太子は之れ過去の因縁なり前世の宿縁なりと申されて、馬子の暴逆を是認せられたのであります。

歴史の傳ふる所、即ち大日本史の太子傳並に他の國史によるも、太子は平然として此の反逆行爲を看過したのであります。嗚呼、是れ何たることでありませうか、是れ一に佛法過信の結果である。太子の頭腦には佛教以外、何もかも認めないであるまいか、祖宗もなければ近親もない、君臣の大義もなければ、忠孝の大道もない。馬子の天皇を弑し奉りたるを、佛教過信の結果なりと斷

歴史の證明
する太子の
佛教精神

孝道の没却

言するは、余の一家言とするも。太子の此間に於ける行動は、大日本史の明記する所に據て見れば、太子は過去の報なりと言ふて、馬子に卑附すとあり。過去の報なりとは佛教の言ふ所にして佛語である、佛の教ゆる所である。是れ佛教よりして太子の行動を此の如くならしめて、馬子に卑しく媚び諂ひて、阿り附きたるが如き、醜態を極めしめたるは佛教である、太子をして、佛教の頭腦に化し、佛教の精神に變せしめたるは、歴史の證據立てたる所であつて、余の一家言ではないのであります。而して物部守屋と蘇我馬子と、所謂日本主義なる忠孝の訓と、佛教主義なる慈悲の教との戦争は。太子の御父上たる用明天皇の崩御ましまして、未だ御埋棺には至らずして、殯宮にあらせられまして、皇族を首め大臣等の御通夜申し上て居る時でありました。然るに太子は髮を束ね、弓矢を執つて、馬子の援兵と出驅け、其舍人即ち今日の秘書官の如きものをして守屋を殺させました。是等は帝國の訓へでなく、佛教の上から考へましても、慈悲の教に適つて居ると言ふことが出来ましようか。要するに太子は、萬事珍らしもの好きであつて、一も二もなく新奇を好む、今日の歐化主義者

佛教に其及せる惡果

のような西洋心酔者のような高襟者流であつたらうと存じます。高襟黨でも工藝技術即ち化學的新奇を喜び學ばせられたのは結構でありますけれども精神的の訓までも佛教に學ばれ、日本國本來の忠孝本位なる國家主義なる祖宗の訓を忘却して、何むでも蚊でも佛教でなければならぬ、一切物々、外國のまねをせねばならぬと「ハイカラ」がりては、帝國の國體は滅茶滅茶にされるので困るのであります。

次に帝國に於て臣子の分として天皇を廢し奉り、自ら一天萬乘の位に即かむとしたるは何人でありますか。訊ふ迄もなく世人の承知せらるゝ弓削道鏡であります。道鏡は僧侶である、佛教信仰者として頭腦精神の佛教化してあることは勿論である、彼れは自ら法皇の位を得たりと稱し、文武百官をして朝拜せしめたのである。飲食、衣服は一に供御に擬さしめたのである、其僭上の度も推し計られるのであります。而も尙ほ飽きたらずして、太宰の神官たる阿曾麻呂をして、八幡の神託なりと詐り、道鏡をして天位に即かしめば、天下泰平ならむと奏せしめたのである。斯くの如く道鏡が君臣の分を忘れ、自

佛教徒の悖
虐

國家の大事
に臨むて國
教は光を放
つ

ら天位を覬覦するに至つたのは、抑も何に原因するのであるか、是れ佛教過信の結果である。彼の頭腦には佛以外何ものもなかつたと見ることが出来るのである、佛教は元來平等無差別である、天子も人なり、吾も人なり、吾れ取て之に代らんとしたのは、佛教より云へば寧ろ當然の解釋であるかも知らむ。

稱徳天皇は非常に道鏡を愛して居られたのである、併しながら天位を授くると云ふことは天下の一大事である。そこで更に和氣清麿を宇佐に派遣になつて、神の宣託を伺はせらるゝことになつた。其出るに臨み、道鏡は劍を按して清麿を嚇して曰く「汝よく神託を受けて、吾に志を得せしめば、必ず太政大臣たらしむべし」と。然るに清麿は毅然として屈せず、宇佐より歸て奏して申しますには「我國開闢以來君臣の分定まれり、未だ嘗て臣を以て君となしたる事なし、道鏡何ものぞ無道の人速に剪除すべし」と、臆面もなく神託を直言したのであります。當時清麿なかりせば如何でありましたらうか、帝國の國體は滅亡したのである、帝國の皇統は蹂躪せらるゝのである、實に清麿は國體擁護、皇統維持の功臣である。左らばこそ後世護王神社と祀り、別格官幣

神を祭祀す
るの一例

佛教と其及せる惡果

社として尊崇怠りのないである。斯くの如く佛教傳來當時にありては、帝國の國體を壞り皇統を危せむとする、大逆無道のもの、澤山に出た、是れ佛法本來の教義は平等無差別で亦た止を得ぬのであります。

此の如くに論し來れば、世人は佛教は今尙ほ帝國に傳はつて居て、而かも其後に於て大逆不忠の信者を出さなかつたのは、如何なる理由であるかと反問するのであります。是則ち傳來の當時の惡果に鑑みて、後世に至り行基とか、傳教とか、弘法とか、日蓮とか、源空とか、親鸞とか、幾多の高僧智識が輩出して、國體に反せざるやう、日本の佛教に作り替へて布教したからであります。

故に現在日本の佛教は其元祖たる印度の佛教とは全然別種のものとなつて居るのである、即ち日本の佛教である。若し彼國のものをして之を見せしめたるなら、其差違の大なるに驚くでありませう。斯の如く帝國の國體に合致して戻らざるの日本的佛教に變化せしめた結果、後世には別に佛教の臣民の精神に及ぼせる弊害は認めないのであるが、當時の佛教は、印度丸出しである、純佛教である、故に斯る危険を惹起したのであります。

佛教徒の覺醒教法の變更

七 現代の佛教

歴史の吾人に授くる所に據りて、帝國が開國の國是を執つた第一期の狀況を回想せば、頗る後來を警戒せざるべからざるを得るのである。更に之を約言すれば、此時代にあつては、幾多外國の文明が入つて來て、帝國の外形は非常に進歩したのである。それと同時に外國の教も傳來して、臣民の精神に大變化を來し、臣民の信念に大動搖を起したのである。此精神の變化、信念の動搖は、臣民の本領を沒却して、帝國は危急存亡殆ど累卵の危きを経験したのである。去りながら宇宙の眞理たる忠孝の道、日本肇國の基礎たる祖宗の遺訓は、物部大臣の横死と共に滅亡するに至らずして、中大兄皇子乃ち天智天皇あり、其輔導の臣として藤原鎌足ありて、蘇我一族を誅戮し、和氣清磨ありて、妖僧の肝膽を奪ひましたから、危急の場合を凌ぎ、後ちに菅原道真ありて、和魂漢才説を主張して、精神は何處迄も日本の訓、忠孝でなくてはならぬ、才智は外國なる漢土即ち今の支那の才智を學ぶがよいと主張しました。道真が今日に

菅原道真の和魂漢才説

佛教と倫理
の矯正

皇國の本義

五〇

天神社に祀られ、教育の神となつて居るは是れが爲めであるを存じます。余は佛教の帝國に及ぼしたる効果を、残らず没却しようと思ふものではありませぬ。厩戸皇子の行動に至ては、帝國の教を没却して、管に印度の文明に心酔し、高襟黨の急先鋒となつて、外國を崇拜したるものにて、夫れが爲めに帝國臣民の精神を惑亂し、國家を危殆に陥れたとは述べましたが。皇子の制定せられたる憲法十七條は、今猶ほ存在して居りますか。大凡倫理の規定であつて、帝國の紊亂し居りたる倫理を矯正したる効果は、獨り此規定に止まりませむ。佛教は其他に於ても大に効果あるものと信するのであります。

佛教は陰鬱
的なり

元來佛教は女色を禁じ、酒も飲むな、葷も食すなど定めて、梵鐘を打ち鳴らすなど、頗る陰鬱的、沈靜的のものである。爲めに帝國上古の殺伐なる氣象を温順ならしめたる等は、全く佛教の力であるまいかと信するものであります。効果は固よりないではないが、惡果も亦頗る多かつたと信じます。夫れが爲めに佛教徒及び信者も、之れではいけない、是れでは佛教は遂に帝國より排斥せらるゝ運命に遭遇するであろうと考へたものと見へます。佛教徒も其の

神道は佛教
を降服せし
めたるか佛
教は神道を
利用せしか

信者も日本臣民であります。其根元を尋ねれば皇室の分れでなければ、皇室を輔けて帝國を肇造したる祖先の子孫なること申すまでもなきことであつて、又佛教は全く政權に因り縁つて擴めたものであり、又因り縁らざれば、布教の困難なのを覺りましたから、傳教、弘法などの名僧、智識は乃ち印度丸出しの佛教では、帝國に布教することは出来ぬ、又帝國を害するものであると悟つたのであります。佛法、王法、抵觸せずと申しまして、遂には帝國本來の神道を利用したるか、又は神道に降服したのか、分りませむが、國家主義の上より、忠孝に抵觸せざる程度より、佛教を造りて布教しました。是より後には僧侶は皆な神道と合體しようとして居りますから、南都の僧侶の京都に強請に出るにも、春日神輿を奉して出たるようなこともあり。又道鏡が天位を覬覦したるときも、宇佐八幡の神託と唱ひたるより見ますれば、佛者は神道を利用したる外思はれませむ。兩部神道など、稱して、僧侶が神社の祭祀を掌りたるが如きは、近年に至るまでのことであります。眞宗の高僧大谷光瑩伯の述べたる所などを聞きますと、人には誠がなければならぬ、誠は忠孝の道であると説て

現代の佛教

五一

歴史は編返すものなり

現代の佛教は寧ろ歡迎せん

あります、末輩なる破戒僧侶は知らざれども、心ある僧侶は忠孝の道より布教を計り帝國の訓と同化し、同化せんとするは結構なることであります。余が此の如く第一期の開國の當時のことを繰返して縷々陳述せるに對し、論者は言ふならむ、歴史のことは何人も承知して居る、敢て説明を聞くまでもないこと。然れども歴史は繰返すものと申します、又自分の經歷したるものは、自分の將來を訓ゆるものであるとは、古今東西の學者の一致して居る説であります。余の述べる歴史の状態は、現在今日の状態なのであります、世人悉く此の状態の中に居るのである。帝國臣民たるもの深く現今の状態を看取なされて、第一開國の國是を執られた當時の状態と、比較研究してもらいたいのであります。帝國の現代に於ける佛教は、一、二宗門の帝國憲法第二十八條を誤解して、國家主義、忠孝本位を忘れたかと思ふ點もありません。大體は佛教徒及び其信者は、帝國の訓を無視するものではなくて、佛教の上から帝國の風教を輔くるものであります。又佛教は帝國の國教たる神道とは、國家主義、忠孝本位を取り去れば、一致し易いのでありますから、歐米崇拜の僧侶たり、信

基督教と國體との同化

好奇は現代の博士
眞理は萬世一貫

徒たらざるものは、寧ろ歡迎して宜しいと存じます。余も或る程度までは佛教信者であります、即ち忠孝本位、國家主義の上から佛教を信するものである、人道を教ゆる點から佛教を好むものであります。

日本帝國現代の佛教は、幸に高僧智識のあつた爲めに、帝國の教と同化して居りますか、基督教は未だ帝國の教に同化する能はずして、愛本位、個人主義を頑強に主張して居りますから、第二の厩戸皇子や、蘇我一族や、道鏡の如き、頭腦の外國化し、精神の日本の本來の思想觀念を忘失したるものは、到る所に充ち満ちて居る。殊に教育を受けたる學者などに多いのであります。博士など、稱する時代の寵兒たる今出來學者は、大概日本の精神は忘失したる斗りでなく、學者ぶり、博士ぶりが一杯にて、學說であると稱して新奇のことを述べ立て、國體を危するものも顧みぬものも有るのであります。顧みても彼の人々には分らないのでありませう、眞理は今も昔も變りはないもので、日本の臣民の精神を涵養し來りたる、祖宗の遺訓、肇國の宏謨、忠孝の道は、世界の進化に依りて變るものではないのである。唯だ國家主義で往かうか、個人主

第二期の國
教破壊者は
學者博士の
徒なり

義で往かうかと云ふことは問題ではあるけれど、國には各々歴史があります。帝國の歴史は國家主義で一貫し、三千年に亘れるものなので、之を破壊してまで個人主義にせねばならぬと云ふ必要は、どうして起るのでありますか。現今の學者、博士と稱する時代の寵兒たる人々は、宜しく厩戸皇子、蘇我一族、弓削道鏡等の當時に鑑みて貰ひたいと思ひます。第一期の開國によつて起りたる危険は、上流より來れるもの、現今の危険は、學者、博士より來りて下流に蔓延したるものであつて、危険の程度は現今の危険は一層の憂慮を抱かざるを得ないご存じます。之を病者としますれば、外科的施術を要するものでなくて、内科的服藥を要するものであつて、外面には左程に重態には見へませむが、中々の難症にして、最早治療が後れて居りはせむかと思はるゝのであります。國體を破壊し、國家を滅亡せしむるものは戦争ばかりではありませむ、國體も國家も、國政は猶ほ更のこと、皆な是れ國民の精神の上に築き上げられたるものなのでありますから。國民の精神、信念に變化を來せば、國體、國家は亡滅せむければやまぬのである。

眞宗徒と國體

帝國に於ける現代の佛教は、高僧、智識の輩出したるが爲めに、日本の佛教とも稱すべきもので、國家主義なる忠孝に合し、祖宗の遺訓に戻らざる佛教となり。帝國臣民の精神に及ぼす影響は、誠に穩健になり、帝國を利益することあるも、災害を與ふるが如きことなしとは、余の認むる所でありませむけれども。近頃九州、中國を漫遊しまして、佛教徒の布教の状態を視察しますれば、眞宗と稱せらるゝ佛教徒にありては、其信徒に向つて、毎年一月一日に敬拜するが爲めに、高祖太神の大麻の頒布を受くる帝國の古例は踏むに及ばず。眞宗信徒は其宗門の祖師を崇拜せば足れりと説きつゝ、ありて、現に廣島縣比婆郡の一村落の如きは、夫れが爲め帝國の一般臣民の古例として、毎年頒布を受けつゝ、ありし大麻を拒絶し居れりと聞きたるのである。是れ末輩なる無識、無智の僧侶の主張する所ならむと段々取調べて見ると、そうでもなくして可なりの僧侶の主張する所であつて、獨り比婆郡の一部落に限らずして、中國各所に於て眞宗熱心なる信徒の多き村々には此の例多しと聞きました。眞宗の高祖は親鸞なりと聞く、教は眞理に據るべき者で、因縁關係とは別ではあれど、親鸞は

現代の佛教

五五

親鸞の祖先
は鎌倉佐命
の臣

藤原氏より出でたるものであつて、藤原氏は天兒屋根命の後、天種子命の末裔であります。天兒根命は大日本帝國肇造に於ける佐命の臣にして、春日神社は即ち是れである。天兒屋根命の裔には中臣鎌足の如きありて、中興の名主天智天皇を輔佐して、蘇我一族の反逆を誅滅したる忠臣にて、姓藤原を賜はられ、現に談山神社は是れなのである。此の如くの家系より出でたる親鸞は、帝國に不利である、皇室に不忠である行動は取らぬのであります。夫故に今の眞宗の高僧たる大谷光瑩伯は、皇室とは御縁續きであつて、其伯の講話は前に申した通り我教は誠である、誠は忠孝の道であると説いて居らるゝのである。

宗教の眞理を説くは血統に關するものでない、御縁續きなどに係るものではない、國家の恩惠などには頓着ないとしても、今の高僧大谷伯の説かるゝ所と異なり居るのは、變な譯けでもあると思はざるを得ませむ。去ながら余は眞宗の僧侶に大麻拒絶の説を主張したるものあるは怪まないである、或は然らむと信するのであります。何故と申せば是れも同じく歐米の學問に養成せられた結果であると信するのである、眞宗の僧侶は歐米に派遣せられ、歐米に

眞宗徒の歐
化主義

外教の開國
により來れ
る悪影響

遊學するものが多いのである。同宗教は佛教中にあつて兎に角金回りのよかつた宗門であります、故に僧侶を歐米に學ばせたのであつて、此の遊學派遣の僧侶は、歐米の宗教か布教の方法を學んで來たのでありましよう。歐米の宗教にあつては、君主よりも其宗門の祖師を尊重するのである事は申すまでもなく、人間は平等無差別であつて、耶蘇基督の惠によつて福音を得て居るのであるとの教でありますから、之を學びて布教の手段方法を考るとすれば、大麻拒絶位の行動を執り、言説を吐くは怪みませむ、是れ亦歐米崇拜の結果にして、宗門の罪ではないと存じます。歐米の教が第二期の開國により帝國に及ぼす所の悪影響は、實に測り知る可からざるものであつて、帝國臣民の精神に大打撃を與へ、思想觀念を惑亂せしむるは容易ならぬ次第と存じます。併しながら眞宗僧侶に此の行動言説がありたりとて、余は俄かに現代の佛教を以て、悉く帝國に害あるものと云ふのではない、歐米思想の波及し、歐米觀念の湧起したる事の太だ甚しきものあるを證するのであります。是より第二期の開國の國是を執りたる以後今に六拾年、其間に於ける状態は世人の經歷する

所にして、見聞する所でありますけれども、一言論述せざるを得むのである。

八 基督教と個人主義

第二期の開國の國是

開國の國是を執つた第二期はどうか、やはり同一の歴史を繰り返すの感がある。而して其時機は今より六十年前、安政二年からであります。豆州下田に於て日米條約を締結し、同三年神奈川に於て日英條約、日佛條約を締結してから、最惠國條款によりて、歐米各國と交通を開始したのが、即ち開國の國是を取つた第二期なのである。尤も之に先立ち、徳川幕府の末世、既に外國との貿易は開かれて居たのであるが、當時貿易場としては長崎に限られ、且輸入品も天文、地理、醫書、醫藥と云ふ様に制限を置かれ、國も亦支那及和蘭に限られてあつて、廣く他の國々とは交渉がなかつたのであります。殊に耶蘇教の如き古き足利の末世に入つて來て、一時隨分天下に行はれたのである、彼の大友宗麟の如き熱心なる耶蘇教の信仰者であつた。余は先年愛媛縣に行き、八幡社の多數あるに驚いた事がある、それは何故かと聞いて見れば、當時大友宗

徳川以前に渡來の基督教

麟は耶蘇教過信の結果、自己の勢力範圍にある神社を廢せしめたのである。只だ弓矢の神と云ふのを以て、八幡社だけの存在を許したと云ふのであります。愛媛縣あたりも宗麟の勢力範圍内と見えて、神社は悉く破壊せらるゝがつらさに、そこで祭神の如何を問はず、何れも八幡と云ふの名稱を附して、破壊を免れて維持したのであると、土地の人々は申して居りました。

織田、豊臣、徳川と基督教

織田信長は大に基督教を信仰しまして、天主閣なども築きましたが、晩年は覺つたようにも見え、其後豊臣秀吉は邪教として之を排斥し、徳川幕府の初代に島原の亂があつてよりは、徳川幕府は國家自衛の上より極力之を嚴禁したのである。斯の如く若干外國との交通もあり、其の影響を受けた事がありますが、要するに開國の國是を執つたのは安政二年である、全國に五個所の開港場を設け、交通貿易を開始したのであります。これより帝國は第二期の開國となつて今日に至つたのであります。さて第二期の開國の國是を執つてから如何なる状態であつたかと云へば、外交は益々頻繁になつて來て、各國には大使、公使、領事、貿易事務官を置きて、國家を代表して外交の事に當らしめ、

樽俎折衝絶ゆる時はないのであります。外交の衝突したる場合は、日清の戦争となり、日露、日獨の戦争ともなる、戦争中の歳月は永くはないけれども、費用の莫大なるは第一期の開國の當時に於ける、百濟、新羅の征伐などの比ではありません。數十億の戦費を支出しまして、今猶ほ内外の國債となり居ることは、世人の皆な能く知る所である、國內は増税に増税を重ねて、臣民は國費の負擔に苦むのであります。而して臣民は租税にのみ心配して居る状態であるから、産業を勵み、貿易を擴大するの餘力はないのであります、恰も第一期の開國の當時の状態と變りはないと存じます。

帝國の現在は此の如きの状態なるに、今又各國との勢力權衡の上から、國防の必要とありて、海軍の艦隊増設、陸軍の師團増設と、並んで今日の問題となつて居るのであります。是れ皆な開國の國是を執りて貿易の勝敗を賭し、富強の競争を成すに於ては實際已を得るのであります。鎖國の國是は今日の世界の、大勢上執ることの出来べくもなく、又鎖國の國是では甚だ不自由を感するのである、是等は第一期の開國の當時と比較し、歴史は繰返すものなる

ことを言ふたのであります。國費の増大なる點は暫く措き、開國の國是を執てから、歐米の物質的文明は盛に輸入せられ、開國の第一期にも劣らぬ長足の進歩を來したのである。彼の電信、電話より汽車、汽船に至るまで、今日あらゆる文明の利器を、歐米諸國より輸入したのである。是れ實に開國の國是を執つた爲めで、智識に屬する工藝、化學、技術に至る物質的の利器の輸入せらるゝは、誠に結構なことでありませう。

智識の歐米諸國より輸入せらるゝと同時に、又歐米諸國の精神、歐米諸國の教が傳來したのである。茲に歐米諸國の精神と云ふのは何であるか、彼れは皆な個人主義である、而して歐米の諸國の教と云ふのは個人主義によつて立てられたる耶蘇教であります。耶蘇教は博愛主義である、愛一點張である、愛は眞正なり、愛は絶對なりなぞと云つて居る、所謂平等無差別であつて、君臣の分はないのである。加之耶蘇教は個人主義である、子供が一人生れ、ば一人の戸籍が出来るのである、夫婦の如きも單に愛を以て結合したるのみで、終生姓を異にし、財産を異にして居る。自分の誕生日とか、或は結婚の記念日等には

個人主義は
即ち現代主
義

華國の本義

六二

盛なる祝宴を張るが、祖先の祭典等は更に行はぬのである。所謂現代主義である。即ち耶蘇教には忠孝の教は絶対にならないのであつて、國家主義ではないのである。故に根本に於て帝國の教に反したるものであります。帝國にありても勿論愛は尊いものとしてある。明治天皇の勅語にも博愛衆に及ぼしとあります。併しながら帝國は愛一點張でない、愛以上に尊いものがある、即ち忠孝の道である。忠孝の道に抵觸せざる範圍内に於て愛の道を守るのであります。

愛の極點は
個人主義

基督教なるもの、教の本義は愛の一點にあつて愛の極點に至れば、自己を愛すると言ふに止まるのである。是を以て世事萬般、自己即ち個人より割出すのであつて、個人に不利益なるものは、一切拒絶するのである。國家が如何あらうとも、個人の利害に關係なければ顧みることはない、個人さへ安穩なるを得ば、共和政治であらうが、君主政治であらうが、差支なしと云ふのである。況してや君主は何人であらうとも、例せば道鏡が天子であらうとも、將門が天子であらうとも、個人に利益あれば明天子であると云ふのである。是れ則ち個人主義にして、個人の権利を先にするものであつて、國家だの、君主だのと稱する

ものは、個人の利益を得んが爲めに必要として居るのであると云ふのであります。故に忠なるものは解せないのであつて、又孝なるものも解せないのです。歐米の諸國は此教を以て國民の精神とし、爲めに法律を以て國家を造り、契約を以て政治を行ふのであります。個人主義の集合なれば契約にて國家を造り、法律にて國家を守るより致方はないのである。國家の成立は契約に依り、法律に因るとせば、此教なるもの悪きこともないのであらう。帝國の成立は此の如きものではない、三千年の歴史は此の如きものではない、故に帝國の國體を擁護し、國性を發揮し、權力の均衡を列國に保たむとせば、臣民たるもの宜しく留意せむではならぬのである。

九 國家主義と個人主義との相違

忠あれば君主あり、君主あれば國家あるは論なきことであつて、忠は是れ國家主義なのである。孝は是れ父母に仕へて從順に、祖先に仕へて誠意なるに在つて、帝國は是れ祖先の肇造せられたのでありますから、帝國の爲めに貢献

忠孝一致の
國家主義

國家主義と個人主義との相違

六三

するは即ち孝の道であります。此れ故に帝國の忠孝は一致して離れず、曾子の所謂君に仕へて忠ならざれば孝にあらざるなりと言へるは、帝國の孝である。忠孝一致の帝國の訓は國家主義であります、臣民皆な忠孝であつて、代々國家に貢献し來りたるが故に、君主たる天皇は萬世一系にして渝らず、皇統連綿として天壤と共に窮りなく、臣民は子々孫々相傳へ來りて繁昌し、以て現代に至つたのであります。夫れ故に帝國は一家の如く、臣民は一家族の如く、和衷協同して國運の發展を見たのであつて、是れ即ち國家主義たる忠孝の訓への賜ものであります。忠孝の訓は眞理であつて、古今に亘りて變りの在るべきものではなく、世界に通用するもので在つて、如何なる國々に施しても悖らざるものであります。

開國の國是を執つて、世界各國と通商貿易の大競争を成すの現代となり、文明進歩を來たしたにせよ、眞理は依然として眞理であつて、此の眞理の訓では通商貿易が出來ぬ、外交は困難だと言ふ道理はありませむ。帝國が忠孝の訓にて臣民の精神を養成しては、通商貿易の上に差支ゆる、外交の上に障害ある

忠孝と外交
及貿易

と言は、自ら尻込みするものにて、何故に進むで世界各國をして、此の忠孝の訓に歸順せしめ、國家主義に降服せしめようとはせぬのであらう。自ら進むで外國の教に屈從降服しようと言ふのは、忠孝の眞理を解せず、國家の成立を顧みないものであると言はねばなりません。

歐米の學者の國家の起原を論じたるものも、余の意見と異なる所はありませむ、國家の成立は自然的のものであつて、契約的たり法律的たるものではないのであります。自然的の國家を維持し、存続する能はざればこそ、法律にて又契約にて國家を造成するのであつて、眞理に叶ふたものは斷言は出來ませむ。余の記憶する米國人の論じたるは、『今の所謂萬國史上の中央國民に就て之を觀るに、元來社會の組織は親族に基き、從て社會組織の外面に現れたるもので在つて、政治の事も亦親族に起因するの事實は自ら明白である。概して人民結合の元素と、政權服從の元素とは、本と同一物であつて、即ち血統の關係は其實證あると想像に出るとは問はず、此の二者の元素である。言葉を換へて申せば一家は即ち古の一國に外ならないのであつて、一國の元始は一

國家の成立
は自然的

國家主義と個人主義との相違

忠孝の教は
自然的眞理

家なれば、歴史的に之を觀れば、今日の國と稱するものは、或る意味に於て單に一家の擴大せられたるに過ぎないのであると謂ふも敢て不可はないのである。故に國と云ふは家族の二字を大書したものである』と云て居ります。帝國の肇造せられたるは即ち是れなのである、自然的眞理に原づくのである、故に其の訓も忠孝の自然的眞理であつて國家主義なのである。故に帝國は肇造以來三千載に亘り、國體は確乎不動であつて世界無比なのである。世界の各國は此眞理を守ることが出來ずして、従つて國家主義でないのである、故に法治國となり、契約國となつたのであると信じます。

愛本位は第一義に於て個人第二義に於て國家

愛本位は歐米各國の教であつて、愛の根本とも元素とも云ふべきは個人である、愛は個人を愛するより擴大せられたるもので、第一義は自己即ち個人にあつて、第二義に於て萬物に及ぼすのである。故に國家に對する觀念は第二義に屬するが故に、自己即ち個人に不利なれば國家も顧みぬのである、歐米人の生命を惜むことの甚だしきは、觀じ來れば個人主義より來るのである。國家の爲めには身命を顧みずと言ふが如き觀念は起し得ないのである、國家が

個人主義と
國家主義との
異なる實
例

廢滅するも自己の生命を保ち得れば仕合せであると言ふのであつて、彼の教より觀じ來れば正成の湊川に於ける、義貞の足羽に於けるは、愚の骨頂と爲るのであるふ、乃木大將の死も奇怪に思ふのでありませう。國家に盡すは法律に據り、契約に原つく爲であるとなり居るが故に、露國及獨國の守將は旅順及青島を開城したるのである。是れ個人主義より來るのであつて、法律の規定だけを盡し、契約の成立だけを盡せば、夫れで事はすむのである。生命は自己の權利である、自己の愛する所であつて、之を棄るまでは契約はせぬ、法律もないと言ふのであるふ。是教の異なる所であつて、若しも反對に乃木及神尾將軍を旅順及青島の守將としたならば開城はせぬのである、城と共に消へたのである、城を枕にして打死したのである。是が國家主義と個人主義と異なる點であると言はねばならぬ、日露の戦争は國家主義と個人主義との戦闘である。兵力も軍需も兵器も總ての點に於て、帝國は露國に及ばなかつたのである。而して連戦連捷の結果を見たるは何が故でありませう、國家主義の訓は個人主義の教よりも優れたる訓であると言ふことを證據立てたのである、世

に所謂大和魂なるものは、國家主義なる忠孝の訓で築た精神である。

茲に帝國の訓と、外國即ち歐米の教との違ふ點を簡明に例示したものがあ
る。彼の山岡鐵舟の旨を受け、其門人三神なる人が著はした武士道と云ふ書物
にこむなことが書てある。『茲に一家に火事があつたと假定して、一家族のも
のは將に焼死せむとして居る。此時主人はごうするであらうか、此場合外國人
であつたならば、眞先に妻の手を捉て援け出す、それから尙ほ餘地があれば、子
供なり、父母なりを救護する。日本人は之に反し、自分の危難を忘れ、何事を措
ても眞先に援け出すのは父母である。彼れは自己及其妻を以て第一の首要物
となすが爲めである』と書いてある。是れ日本には孝の道があるからである。
實に面白い説き方であると思ふ。日本人でも妻は可愛い、併し夫が爲めに親
を捨ることは出来ないのである。それと同様に親は大切である。併しながら忠
の爲めには孝も制しなくてはならぬ。彼の源義朝は勅命により父爲義を斬
たのである。最も義朝の行ひの是非に付ては種々議論のあることで、義朝とし
て忠孝の道を共に完ふせむとすれば、今少し遣り方もあつたらうと思ふ。即

忠孝本位と
愛本位との
相違

忠は孝を制
し孝は愛を
制す

ち己の身を捨て、其兩者を完ふしたらよかつたらうと思ふ。義朝は大義親を
滅すと云ふことは知つて居つても、孝と云ふことを輕視したのは頗る遺憾で
ある。故に彼れは尾張に於て其家臣たる長田忠致に殺されたは、父の罰である
と云ふものもある。要するに帝國に於ては忠孝が大本である。乃ち國家主
義を以て國を建てたのである。然るに外國には之がない。萬事が個人主義であ
る。斯くの如く其根本に於て相違せる外國の教、耶蘇教が開國と共に侵入し
て來て、臣民の精神は茲に一大變化を來したのであります。國家興廢の岐る
所、乃ち第二期の危機は將に現代にあるのである。

凡そ開國の國是を執る、即ち外國と交通貿易をして、外國の文明を輸入する
と云ふことは、洵に結構なことに相違ない。殊に今日の時世は、是非開國でなく
てはならぬのである。併しながら、此場合に於ては餘程注意を拂はねばなら
ぬのである。即ち取るべきは取り、捨つべきは捨てなければならぬ。明治天皇
の御詠に『善きを取り、惡しきを捨て、外國に劣らぬ國となすよしもがな』
と云ふのがある。實に御名吟であります。玉石混淆してはならないのである。

外國輸入の
事物に對す
る取捨

新を競ひ奇
を好むは帝
國民の弊

然れども既往の歴史から云ふと、是が頗る困難のことである。新らしきに就くは人情の常であります。況むや燦爛たる物質的文明を見るに於てをやで。頭から心酔してしまふ。而して是非善惡を問はず、外國を尊重する、舶來品とさへ云へば、悪くても高價で在ても、人々は之を好み、之を喜ぶのである。これが物品ばかりではない、總てに及のであるから帝國臣民たるの本領を忘れて精神までも、外國を尊重して之に模倣せむとするのであります。是れ開國の國是を執つた第一期に於て既に經驗した事實である。

精神の改造
を排し復治
を計るべし

物質的文明を取るは可なり、帝國より勝れたる制度に倣ふも結構である。文明的學問を輸入するも宜しい、併しながら、魂までも入れ替ゆる必要はない。帝國には開關以來、血液相傳へ、子々孫々に繼承せる、大和魂肇國以來の訓にて涵養したる精神があるのである。然るに之を捨て、外國の國教を尊奉し、外國の魂に造り替へむとするもの、全國到る所に滔々として蔓延して居るのである。今や國家の危險之より大なるはない。菅原道眞は實に千古忠烈の龜鑑と爲る人物であつた。彼の太宰府に於ける一篇の漢詩を讀むで見ても、道眞

の誠忠奉公の志は分るのであります。彼れは前述の如く國體、國性、擁護の精神より、臣民の思想觀念の變化を憂慮せられ、和魂漢才と云ふことを道破せられたのである。即ち才智は之を外國に學ぶがよい、併し魂はどこまでも日本魂でなくてはならぬと言ふのであつて、實に千古の格言であります。帝國の現代は深く道眞の格言を守ることには致したいと思ひます。

余は少年にして山鹿素行の著せる中朝事實の閲讀を父兄に勧められたのである。中朝事實は帝國肇造の當初より國體、國性の根元を記したのである。而して彼れは儒教、佛教の傳來せられたる以前の事實に止めて、其後には及ばないのである。是れ帝國には肇造の當初より臣民を率ゐて、國家の隆昌を期し發展を計るべき鴻謨なるもの儼乎として存在し、國體爲めに鞏固に、國性爲めに優美なる所以を述べ、儒教なきも、佛教なきも、何等差支のあることなく、帝國は帝國として、臣民の精神涵養の道は備り居ることを表示したのである。儒教、佛教の傳來以前の事實を記述して、其後に及ばざる所は、後人の頗る味はざるべからざる所と思ふ。余も亦帝國には帝國の教は肇造の當初より儼存

外教渡來以
前の帝國

帝國の隆昌
は外教を要
せず

帝國の本義

七二

し、帝國は此の教によりて肇造せられたのであると云ふものである。故に儒教、佛敎を待たざるも、國運の隆昌發展は期し得らるゝのであると信するものである。況して基督教を待つ必要は勿論ないと信するものであります。余は常に山鹿素行の中朝事實の記述をして、宗教傳來以前に限りたるは、頗る眞意の存するものなりと感嘆するを惜まざるものであります。苟ち臣民の師表たるべき模範たるべき、博士、學者等は、曲學を排し、阿世を賤み、肇國の初より巍然卓爾として、儼存せる特殊の國體、特殊の國性に鑑み、臣民精神に對する訓の存する所を講究して、國家百年の大計を誤らざるよう致度ものと存じます。是れ祖宗に對する忠であつて、祖先に對する孝である。施政家たり、經世家たるものは猶更のこと、此心なくむばあらずである。

十 個人主義と其傳播者

開國の國是を執つた前後の兩期にあつては、丁度其軌を一にして居る。否第二期は第一期よりも、より以上に尙ほ甚しいのである。第一期當時にあつて

外國思想の
傳播者は現
代の學者

精神の墮落
者は田舎よ
りも都會に
多し

は帝國內の交通機關なるものは、未だ今日のように完備して居なかつた結果、外國思想は一部都會人士の頭腦を風靡したに過ぎなかつたので、一般臣民は尙ほ堅實なる日本固有の思想精神を有して居たのである。然るに第二期たる現代にあつては、交通機關完備の結果、都會の風潮は週日を出でずして全國に行き渡るのであります。而して外國の思想、外國の教は、都會たるも田舎たるもを問はず、一般に帝國臣民の頭腦を攪亂し、就中都會に蔓延しつゝあるが、田舎は割合に未だ蔓延するに至らざるやう思はれます。此頭腦攪亂の先導者たり、吹鼓者たるものは誰であるかと云へば、博士、學士等所謂現代に於て先覺者を以て自ら任して居る人々である。此等學者は歐米諸國の學問により、其智識を養成したのである。そして歐米の學問を一貫せる愛本位の個人主義に眩惑されたのであります。斯の如く外國の教に隨喜し、外國思想を傳播する者は、外國の學問によりて博士となり學者と稱せらるゝものなるにより、田舎の人よりも都會のもの、下流の人よりも上流のものが多く、帝國固有の精神を失つて居るのである。其證據には、日清、日露の兩戰役に於て、最も能く忠

個人主義と其傳播者

七三

孝の大義を辨へ、身を犠牲に供して國家の爲に働たのは、現代の智識教育を受けたものではない、都會の才子小利口ものでもない、教育も充分に受けない、田舎から出た兵卒であつた、是れ子々孫々忠孝の教が血液と共に傳へ來たからであります。

現代の所謂學者、博士など稱するものは、頻々として精神の變化、頭腦の動搖を來し居るを以て自ら得々として居るのである。先年彼の文部大臣森有禮の如き、身辱けなくも國家教育の主宰者たる重任を負ひ、教育界の模範的人物を以て任じなくてはならぬにも拘はらず、伊勢神宮に至りしときに、畏れ多くも洋杖を以て神宮の御幕を上ぐるが如き、言語同斷の暴行を敢てしたのである。彼は高襟黨の率先者として、耶蘇教を信じ、耶蘇教國人を妻とし、自ら先覺者を以て氣取り、彼の頭腦、彼の精神には、帝國の訓なるものは、少しも存在して居らなかつたのである。余は大不敬罪に處せられたる幸徳秋水等の一派も、基督教を信じたためであるとは申さぬが、帝國の訓を放擲して、漫に外國の教を信仰したるの結果であると云ふことを憚らぬのである。彼の帝國大

現代の學者
博士は精神
の變化、頭腦
の動搖

學者の精神
變化の實例

學教授なる美濃部博士は果して何人であるか。彼は帝國憲法の講義に於て、天皇も巡查と同じく國家行政の機關なり、何等區別はないなど放言して憚らないのである。彼は國體を知らず、國史を辨へず、國家主義によつて肇造したる帝國たるを覺らず。個人主義たる民約國たり、法治國たる、歐米各國の憲法論を金科玉條視し、理論を以て漫然帝國憲法を解釋するから、此の不敬の妄言、不義の讒語を吐露するに至つたのであると言はねばならぬ、博士など、稱する時代の寵兒は概ね此の類である。

又先年明治天皇の陸軍大演習御統督の爲め九州へ行幸遊ばされたことがあつた際、御召列車が門司驛に於て脱線したために、一時間停車場にあらせられ、御進行の出來なかつたことがあつた。此時車掌某なるものあつて、身は原より重き務めに服するでもなければ、忠の訓を守るの深きものであつた、此の門司驛の失態は勿論車掌一人の責任ではなからうが、此の車掌は、斷然自ら其責を引いて自殺したのであります。大演習は殆ど戦争と同じである、錦旗の向ふ所は士氣百千倍、若しも大元帥陛下にして豫定の時間より一刻戰場に御

學者の精神
變化の實例

遲着になつたならどうであるか、一軍の勝敗に關する最も重大事が出來るのである。若し之が敵軍に後を踏まれ御退却の時と假定したらどうである、一時間の相違は實に容易ならざる危機を來すのであらふ。車掌が其責任を自覺して自殺したのは所謂過を觀て仁を知るもので、忠の教より來た精神修養の結果である云はねばならぬ、決して排斥すべき行爲ではありませぬ。故に皇室に於かれましても、爲めに弔慰金を下された位である。此車掌の爲めに有志者間に建碑の協議があつた際、彼の當時の九州大學總長、今の東京大學總長たる山川健次郎博士は之を何と評しましたか、世人の大に注意すべきことであると思ます。

山川博士は、『人世に最も尊重すべきは生命である、然るに其壽命を完ふせずして自殺するが如きは、天理に反したる行で、決して賞すべきことではない。然るに建碑をなすなどと言ふのは、恰も自殺を奨励するので、宜敷ない、不量見である』など、言つて反對の説を述べられたと言ふことです。博士は會津の人で、學界に英名赫々、大學總長を勤めて居るのである。勿論博學多才であり

死は泰山よりも重く死は鴻毛よりも軽きを知るべし

愛信仰の極端は又死を輕視す

ませう、併しながら彼は日本魂は漸滅し、外國化してしまつて居るのではあるまいか。個人主義を執り、自己を首要として、忠及び國家を忘れて居るのではあるまいか。個人主義、自己本位の點より見れば、車掌の行動は成程命を大切にせぬ嫌はありませうが、忠の上より之を見れば、感心至極なのであります。凡そ教を信する上に於ても、極端に奔るものはないではありませむ、博士等の信仰する個人主義も、愛の極端に至れば毎日の新聞紙に累々として男女の心中情死が絶えぬのではありませぬか、是皆な自殺であります。然るに忠の爲めに偶ま一人が自殺したれば、天理に反する、建碑は自殺奨励であるとは、何たる僻論である。片腹痛きことでは無いが。

山川博士は、死は鴻毛よりも軽く、又泰山よりも重しと云ふことを知らぬのではあるまいか。博士は乃木大將の殉死を何と評するであらふ、同じく車掌と同様に見るでありませう、或は車掌以上の馬鹿者と評して居るかも知れませむ。又浮田和民博士は早稻田大學教授として現代に名聲噴々たるものである、而して博士の説く所は愛本位の個人主義であつて最も甚しいものであ

智識を學む
て精神の變
化に及ぶ

帝國の本義

七

る。其の所説に對しては二三を擧げて後ちに大なる謬妄誤解であつて、世を紊し國を危ふするものであることを辨明しやうと存じます。斯の如く現代の所謂學者なるもの、頭腦は七八分通り若しくは全部既に外國化して居るのである、即ち基督教なる愛一點張りの個人主義に變じて居るのである、帝國固有の教は如何なる真理の存するものであるか、此教を以て臣民の精神を涵養したる結果は、帝國に如何なる歴史の成績を貽したのであるかを究めずして、總て之を野蠻の遺習として排斥し、彼等の腦裡には帝國の教はないのである。即ち外國の智識を學ぶと共に、不知不識の間、若くは知り識つての間に、魂までも外國に乗り替たのであります。此くなり果て、有知有識と無知無識とを問はず、外國の魂、外國の教を以て無上の真理と心得、廣く帝國臣民をして外國の教に誘導し、外國の教に感化せしめむと努めつゝあるのである。然るに帝國現在の人々は博士と云ふ名さへ聞けば、精神に關する方面と、智識の方面とに頓着なく、何事も知つて居るものと思ふて居る。醫學博士や工學博士は、其學得したる學科に於ては博士でありませう、國家の肇造せられたるは忠孝

博士は各其
學ぶ所に於
て博士なり

本位、國家主義の眞理に基き、之を國教として臣民の精神を涵養し、夫が爲に帝國は光輝ある歴史の成績を貽すこと三千載、吾人の現代に至つたものであると云事を知つて居るとは言はれませむ。然るに博士とさへ聞けば、農學博士、理學博士でも、何でも構はず、之を招聘して精神上の講演などを聽のである。そこで彼等は高慢顔にて聞き囁りの西洋に行はるゝ個人主義、愛の教より來る道徳論などを吐き散すと、聽く人々は成程名論だ、卓説である、と無暗矢鱈に感服して仕舞のであります。斯くては帝國の國體と國性とは破壊せられずには濟ませむ、帝國の國礎に動搖を來し結局滅亡に瀕するの外はない、國家の危機現代より甚しきはないと申すは此事です、實に此事なのです。

基督教徒も未だ全國到る所に充滿し居る譯ではない。教會堂は都鄙に設けられ、牧師、傳道師は横行して居ると云ふ程でもない。故に基督教に由て帝國臣民の精神を惑亂し、信念を破壊したとしても、牧師、傳道師計りの致した者ではない。現代の高襟黨、學者、博士等を始め、基督教にて成立する歐米を崇拜する自卑自屈の輩が、歐米の物質的、進歩に惑溺し、彼を尊信して先進國なり

精神の破壊
者は基督教
徒にあらず
教育者にあ
り

個人主義と其傳播者

七九

と云ひ、我を輕蔑して野蠻國なりと稱して、一切合切、擧て歐米諸國を手本としたるの結果は、牧師、傳道師以上の基督教傳播者となつたのである。故に帝國の現代は無名の基督教徒は至る所に充滿して居ると申さねばならぬ。如何にも智識の進歩に於ては彼れは先進國たるに相違ありません、崇高なる道義の點よりすれば我れが先進國にて、彼れは野蠻國なりと言ざるを得ぬかも知れぬ。其例は今回歐洲戦局に於ける、獨軍などの野蠻的行動に徴して明なる事實である。近着の佛國新聞には、『日本が既に歴史を有する時、獨人祖先は土穴に潛み、樫の根を嚙れる蠻人なりき、日本の文明と同一視し難し』と言て居る是れ帝國の眞價を認た者と云ねばならぬ。人は智識才能ばかりでは紳士とはなれぬ、精神ありて道義あつて、智識是れに伴ふから紳士とも稱されるのである。帝國臣民の精神は忠孝を以て養成せられ、國家主義を執て居るのであります。彼が愛の教を奉じて個人主義を執て居ること、孰が是、孰が非なるかは、各其國の歴史に由て判斷せなければならぬ。忠孝の訓へ、國家主義を以て肇造したる大日本帝國は、三千年の光輝ある歴史を有して、國體愈々鞏固

精神は主に
して智識は
從

に、國運益々發展して現代に至りたるは、萬國に對して無比無類なのである。其次第は前述の通りであります。何を苦しんで彼れの個人主義を學び、愛の教を奉じ、彼を先進國なりと尊崇せむければならぬのです。左様な必要が何處にもない筈です。無くて善いのであります。是れ日本帝國の臣民たるもの、深く考慮あらむことを願たい所である。茲に於て吾人は帝國の訓は如何なる者であるかを述べて、歐米の教と比較し、深く研究せられて、帝國臣民の三千載傳來する獨特固有の精神、即ち臣民たるの立脚點を明にし、外教傳播の爲めに腐敗墮落せる所のものを復活せしめ、國家の危急を轉じて安泰ならしめ、進むで歐米諸國と致富の競争をせむければならぬ必要があるを存じます。

十一 帝國の神道

世界の上、苟も獨立の一國をなして居る以上、何れの國にも國民の精神を涵養する訓、即ち國教なるものがある。英國では『エビスコバル』教を以て國教として居る、即ち皇帝は國教の總裁であつて大教正を親任し、教正を勅任す

英國に於け
る國教

るのである。大教正は二人、教正は二十四人であつて、當然貴族院議員たるの特権を附與されてあるのであります。而して貴族院議員の中には、國教の牧師中より何名選出すると云ふやうになつて居り、且つ國教の洗禮を受けたものでなくば、公職に就くことが出来ないと言ふか如き、慣例になつて居ると思はれます。斯様に國教を尊重し、國民は其教義によりて支配せられて居るのである。佛蘭西は羅馬教、獨逸は天主教を以て國教とし、制度に若干の差異はあるが、之を尊重することに變りはないのである。露國は希臘教を國教として、皇帝は其總裁である、奧國の如きは羅馬教に屬する有爵の大教正十名、教正十名は又貴族院議員である、伊國の如きは羅馬教にして、憲法に國教たることを明記してある。獨り米國のみは新開國にして、信教自由の國であります、而して是等の宗教は何れも個人主義にして、愛一點張りの基督教と大差ないと云つて宜しいのであります。東洋に於ても同様で、支那の如きは儒教を以て國教とし、印度は佛教を以て國教として居る。

大日本帝國は如何、國教たるべき宗教はないのである、そこで外國人は帝國

各國に於ける國教

帝國には肇造以來の國教を有す

を稱して無宗教國と云つて居る。然り帝國には一の國家的宗教を有して居ない、併しながら宗教以外に國教がある、宗教の上に超然たる宇宙に磅礴たる眞理に基き、肇國以來三千載、臣民の精神を涵養し來りたる教がある、只宗教と云ふ名前は附けてないのであります。これなくんば如何にして三千年に近き光輝ある歴史の成跡を貽すことが出来ませうか、日本帝國は宇宙の眞理に適ふた訓があつて、開闢以來之を繼承し、臣民の精神を涵養しましたから、秩序整然、一絲紊れず現代に至たのである。此の訓を稱して道と云ふ、此の道は此の國が出来てから生れたものか、或は道があつて此の國が出来たものであるか、今明に之を判断することは困難であるが、帝國臣民は此の道さへ守て行き、萬般のこと此の道、此の訓を基礎として行けばいゝのであります。想ふに帝國は此の道、此の訓によつて肇造せられ、國政は此の道、此の訓によつて執行せられて居ることは、歴史が證明して居ると存じます。此の如きこと業に三千年の久しきに涉り、赫灼たる光輝を放ち居るのであります。然るに斯る立派なる國教のあることを人々皆な閑却して、善惡是非を考究せず、濫りに外國

國教を知らず國教を閑却す

各國に於ける國教

るのである。大教正は二人、教正は二十四人であつて、當然貴族院議員たるの特權を附與されてあるのであります。而して貴族院議員の中には、國教の牧師中より何名選出すると云ふやうになつて居り、且つ國教の洗禮を受けたものでなくば、公職に就くことが出来ないと云ふか如き、慣例になつて居ると思はれます。斯様に國教を尊重し、國民は其教義によりて支配せられて居るのである。佛蘭西は羅馬教、獨逸は天主教を以て國教とし、制度に若干の差異はあるが、之を尊重することに變りはないのである。露國は希臘教を國教として、皇帝は其總裁である、奧國の如きは羅馬教に屬する有爵の大教正十名、教正十名は又貴族院議員である、伊國の如きは羅馬教にして、憲法に國教たることを明記してある。獨り米國のみは新開國にして、信教自由の國であります、而して是等の宗教は何れも個人主義にして、愛一點張りの基督教と大差ないと云つて宜しいのであります。東洋に於ても同様で、支那の如きは儒教を以て國教とし、印度は佛教を以て國教として居る。

大日本帝國は如何、國教たるべき宗教はないのである、そこで外國人は帝國

帝國には肇造以來の國教を有す

を稱して無宗教國と云つて居る。然り帝國には一の國家的宗教を有して居ない、併しながら宗教以外に國教がある、宗教の上に超然たる宇宙に磅礴たる眞理に基き、肇國以來三千載、臣民の精神を涵養し來りたる教がある、只宗教と云ふ名前は附けてないのであります。これなくんば如何にして三千年に近き光輝ある歴史の成跡を貽すことが出来ませうか、日本帝國は宇宙の眞理に適ふた訓があつて、開闢以來之を繼承し、臣民の精神を涵養しましたから、秩序整然、一絲紊れず現代に至たのである。此の訓を稱して道と云ふ、此の道は此の國が出来てから生れたものか、或は道があつて此の國が出来たものであるか、今明に之を判断することは困難であるが、帝國臣民は此の道さへ守て行き、萬般のこと此の道、此の訓を基礎として行けばいゝのであります。想ふに帝國は此の道、此の訓によつて肇造せられ、國政は此の道、此の訓によつて執行せられて居ることは、歴史が證明して居ると存じます。此の如きこと業に三千年の久しきに涉り、赫灼たる光輝を放ち居るのであります。然るに斯る立派なる國教のあることを人々皆な閑却して、善惡是非を考究せず、濫りに外國

國教を知らず國教を閑却す

の宗教を信仰せむとするから、臣民の精神を混亂せしめ、動もすれば國家の危急を招くに至るのである。

臣民と宗教との關係

帝國臣民は言ふ迄もなく信教の自由を有して居ります、憲法第二十八條に『日本臣民は安寧秩序を妨げず、及び臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す』とある、即ち信教の自由は憲法によりて確保せられて居るのである。併しながら絶體的自由は許してない、即ち安寧秩序を妨げざる範圍内に、臣民の義務に反せざる限度に於て自由なのであります、此の事は帝國臣民たる人々には常に記憶して置てもらいたい。先年神奈川縣高座郡寒川村寒川小學校での出來事であるが、其の村に寒川神社と云ふ官幣中社が奉祀してある、一日學校の先生は生徒を引率して、此神社へ參拜することになつた。そこで先生から生徒に對し、不參者があつてはならぬ、若し參拜せぬ者があれば、缺席者と看做すと云ふことを豫め注意したのである。所が或る一生徒の父が之に不服を唱へたのであります、私の家は耶蘇教信者である、吾々には耶蘇の神より外には神はない、私の小兒は寒川神社へ參拜させることはできま

宗教徒の憲法無視

せむ、其れが爲めに缺席と看做されては甚だ迷惑すると云ふのであつた。世人は此言を聞いて如何の感がある、苟も日本臣民として皇祖皇宗を奉祀せる神社に參拜するを厭ひながら、尙ほ日本臣民たるの分を守つて居ると云ひ得られませうか、これも安寧秩序を害しないと云ひ得られませうか、國民の義務に負かないと云はれませうか、斯の如きは決して帝國憲法に認められたる範圍ではないと心得ます。騒亂を起さなければ安寧秩序は妨げない、租税を納めさいすれば國民の義務は盡したと思ふは、餘りに憲法を狹義に解釋するもので常識を有するもの、解釋ではないのである。騒亂湧起以外、租税上納以外に、安寧を妨げず、秩序を害せず、義務に負かざる行動を執らざれば、忠良なる臣民とは申されぬのであります。耶蘇教を信するもよろしい、佛敎も可、儒敎尙更に結構である、併し日本臣民たるの資格を守りて、義務に反せざる範圍に於て之を信仰せなければならぬ。即ち三千年來繼承せる國敎を遵奉し、尙ほ餘力を以て他の宗教の國敎と抵觸せざる美點を信するのであつて、決して其の大本を間却してはならないのであります。

明治二十三年の勅語は即ち國教の憲典

今茲に大日本帝國の訓、各宗教の上に超然たる、宇宙に磅礴たるの真理に因て立てられたる國教、天地開闢以來の訓とは如何なるものであるか、簡明に云へば明治二十三年十月三十日、明治天皇の下し賜ひし勅語が之である。之によりて帝國の訓は明に臣民に宣示せられたのであります、即ち其末端に「斯道は實に皇祖、皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所」とある、皇祖、皇宗は皇室の御祖先であつて、其數も多かるべけれど、今茲に具體的に申せば天照太神、神武天皇である。其他にもあれ此の御二方も決して皇祖、皇宗でないことはない、而して天照太神は伊勢神宮であつて、神武天皇は大和の橿原神宮である、則ち皇祖、皇宗は神である、神の遺された道であるが故に之を神道と云ふのであります。帝國の國教は神道にして、之を以て開闢以來臣民の精神を涵養し、之を以て帝國の國體を保ち、之を以て國性を成し、國家は徐に興隆發展し來たのであります。

明治天皇の神道の憲典たるべき勅語を、明治二十三年十月三十日に煥發せられたるものは、時恰も政體の大變革を行はせられる、時であつて、人心の動

忠孝の教は眞理にして世界に施すべし

搖を來さしめざるが爲に、特に之を宣示せられたに過ないのである。其文中に「之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」とあります、即ち眞理は古も今も東も西も同じく、亦之を帝國に施しても外國に施しても悖らぬのである、之を臺灣に施し、之を樺太、朝鮮に施し、之を滿洲、青島に施して何の差支がありません。歐米人は父母に孝を盡して悪い筈はないのであります、眞理は天地に磅礴として世界何れの所にも通せざることはないのである。只だ未だ之を歐米諸國にまでも普及せしめざるばかりである、國家主義なる忠孝の訓を以て、世界の人類を感化するに至れば、天下泰平に至るのであらう。個人主義の跋扈して、自己の利慾のみを圖りては、掠奪闘争の止むときはありません、夫れ故に法律を造りて之を拒のであるけれども、法律が緻密になれば、利慾を圖り、掠奪闘争するの手段も亦緻密になります、法律に法律を重ねても止むときはないのであらう。國家は個人主義で治めるのがよいか、國家主義で治めるのがよいか、余は茲に之を斷言するにも及ばぬと思ふ。帝國は明治天皇の勅語に仰せられたる、忠孝を淵源とする國家主義の訓を、國教として三

千載に亘る、光輝ある歴史の成績を貽したのである。

神道は各宗教の上に超越するものなり

帝國の訓は神道である、神道は則ち國教にして世に教育に關する勅語と稱するものは是れであります。而して此の神道たる國教は國家主義にして、卓爾として世界各宗教の上に超越するの訓であつて、他に之れに優れる宗教を求むることは出来ませむ。孔子も、釋迦も、基督も、帝國の國教に比すれば、其及ばざるや遠きものがあります。孔子の教を國教ともなしたる支那は彼れが如く、釋迦の教を國教ともなしたる印度は彼れが如くである。基督の教を國教とする歐米諸國は彼れが如くに國體を保つ能はず、所謂五大強國と稱すれども、英の如く、佛の如く、露の如く、獨の如く、他國の侵略を受けたり、國內に主權者を斬首するが如き騷亂の起りたるを見れば。其國教は儒教、佛教、耶蘇教共に帝國の國教に及ばざるが故に、帝國の如く國體を三千載の久しきに傳へ能はざるものであると、比較的證明しなければなりません。帝國には肇造以來此の訓あるが爲に君臣の分、一系紊れず、秩序整然として發展を遂げたのであります。而して將來も又臣民舉て此訓を遵奉して、益々國威の發揚、國運の興隆に

努めねばならぬのである。

忠孝は國家主義

此の遺訓即ち神道たる國教は肇國の宏謨より明記されまして、克く忠に、克く孝に、忠孝が帝國の神道の骨髓である、本位である。儒教の仁義に於ける、佛教の慈悲に於ける、基督教の愛に於けると一般にして、忠なるもの君に對するものにて、君なるものは國に對するもので、乃ち國家主義であります。此の忠孝を淵源とし、本位として兄弟の友、夫婦の和、朋友の信を教へたので有ます。

勅語の一項の末端に『爾ち祖先の遺風を顯彰するに足らむ』と宣せられたるより考れば、此の忠孝の神道は特に皇祖皇宗の遺訓ばかりでなく、吾人祖先の遺されたる風であつて祖先の訓なのであります。

忠孝の道、吾人祖先の訓の及ぼす所は廣大なのである、即ち大義、節操、廉恥、是れ皆人性の貴ふべき所である。而して大義を盡さしめ、節操を守らしめ、廉恥を重せしめむとするは、個人の利害を顧みず、個人の利益を空とせざるべからざるものである。忠孝は即ち他に對して行ふものであるが故に、個人の利害を空にするものである。故に大義を盡すべく、節操を守るべく、廉恥を重むじ

個人主義、大義、節操、廉恥

得べきである。若夫れ個人を愛し、自己の利害を主とするものであつたならば、焉むそ能く大義を盡し、節操を守り、廉恥を重することが出来ませうか。覺束なく存します。愛なるものは他に對して起らざるものにあらざるは言迄もなければ、其主とする所は、自己を愛し、自己の利益を愛し、而して後に他に及ぶものである。忠の如く、孝の如く、全然他に對するものであつて、自己を空とするものではない。自己を愛し、自己の利益を愛するの上に於ては、大義を没却し、節操を抛擲し、廉恥を顧みざるに至ることがありますまいか。人の性情より之を判断して、自己即ち個人を愛し、個人を主とするもの、大義、節操、廉恥の觀念に乏しかるべきは、決して争はれぬ事實として現れ来るものであると斷言することを憚らないのである。茲に聊か申加へて置ねばならぬのは、此の神道の勅語は普通一般に教育勅語と謂つて居ることである勿論、『教育の淵源亦た實に此に存す』とある通り、苟も健全なる臣民を教養せむとせば、必ず之に據なくてはならぬのであるから、是を教育の勅語と云ふも不可はない。併しながら單に教育家にのみ下された勅語として、學校以外に之を及ぼさない

現状は大なる過で恐懼の次第であります。

政體變革に
方り發せら
れたる勅語

勅語には勿論一時的のもの、永久的のものがあるが、其の孰れたるを問はず、總て時に際し必要に應じて發せらるゝものである。日露戰爭後、帝國臣民の一般に奢侈に流れ、勤儉力行の美風を缺きて、到る所虚業家が出來て、道德と經濟の調和を失ふに至りましたから、戊申詔書を煥發して臣民を警醒せられたるが如き其の一例である。然らば所謂教育勅語と稱するものは如何なる場合に發せられたのであるか、明治二十三年には教育令が發布せられたのでなく、教育制度の改正せられた譯でもない、これは明治天皇が當時非常に御軫念あらせらるゝことがあつて、御煥發になつたのである。明治二十二年二月十一日、始めて帝國憲法が發布せられ、帝國臣民は建國以來、有せざりし參政の權利を附與せられたのである。而して此憲法は第一帝國議會召集の日、即ち明治二十三年十一月一日より實施せられたのである。是れ實に帝國政體上の一大變革である。此の如き場合に於て如何なる過激の徒が出て、國家の大事を誤る如きことがあるかも測られない、故に議會開會の前日、即ち憲

法實施の前日なる十月三十日を以て煥發になつたのであります。即ち單に教育の爲のみに御下げになつたのではない、廣く日本臣民全般に賜はりたる勅語であることは、片時も忘却してはならぬのであります。

帝國の國教たり神道の憲典たる勅語を、明治天皇の宣示せられたるは、更に一般臣民に此の訓を嚴守せしむるの必要に迫りたるが故に外ならないのであります。故に神道家は之を神道の勅語と云ひ、政治家は之を國體擁護の勅語と云ひ、教育家は之を教育の勅語と名命して居るのであります。勅語降下の當時に鑑みて單に之を學校にのみ一任し置くべきものにあらざるに、其他のものが之を閉却して居ると云ふことは寔に恐れ多きことである。神職は之を神道の勅語と申して居りながら、之を普及することに勉めて居るとは思はれない。此の勅語は宜しく町村役場の開き、郡役所又は警察署の開應式、縣府廳の開應式より各官廳に至るまで、之を捧讀して、此の遺訓此の遺風によりて職責を盡すことを誓はねばなりません。市町村會の開き、郡府縣會の開きより、帝國議會の開會に至るまで、此の勅語を捧讀して忠孝の國家主義を守り、公

勅語普及の
道を誤る

共主義を抱いて、職責を盡すことを誓はねばならぬのであります。余は不幸にして未だ學校以外に此の勅語を捧讀したることを聞かないのは頗る遺憾に思ふのである、殊に神職たる人々の此の勅語、即ち神道の憲典とも申すべきものを、一般臣民即ち氏子に普及することを努めて居らぬのは、頗る怪訝に堪へぬのである、神職の奉仕する神の道とは、此の勅語である、此の勅語より外にある筈はないと存じます。

十二 神道と神社祭祀

日本帝國の臣民として守るべき訓は、明治天皇の明治二十三年十月三十日に發布せられたる、勅語に網羅せられてあつて、此の勅語は忠孝を淵源とする國家主義の訓にして、是れ即ち神道たる國教である。此の訓によつて帝國臣民たるの精神、信念、即ち大和魂を造つたのである、斯く成し來つたのが肇國以來茲に三千年であります。故に之を國體と貴ひ、之を國性と重むじ、帝國臣民たるものは造次にも顛沛にも之を忘れてはならぬのである。明治天皇も「子

神道の憲典
は明治天皇
の勅語

孫臣民と俱に遵守すべき所』と仰せられ、又『朕爾臣民と俱に拳々服膺して威な其徳を一にせむことを庶幾ふ』と仰せられたのである。此の訓、此の道は實に宇宙に磅礴たる眞理であつて、古今獨歩、世界絶無、帝國にのみ行はるゝものである。是れ即ち各宗教の上に超然として光輝を放てる帝國の神道である、帝國の神道とは即ち此の勅語なのである。

帝國の神即ち神宮、神社なるものは如何なるものかは申上げねばなりません。大日本帝國の神は、耶蘇の所謂神の如く空想的のものではない、現實的のものであります、即ち皇祖、皇宗である。初めて之を祀つたのは神武天皇の時であつて、天皇は、中國を平定遊ばされ、皇祖天神を鳥見山中に祀るに當り、『我皇祖の靈や、天より降臨して、光ひに朕の躬を助く、今諸虜已に平く、海内無事、以て天神を郊祀し、大孝を申ふべき者なり』との大詔を發せられ、時の大臣たる天種子命、天富命が祭祀を司つて居たのである。是れ即ち神を祭祀するの始めである、是れ歴史に現れたるものであるが、思ふに神社の祭祀は神代よりあつたであらう、天照太神方に神衣を織つて齋服殿に居ると云ふことも古書に

孝道の根元より神を祀れる基原

神社は忠孝を本位とし、國家主義より祭祀す

は見へるのである。然れども余は歴史に明記せられたる神武天皇の皇祖天神を鳥見山中に祀られたるを以て基原と申すのである。爾來御聖徳なる天皇は何れも官幣社として、佐命の功臣、即ち帝國を肇造するに與つて力ある、吾人の祖先なる國家主義を發揚したる人々を、國幣社又は別格官幣社として祭祀せるのみならず。近來に至るまで遺憾なく國訓を遵奉し、能く忠孝の道義を恪守し、皇祖、皇宗及び佐命の功臣、即ち吾人の祖先たる神々の英靈威徳を紹述して臣民の模範たるべきものは、何れも社殿を造營して之を祀つてあるのである。和氣清麿を護國神社として祀れるも、藤原鎌足を談山神社として祀れるも、菅原道真を北野神社として祀り、楠正成を湊川神社として祀り、源光圀を常磐神社に祀りたるもの皆な同じ意味なのである。殊に一兵卒と雖も、國家の爲に忠死したるものは、何れも神として靖國神社に合祀し、又合祀せらるゝのであります。

抑も一兵卒を神に祀れるは其兵卒は忠の道たる國家主義を遺憾なく發揚して、神慮に適ひ神の精靈に合致するからである。即ち其人を祀るにあらず

神社は臣民
を率ひて教
に從はしむ
が爲に祈る

華國の本義

九六

して、其行動其精神を祀つたのである。故に天皇陛下も之を參拜せらるゝのである。是れ華國の教たる祖宗の道に參拜するのである。斯の如く帝國に於て神を祀れるのは、臣民をして努むべき所を知らしめ、向ふべき所を知らしむるのであつて、現實に國の教を授けるのであります。即ち神は帝國臣民の精神を涵養するの中心と爲つて居るのである。神を祭祀參拜するは報本反始にして隨て神の靈たる忠孝の眞理が崇敬者の精神に感應するのである。是れ則ち精神の修養なのであります。夫故に勅語に皇祖、皇宗と仰せられたるは皆な是れ神であつて、皇祖を天照太神と申し奉れば、皇宗は神武天皇である、天照太神は伊勢の神宮にましまして、神武天皇は大和の橿原神宮にましますのである。勅語に『此の道は皇祖、皇宗の遺訓にして』と仰せられたるは、神の道なのであつて、神の道とは取りも直さず勅語の道であります。勅語の道と神の道と二つはないのであることを知らねばなりません。

神は國家主
義を主宰せ
らる

夫れ神なるものは忠孝の道たる國家主義を主宰するものであります。神の道に違ふて忠も盡さず、孝も盡さず、國家の不爲になることのみを常に行

なつて居るものは、神罰を受けて世の中から擯斥せられ、世の人に相手にされず、落魄沈淪して野垂れ死にをするのであつて、忠を盡し、孝を行ひ、國家の爲めに貢献する所あるものは、世人に尊重せられ、幸福を得るのであつて、之を神祐を得たるものと申すのであります。是れ位のごときは臣民たるものは、三尺の童子も知つて居るべき筈なのである。知つては居るに相違はなきも、利己主義、個人主義の爲めに頭腦を押領せられてしまつて、此の道、此の訓を守らぬものが多くなつて來たので困るのであります。

余は帝國の神社を祭祀せるは、忠孝本位の國家主義たる眞理を實現せられたる、祖宗及祖先を崇敬せむが爲めであつて、諸もろの神にあらせられては、忠孝本位の國家主義を教育の上に發現せられ、産業の上に發現せられ、戰爭の上に發現せられ、災害の上に發現せらるゝ等廣大無邊であれども、神の靈は忠孝本位の國家主義に外ならぬのである。而して是れが宇宙に磅礴たる眞理であること信するものであります。靈の及ぼす所は廣大無邊であること信すれども、靈界の働きを研究するものではない、研究するも神靈は只に崇敬さいすれ

神靈の研究
を費すを用
へず

神道と神社祭祀

九七

ば何人に向ても、火難を避け、盜難を除け、病難を息め、水難を斥け賜ふのであると斷言するの勇氣はないのである。矢張り火難は火の元に用心して火防の備をなし、盜難は鎖鑰を嚴重にして夢々油斷せざるやうなし、病難は攝生を大切と心得て、養生を專一とするやうなし、水難は堤塘を設け、河心を改修する等の工事を施し、總て平生に於て誠實に注意を怠らざるか、忠孝本位の國家主義を遵守するものであつて、神靈の加護を受け得らるゝものである、神慮に叶ふものであると信ずるものであります。佛者の前世を説き、未來を語り、耶徒の靈魂を演辯するが如くにせずとも、神靈は忠孝本位の國家主義であつて之れが眞理である、眞理は不滅不亡である、眞理に適つた行動は神靈の感應せられたものである、神靈の加護せらるゝものであると解釋して、毫も誤りないと斷言するものである、靈の働きを云々して迷信を惹起せしむるを惡むものである、曾て孔子も怪力亂神を語らずと言はれたではありませむか。

帝國の官幣社、國幣社を各地方に祭祀し、府縣には府縣社あり、郡郷には郡郷社あり、市町村には市町村社ありて、夫々の崇敬を捧げて祭祀するのは、是れ臣

臣民の神社
崇拝に精神
の修養に存
す

國教普及に
於て神社は
到る所に祭
祀せらる

民の精神をして忠孝を守らしめ、國家に貢献せしむる事、則ち神靈の如くならしめむとするにありて、帝國の到る所に神社の祭祀せられざるはなく、臣民の之を崇敬し、之を祭祀するは即ち國家の義務を盡ものである。是れ帝國肇造以來の憲典にして、國體、國性は之れに依つて鞏固なのであります、神社は即ち帝國の訓を表明せられたるものである。故に之れが祭祀を嚴肅にし、以て尊崇せしむるは、則ち訓の嚴肅を保ちて尊崇の怠るべからざるを期するにあつて、益々普及を祈り、臣民の精神を涵養せむとするものである、帝國臣民たるも此の旨趣を了解して、向ふ所を知り勉る所を覺らば、毫も誤りはないのであります。肇國の當時より國の訓を臣民に布くの方法に於ては、此の如くに地方、郡町村に神社を祭祀して、少しも遺憾なく備はりたること、歐米諸國の教會堂を設けて宗教を普及せしめむとするよりも、最も能く行き届て居るのであります。然るに後世澆季、人々之を閒却して顧みざるにあらざるも、唯形式計りの祭となり、佛教傳來により彼れに利用せらるゝに至つたのは、帝國本來の忠孝を淵源とする、國家主義の訓の爲めに深く遺憾とする所にして、今又基

歐米模倣の
結果精神の
廢頓

督教の傳來となり、其蠱毒する所となるは、慨嘆せむを得むであります。

さて國家主義の甚だ振はなくなり果て、個人主義の跋扈蔓延し來りたるは、前に悉しく第二期の開國によつて、歐米の教なるものが輸入せられて來た爲めであるを申し述べました。是れは基督教の侵入斗りでもなく、臣民が歐米の物質的文明、即ち化學、工藝、技術の智識に屬する部分の進歩發達に眩惑せられて、一切合切、歐米でなければいかぬ、歐米は文明國である、先進國である云ふて之を崇拜して、其國の成立を究めず、其國の教は愛一點張である、個人主義である云ふことをば考もせず、辨へもせずして、歐米人の行動を學び、歐米諸國の個人主義の國民を治する法律制度を、其儘に國家主義を執れる帝國臣民に施行しようとしたる結果であると申さねばならぬ。

帝國の行政組織を首め法律制度に至るまで、總て歐米諸國を學び、歐米諸國に行ひつゝある法律制度の、帝國に適當しようが、適當しまいが、夫等には頓着なく、變つた制度を翻譯して持出せば、卓絶せる法律家であるが如くに威張り出す状態となつたから、法律制度が色々出來た。法律又法律、數も限りもな

人の爲めに
法を造るに
あらず法の
爲めに人を
造る

く出來た。其中には結好善美の法律もありました。どうか帝國の舊慣、古例、風俗人情には、丸で當て嵌らぬのも少なくはありませむ。夫れを無理に當て嵌めむとするから、帝國臣民を歐米人のようにしなければならなくなつてしもうのであります。元來法律なるものは已を得ざる場合に造るもので、法律が少なくて國が治まるのが宜しいのであります。已を得ずして法律を造るとせば、其國の人民の風俗、習慣に適當したやうに造らないではならぬものなのである。風俗にも構はず、習慣をも顧みずに、法律を造つて、三千年も仕來つた國體、國性、古例、舊格は一切構はずに破壊しよう。習慣は善くとも、風俗は眞なるも、古例の優美にして、舊格の崇高なるも、歐米諸國と違ふて居るものは、擧げて野蠻の習慣、風俗、古例、舊格である、現代に用ゆべきに非ずとして排斥するに至つたのは、言語同斷、沙汰の限りと申さずには居れませぬ。

此の如く帝國は第二期の開國により、外來思想の行政を始め萬般に波及し來りたる爲め、今日までの状態は恰も大堤を決するが如く滔々として横流し、國家主義の振はず、個人主義の蔓るも亦是當然であると言ねばなりません。

外來思想の
神道破壞

神道の振はずして、神職の糊口に困るようになり、神社の殿堂は風雨に破られ、鳥雀狐狸の棲家となり、境内境外の森林は勿論、神木さへも切り拂はるゝに至つたのも無理はないのであります。萬世一系の天皇を奉戴するは野蠻の舊習である、契約を結んで大統領を選挙するのが當然であるごまでに言ひ出すものゝ今迄はないのは誠に幸ひであります。是れ偏に祖宗の神靈、幾多の神々の威徳が、帝國を擁護して、忠孝の道、國家主義の猶未だ絶滅せざるの致す所なのであるご申さねばならぬ。後村上天皇の御製にも『行末を思ふも久し天津社、國津社のあらん限りは』と仰せられたるは、實に茲なのである、神社は即ち護國の神なのである、此を思ひ彼を想へば、吾人は歡喜涕泣に堪へないのであります。

十三 神道と臣民教育

帝國の現在の制度の中に就て、識者の一考を煩したいと思ふのは教育制度であります。帝國今日の學制は官公立の學校を問はず、大學より小學に至る

現代の教育
は智識養成

まで、歐米諸國の學制を其儘模倣したもので、教育の目的は單に智識の啓發に限られて居る。高等學校でも大學でも、各種の専門學校でも、智識に屬する學術を授けて、金儲けの方法を研究せしむるに過むのである。之を學ぶ所の學生も亦た速に有利の職業を得て、生活の途を立てんとのみ考へて居る。學士となり、博士となり、畢竟金儲けの爲であります、是れ必ずしも擯斥すべきではない、今日の時世亦た止を得ぬのである。斯の如くにして帝國には魂を養ふ教育、即ち精神修養、品性陶冶の教育はないのである。否、滿更ないことはない、小學と中學には修身科なる一科目があつて、忠孝節義に關する歴史談、義人烈婦の經歷談等をなして居るに止るのである。併し此の修身科なるものは、一週に果して幾千の時間を當てゝあるでありませうか、至つて少時間である、或は一週二時間位であらうと存じます。

業に中學を終り各種の専門學校及び大學に入れば、修身科なるものは少しもなくなるのであります。即ち帝國現在の教育制度にありては、小學中學に於て、既に臣民たるべき精神は完全に養成し終りたるものとしてあるのであ

學校教育は
智識養成を
専門とすべ
し

る。人間の精神を涵養すること、斯の如く簡單容易であるにせよ、實に驚の外はない、併しながら今日の教育制度も、亦た一面に於て止を得ぬものがある。即ち智的教育的上、人間の腦力に限りある故、これ以上に精神修養の爲め、時間を分つことが出来ないものでありませう。けれども女學の唱歌の如き、體操の如きは、左程に必要もあるまいと思ふ、男學にも今少し學科を減じて、よろしからうと思ふものもあります。然れども必要だと申せば仕方がないから、學校は寧ろ總て智識養成所として、他に精神修養の方法手段を設けるが、國家教育の最大急務である、一日も忽せにすることは出来ぬものである。外國ではどう云ふ風になつて居るか、と云ふに、歐米諸國にありては、私立の學校が、大中小學校ともに多くして、學科は一樣ではありませぬが、智的教育的であるから、要するに中小學さへ修身科はないと申してもよいのである。

外國は學校
を以て智識
を養成し國
教を以て精
神を養成す

抑も歐米諸國の學校教育なるものは、智識を養成する所としてあつて、精神教育に關しては、學校には何等施設がないのであります。併し之に替るべき精神修養の機關が、完全に學校以外に設けられてある、即ち國教であつて、其國

教は大概耶穌教であります。國教は假令山間僻地と雖も、苟くも人間の團體的生活を爲して居る限りは、教會堂が設けられてあり、牧師なるものが置いてあるのである。而して此教會堂に於て精神の修養に力めて居るのである。而かも此教會堂に集合するものは、老幼男女の別はない、即ち幼少の時より身を終るまで、此所に於て魂を養ふのであつて。海陸軍の兵卒は隊長之を率へて至り、監獄には牧師が出張します。帝國の如く兒童の六七歳より十八九歳までの間、小學中學に於て一週に二三時間の修身談を聽て、精神の修養は全く完了したりとするのは、大に其趣きを異にして居るのであります。

元來精神修養と云ふことは、人間一生の事業であつて、決して學校、而かも小學に於ける少時間の教育に於て、完全に濟むだものと云ふことは出来ないのであります。然るに帝國の現在、臣民の精神修養の道は、以上に述べる通り、の極て簡略なることになつて居て、如何にして臣民をして國家主義を完全に守らしめ、忠孝の道を圓滿に行はしむることが出来ましようか。明治天皇の勅語は儼乎として存在しても、唯之を暗誦せしむるに過ぎぬのであつて、其主

精神の修養
は人生一代
の事業

旨に依て帝國臣民の精神を陶冶し向上せしむると云ふ方法手段は少しも完備して居らないのである。故に先年新潟縣の或る學校では、地方傳道の爲めに出張したる基督教の傳道師を招きて、其の講演會を校堂に開いたのである。然るに彼等は個人主義を知つて國家主義を知らぬ、忠考の訓は彼等の排斥する所であるから、悉く帝國の訓たる教育勅語の主趣に反對なる講演をなして、楠氏の忠死を擧て馬鹿者なりと説いたのである。新潟縣人殊に教育者中には、國家主義たる勅語の忠孝本位の訓を守れるものもある、故に此講演會に對して一大紛議を醸したことがありました。

全體學校は智識の教育が第一には成り居るにもせよ、中小學校には修身科もあり、且又教育勅語と稱する明治二十三年十月三十日に、明治天皇の煥發せられたる所は、帝國臣民の一般に奉戴して、教育の淵源とすべきものであるから、小中學校に修身の學科はないにもせよ、個人主義を學ばしむべきものにあらざるは言ふまでもないことである。夫れが爲めに、文部省は明治三十二年に於て、教育界に向つて一つの訓令を發せられたのである、職に學校にあるも

帝國臣民教育の方針は勅語に幾乎たり

文部省訓令

のは之を守るべきは當然なのである。何故に新潟縣の或る學校にては之を守らざりしか、之を守らざる教育者は獨り新潟縣のある學校のみにもあらざるように思はれます。文部省の訓令とは此の如くである、『我國一般教育を宗教の外に特立せしむるは學制上最も必要の事なりとす、依て官公立學校は勿論、學科課程に關し、法律命令の規定ある學校にては、課程外なりと雖も、宗教教育、又は儀式を行ふを得ず』とあります。此の如く明瞭なる訓令のあるにも拘らず、個人主義の基督教の傳道師を招くが如きことあり、況してや其牧師たり信徒たる、松村介石、金森通倫、江原素六、横井時雄の人々を招聘して、講演を謹聽する教育者は到る所にあると存じます、是れでは訓令の旨趣も教育勅語の本領も没却せられたりと申さねばなりません。

個人主義の蔓延し、愛一點張の教の跋扈するは、現代の教育界の状態より觀察せば、寧ろ當然であると申さねばならないのであります。夫れでも小中學校には、一週二時間でも三時間でも修身科なるもの、設けがあるからよいが、それ以上の學校になれば尤で精神を涵養する學科は皆無なのであります。

現代の教育界に勅語を無視し個人主義の行はるゝは寧ろ當然

皆無なのはまだしものことだが、折角小中學校にて教師の苦心して教へた所の臣民的精神を、小中學校以上の學校に於ては打ち壊して居るのである。余が今小中學校の教師が實踐躬行を以て標準とし、折角骨折つて涵養したる臣民的精神を打ち壊して居ると申したならば、奇怪千萬のように思はるゝでありましょうが。試に見よ高等學校、大學、各種の専門學校は、如何なる書籍に據て教授して居るのであるかを、文、理、法、工、醫科ともに原書と稱して、西洋の書籍で教授して居るのでありましょう。西洋の書籍は國家主義を土臺とし、忠孝の道義を基礎とし、成立つた學者の著はしたる書籍でありましょうか、總て是れ愛の教、個人主義を基礎とし、土臺とし居る人士の著はしたる書籍でありましょう。高等學校、大學校の教ゆる所は、智識であつて、金もうけ金銭取り主義であつて、文、理、法、工、醫科ともに技術師、職人を作る所なのであるから、精神上の教育はせぬとしても。其の教授をなす原書は、個人主義たる愛の教を以て精神とし、魂として居る所の學者が書き著はしたる書籍であつて見れば、國家主義に傾むくか、個人主義に傾くかは言はずもがなである。

高等の學校
の用書は個
人主義學者
の著述

中小學校の
修身教育は
高等の學校
に至れば水
泡に歸す

學校教育の制度此の如くなるを以て、余は折角念入に小中學校教師が、躬自ら師表とならねばならぬと申して、實踐躬行、以て涵養したる忠孝を淵源とする、國家主義の臣民的精神涵養を施したるものを、小中學校以上の學校にて教育を受くるに至れば、九で打ち壊はさるゝと申したのであります。中小學校の先生達の折角の苦心も水の泡となり、骸骨折りとなるのは誠に憫れなことで、常に感じて居るものであります。大學を始め各種の高等校にて教育を受けたる學生の臣民的精神は、小中學校の教育を受けた斗りのものよりも消亡して居るのであります。況してや其の教師たる學士、博士の精神は、殆むと臣民的教育勅語に基づく魂は、滅盡して居ると申さねばなりません。帝國の現在には此の通りであるに、技術師、職方たる博士でも、兎に角博士の説だに聞けば、精神修養になるものと思つて、落書き同様の著書を高價に購ふたり。彼等の田舎巡りをなせば、ヤイヤイ騒いで講演會の引張風となる、實に笑止の限りと申さぬを得ぬのであります。併し是れが現代の狀況なのである。

以上の狀況なる現代に於て一種異采を放てるものがある、余は文部省をし

水野博士の
精神的國産
奨励

て智識教育の府たらしめ、精神上の教育は別に古代の制に復し神祇省を興さむと主張するものなれども、近時帝國の教育を説くもの、智識の一方にのみ偏するはよろしくない、學校教育に改革を加ふるでなければ、別に精神上的の教育をせねばならぬと唱ふるものあるに至つたのは、誠に喜ばしいことであると言はねばならぬ。今や帝國は歐洲戰亂の影響を受けて輸入物品に差支を生じたるに驚き、政府も民間も蒼皇として國産奨励會などが起されたのである、遅蒔ながらも國産の奨励は結構なことであるが。此場合に當りて誠に面白く感ずるは、廣島縣嚴島町に開かれたる九州中國の神職大會に於ける水野法學博士の講演の題號である、即ち精神的國産奨励とある、其講演筆記は載せて全國神職會報第九十三號にある。水野博士は先年神社局長を勤められ、神社制度の回復に力を盡されたるために、神社祭祀の性質も能く了解せられ、神社は臣民の精神教育上に最も大切なものであるとの見地より講演せられたるは、頗る肯綮を得たるものであつて、余の多年主張する所と一致して居るので、一讀快哉を叫むたのである。又神社局長たる井上博士は神職は、如何に社會

を指導するかと題して、『國家の宗祀たる神社に奉仕せらるゝ神職諸君は、少くとも小學校の教員諸君と同じやうに、國民の指導者とならねばならぬ、地方民心の統一を謀り、之が中堅となつて社會風教の指導の任に當らねばならぬのであります』と述べられたのは、是亦余の多年の主張と一致するので誠に愉快に思ふのである。皆是れ神社の祭祀を以て臣民精神の涵養に歸するものである、余は現代の博士を代り代りに神社局長に任じたならば、大に覺醒する所あつて國家の利益であらふと信じます。

十四 祭政一致

祭政一致は明治天皇の神靈鎮祭の詔に於て、宣明せられたる所である、帝國の祭祀は政治であつて、政治は即ち祭祀に基づくのである。國家の政治は、即ち臣民の精神に因て行はれ、臣民の精神は即ち祭祀に因て養はるゝのである、帝國の祭政は一致にして、國運は益々隆昌に向ひ來つたのであります。故に帝國の行政組織は往時に在つては太政官の上に神祇官を置き、以て祭祀の事

神道の國教
たる所以

神道の隆替

を掌らせたのである。故に神道は帝國の國教と爲つて居たのであります。儒教、佛教の輸入せられてより、臣民の精神を涵養すべき祭祀の事は、大に是等の教に侵害せられ、祭祀の政務を閑却するに至つたのである。徳川幕府の時代に在つては、寺社奉行なるもの、掌る所とせられ、明治維新の時に、一度神祇官は復興せられたことがあつたが、基督教の輸入せられ、臣民の精神思想を惑亂し、神祇官は廢せられ、僅かに社寺局なるもの、管掌する所となつたのである。是れ明治天皇の祭政一致の詔命と矛盾するものと言はねばならぬ。故に吾人は屢々神社に關する官衙の尊嚴に特設せられむことを主張したのである。而して先年漸く宗教事務と神社事務との混同すべからざる、全く殊にせざるべからざるものたることを覺られ、社寺局を分離せしめて、神社局を置き、以て神宮を初め、官國幣社以下の神社の政務を取扱ふこと、なし、宗務局を置いて、宗教取締に關する政務を取扱ふこと、なつたのであります。

社寺局の分離

神社崇敬の政務と、宗教取締の事務との混同すべからざるは、勿論の事であつて、之を分別したるは、吾人の最も喜ぶべきことである。地下の物部尾與、中

精神修養を掌る官衙は、文部省の如くするを可とす

各國の古例古儀の尊重

臣鎌子をして之を知らしめば、必ずや歡喜に堪へぬのであらう。併し之を分別したるのみにて、内務省中の一小官衙たる神社局に於て管掌せしむるは、祭祀は祖宗の遺訓を守り、國體の尊嚴を保たしむる所以を、臣民に表明し、忠孝の本義を以て、臣民の精神を感化するに足らすと信じます。故に吾人は、往古の制に復し、神祇官を置き、文部省と對立せしむる能はざれば、更に神社局を内閣に移し、其長官をして、總理大臣の兼官たらしむべきを主張したのである。是れ一は天皇の即位にあつて、古代より神祇伯の壽詞を奏するを以て儀式とせられたるに、現今の登極令に於ては、總理大臣の壽詞を奏することになつて居るが、吾人は之を神社局長官の壽詞を奏することに改めたい爲めである。儀式大禮は如何なる國に於ても、古代の法則を案さしめざるを主とするのである。英國の如きも、皇帝の戴冠式は、其國教の大僧正の行ふ所となつて居る。帝國も亦國教たる所の神道の政務を掌る所の長をして、壽詞を奏せしむること、古代の神祇伯の如くならしめむとする微意も亦存するのであります。

臣民精神涵養の大本

を瀧ひてあつて精神修養の點は頗る缺乏である。僅かに小中學校の教師に委任して、一週間に二時間丈の修身講話、夫れも完全なる系統的の書籍はなく、斷編末節によつて忠臣義士、孝子節婦の談話を聞かせる位に止まりて居るとすれば。更に學校以外に臣民の精神涵養の大本、即ち適當なる精神修養の道を求めなくてはならぬ。帝國には果して斯る方法がないのでありませうか、否立派なる方法が設けられ、大本は立ち、道は備はつてある、而かも肇國以來此の道、此の本は儼然として成立しあるのである。然るに明治維新、王政復古を唱ひ乍ら政治家は之を忘れ、一般の臣民も亦之を閑却し、又閑却しつゝ居るのであります。然らば其本、其道、其方法とは何であるかと云はゞ、即ち神社を祭祀し、神社を崇敬するの道である。是が臣民精神を涵養するの大本である。

神社國祭の典例

帝國は祭政一致を以て治國の要道として居るのである。伊勢神宮を初め官國幣社の祭典には、必ず勅使を派遣して神饌幣帛を捧げらるゝのである。而して神宮は言ふ迄もなく、官國幣社の總ての費用は、國庫より仕賄ふのである。毎年帝國議會に提出する歳出豫算の内務省の部、第一款に神宮及官國幣

帝國と祭政一致

社の計費が掲げてあります。而して之れに奉仕する所の神職は、天皇の大權に於て任命せらるゝのである。伊勢神宮の祭主は皇族で、宮司が勅任官、其他の官國幣社の宮司は奏任官である。府、縣、郷、市、町村社の社司、社掌は判任官である。皆な是れ官制によりて政府の任命する所であつて、官國幣社の外の府、縣、郡、市、町村社の祭典には、府、縣、社は府、縣、知事が神饌幣帛を捧げ、郷社は郡長、市町村社は市町村長が神饌幣帛料を捧ぐるのである。是等の費用は皆な是れ府、縣、郡、市、町村の費用なので、不完全ながらも古例は存し居るのであります。

神武天皇の當時、天種子命、天富命は天皇の左右に侍して居られた。現代の國務大臣であつて、一面には國家の政治を司どり、一面には神宮の祭祀を掌て居たのである。現代と雖ども其趣旨に變りはない。即ち毎年一月四日、宮中に於て政治始めの御式がある。其際には總理大臣が御前に罷出で、伊勢の神宮は恙なしと言上するのが例であります。是れ帝國は祭政一致の國である所以にして、神社は臣民の精神修養の中心として祭祀せられたるものであることを、證據立てゝ居ると言ふて宜しいと存じます。神社は前にも述べたる通り帝國

神社祭祀の
由来

を肇造せられたる皇祖皇宗を始として、皇祖皇宗を輔翼し奉りたる所謂佐命の功臣を祭祀したのである。其後に至りて祭祀したる神社は、皆な是れ祖宗の遺訓、即ち忠孝の道義たる國家主義を遺憾なく發揮して、國家に大功勞ある方々なのである。神社は明治天皇の明治二十三年十月三十日に煥發せられたる勅語の道に於て祭祀せられたのである。勅語の道を帝國臣民に普及せしむる爲めなのであります。

凡そ一國の政治は、其國民の精神の上に行ふのである。故に國民の善良なる精神に適合するの政治にあらずむば、其國家は安泰を保つ事は出来ませぬ。

是以て一國の政治と、國民精神の涵養とは、何れの國に於ても密接の關係を有し、至要條件とせざるを得ないので、歐米諸國に國教なるものありて、政治の上より之を尊重して、布教せしめつゝある所以であります。帝國も亦神武天皇の當時より天神を郊祀し、以て臣民の精神を涵養するの中心となし、國務大臣に命じて之れに奉仕せしめたのであります。爾來帝國は一面に神を祭り、一面に政を執ること三千年、是れ祭政一致最も克く國務の實績を顯したるものにして、

國教を尊重
すること各
國一致

して明治天皇の詔ある所以であります。祭政一致は實に帝國の國體にして、又國性を爲したのである。

帝國の執られたる臣民の精神涵養の大本は、忠孝を本義として神社を祭祀し、神社を崇敬して忠孝の道を誤らざらしむる、原則を立てたのであると考へます。而して神職を奉仕せしめて祭祀を尊嚴にし、神域を清潔にし、鴻謨のある所を祈詞として之を神前に朗讀し、拍手して以て之を誓ふ、此の如くにして臣民を率ゐて神の道たる忠孝の心を興さしめたのである。其行爲たる即ち形の上より精神に及ぼすのであつて、言語の上より精神に及ぼさむとするは、祖宗及び祖先の鴻謨を以て祈詞として朗讀するに止まつたのでありますから、大體は所謂不言實行の教訓であつたと言ふべきである。神社の尊嚴を保持し、祭祀の嚴肅を表明するの間に於て、油然として臣民に感化を與へたのである。彼の藤原憲清即ち西行法師の神宮參拜の時の歌に「何事の御座しませば知らねどもありがたさに涙こぼるゝ」と詠まれたるは、是れ則ち神社の靈驗である、臣民皆此の如くせむか爲めであると存じます。

不言實行の
教訓

佛教徒の神
道利用

然るに世が段々澆季になるに従ひ、殊に佛法が傳來してより、高僧智識が神を利用し、神佛一體など稱して、神を道具に使ひ、佛教の普及に努めた結果、遂に種々迷信を生じ、神社に對する臣民の感念を一變したのである。彼の白河法皇の如き、意の如くならざるものは、鴨川の水、双六の賽、山法師のみと云はれた位で、當時佛者の横暴は限りなかつたのである。併しながら其山法師たる南都の僧侶でさへ、朝廷に強請の爲め、京都に來るには、春日神社の神輿を荷ふて來るのを常としたと云ふ位である。即ち神社を利用し、其威を藉りて横暴を働いたのであります。斯様に佛教の道具に使はれ、其間には種々の迷信を生じ、遂には神社を以て金儲けの道具の如く誤解せらるゝに至つたのは、慨嘆の外はないのであります。氏子たり臣民たるものは、神社に對する感念を一變せられむことを望みまず、それと同時に神職たるものは、神社の祭祀せられたる所以を闡明し、其本分の職責を顧み、神道の普及に努められんことを望みます。今日は既に不言實行の時代でありませぬ、佛教に於ける僧侶、耶穌教に於ける傳道師のそれの如く、神職も亦た此の國教たる皇祖皇宗の遺訓、及び帝國

神職の職務

開闢以來の歴史に就て、國體、國性のある所を説いて、臣民の本領たり、立脚點たるべき忠孝の本義を明かにして、國家主義を臣民の精神の上に振興せしめられむことを希望して止まないのであります。

戦役に於て
國教の實績
を顯彰す

帝國は近く日清、日露の二大戦役を経過した若し、此の二大戦役がなかつたならば、臣民の精神は今日よりも尙ほ一層紛亂錯雜したでありませう。當時清國にしても、露國にしても、其兵力と云ひ、武器と云ひ、且軍資と云ひ、遙かに帝國に優つて居たのである。而かも帝國は斯る大敵を對手にして、連戦連捷、古今稀なる名聲を博したのである。是れ何の爲でありますか、言ふまでもなく帝國特有の大和魂があつたからである。即ち皇祖皇宗の遺訓、忠孝の道、更に詳に云へば神社崇敬の觀念が旺盛であつたからである。於是乎歐米丸出しの學者達も、多少自覺反省するに至つたのである。併しながら臣民現在の精神状態は、今尙ほ混亂を極めて居る。即ち個人主義、愛本位、現世主義は、今尙ほ至る所に跋扈して居て、國家主義、公共主義、忠孝本位の國教たる神道は、没却せられ、闕却せられて居るのである。

個人主義者の横行

試に見られよ個人主義の沼々として社會全般に瀰漫して、世事萬般、個人の利益を先として、國家をも公共の事をも顧みることなく、我利々々盲者となりて、個人を富さむとするの状態を。是れ商業上に於ける、工業上に於ける事柄のみにあらずして、國家の事、公共の事であるにも拘らず、世事萬般、個人主義である。町村會議員にしても、府縣會議員若は衆議院議員にしても、金を散すにあらずむば投票を得ることは出來ぬ。是れ即ち選舉人等は全然個人主義である、既に議員となるに多額の運動費、買収費を要するから、一旦議員となつた上は、亦た之が補填の方法を講じなくてはならぬ、勢ひ利益の向ふ所に走らねばならぬのである。斯の如く議員も選舉人も交々個人主義で、持切つて居る、議員の選舉は國家の爲めである、公共の爲めである、一私人の爲めのみにあらずること明なるに拘らず、國家、公共の事柄を行ふに對して、個人を利せむとするに至つては言語同斷である。斯くては立憲政治は遂に國家を如何にせむとするのであるか。

個人主義横行の實例

内閣統計局の調査によれば帝國臣民は、年々五六十萬人づゝ増加し居る、此

神道は向上的發展的なり

増加の臣民を狹隘なる國土に棲はせて、工業は起らず、商業は進まず、將た之を奈何するのであります。故に帝國の今日は對外的發展策を講ずるの外はありませぬ、帝國の臣民性は明治天皇の詔勅にある如く忠實勇武である、祖宗の宏猷は則ち發展的であつて、帝國は從來より神國なり神州なりと稱して居る、ではありませむか。祖宗及び祖先は是れ神宮及び神社であつて、祖宗の遺訓並に吾人祖先の遺風は、取りも直さず神の道であります。神を祀りて遺訓遺風たる忠孝本位の國家主義を學ぶに於ては、神酒を捧げ、太鼓を打ち鳴らして民心を興奮せしめ、人心を鼓舞作興せしむるのである、是れ膨脹的、發展的の教であつて、之を以て皇猷備り、皇謨立ちたのであります。他の宗教の如く梵鐘を鳴し、飲酒を禁じ、沈鬱的に、萎縮的に、厭世的に導くものでありませむ。今や國家は一大變遷、第二期の危機に遭遇して居る、國家主義、公共主義、忠孝本位の國教たる神道を以て精神とし、立脚點として、益々國家の爲め公共の爲め盡瘁せらるゝにあらざれば、人口増加の上より考るも、國家の前途は測り知るべからざる慘禍に陥ると覺悟せねばなりませんまい。

法律を以て
祭政一致を
體國と破壊
したること

茲に余の最も遺憾に思ふ所の一點を述ざるを得ぬのである。夫れは帝國現代の總ての制度は、一切合切、擧て歐米を手本として造つたのであるから、府縣制、市町村制の如き、地方行政の制度を、始め、帝國は元來が祭政一致の國體を辯まへざりしことである。神社は總て國家の崇敬すべきもので、行政上より祭祀すべきものたることを忘却して、府縣制、市町村制等を定めたから、神社を宗教の佛堂伽藍と、神職を僧侶と同視して、規定外に置きたることでありませう。府縣制、市町村制に神社を規定せざるも道理、官國幣社の經費さへ國家は打切勘定として、支出せむことに致す考であつたのであります。議院法に於て、神職を僧侶の如く被選權を奪たのである。是れ帝國の國體を解せず、神社は何の爲めに祀つたのだも知らざるからである。吾人は官國幣社は國家の祭祀すべきものたることを絶叫して、先年漸く法律を造つて永久國費の祭祀となし、府縣鄉村社には、府縣郡市町村費より、神饌幣帛を捧ぐることにしたのであります。併し未だ府縣鄉村社の費用は、總て府縣郡市町村の行政費より支出することに、古代の如く復活せしめ、又神職に被選權を與へざるを遺憾とするも

神社祭祀復
舊の端緒

のである。其後に府縣制、市町村制は改正せられ、今日は補助費の名目より支出するも、差支なきまでに成たのは、未だしも喜ばしきことである。

十五 個人主義と現代

開國を國是としたる帝國は、世界各國に向つて生存上の競争をなすのであります。りますから、世界の氣勢に順應して、民族の發展を圖らむではなりません。吾人も覺悟は致して居るでありませう。吾人も所謂自尊自大、獨り天狗で濟して居つては、世界各國との競争に打勝つことは、出来ないこと、は存して居るのであります。『善きを取り、惡しきを捨て、外國に劣らぬ國となすよしもがな』と仰せられたる、明治天皇の御製は、感佩せざるを得ないのであります。去れば國體も辨へず、歴史も顧みず、善であろうがあるまいが、智識の方面と精神の方面との區別も考へず、一切擧て歐米諸國を崇拜し、之に模倣するは、自主獨立の本旨を失墜するものであつて、帝國の體面を傷くるのみならず、遂には帝國を擧て亡滅せしむるに至らしむも知る可からざるのである。帝

自尊たらず
るも自屈た
るなけれ

國の歴史に鑑み、國體を尊重し、國教を嚴守して、臣民たるの精神、即ち立脚點を確立し、世界各國の大勢に順應して、競争場裡に輸贏を闘はすればこそ、帝國たるの體面を保ち得るのである。國權をも伸暢し得るのである。國威をも發揚し得るのである。國力をも増進し得るのである。是等の道理は余が物知り顔に論述せずとも、何人も承知あるべき筈なるに、左はなくして帝國の精神界、信念界の目下の狀況は、國家主義と個人主義との混戦中でありませう。

余の懇意なる或る代議士の話に、近來選舉區の有志者から、其子弟の就職口などを頼み來る書狀に、必ず次の選舉には大に盡力する、又は親戚朋友に選舉權を有するものが何人ある、残らず貴君に投票させますから、子弟は早く何れの會社になり世話して貰ひたいと書てないものはないようになった。如何に利益の交換の世の中にて、早分りがよろしいとは申しながら、是れでは代議士を選ぶは自己の便利に使役する雇人同様に心得てゐるではあるまいか。代議士は國政を審議し、國家の利害を討論するものなどと云ふことには、少しもお構ひなく、其人格だの品位などには、頓着ないものと見えます、是れ皆な自

個人主義横
行の實例

報酬を約束
するの行違
は徳義に反
す

己の便利を主とする個人主義より來れるものであつて、國家主義より申せば、甚だ鄙しき行ひであります、個人主義にせよ今少し大きく個人主義を用ひて貰ひたいのである。豪膽にして正義を守りて、國家の爲め臣民の爲めに盡瘁する代議士を出して、法律は臣民の權利を保證するよう、租税は臣民の利益を計るの途に支出するよう、國家的、公的に働く人物を選舉したならば、結局個人利益となり個人主義の目的を達し得るのでありませう、個人主義も目前の小に用ひずして、後日の大に用ゐるようにしたきものであります。

凡そ人間たるものには、情義とか徳義とか云ふものはなくては、人間とは申されないのであります。情義を備へ、徳義を有する人物であれば、他人の恩故にあづかり、他人の世話を受けたことがあれば、必ず之れに返し報ゆるは當然の行ひであつて、御禮をするとか御恩を報ずるとか、世話になる前から約束をするようなることは、甚だ鄙しき行ひとしか思はれませむ。御報するから世話してくれ、御恩を返すから骨を折て呉れなどと申すは、人を見下げたるものゝ頼みようとしか思はれませむ。然れども現代の個人主義の代議士などは、

個人主義及
現金主義

有志者から子弟の就職口でも頼まれたときは、直ぐ冒頭に君は選挙権があるか、君の親戚には選挙権即ち投票は何票あるのかと尋ね出して、幾千票あると聞いてから、夫れでは子弟を世話してやりましょう、其かはりには此の次の選挙には、屹度拙者に投票しろと申すのであります。若しも選挙権がないとなれば、金銭でも持つてこいと言ふのでありましょう、夫れも持て来そうもなければ、佛頂面して直ぐ断りもしますまいが、頼みは受けばなしで、世話してやる考などは毛頭ないでしょう、或は断るかも知れませむ。

個人主義極
行の極國家
の危険

斯の如く選挙を露骨な、現金主義な、品物賣買と同じように心得て居まして、少しも之を怪まないのが今の世の中には随分あります。代議士の選挙が斯くなり果てましては、法律の善悪、租税の寛苛などはあつたものではない、法律が善かろうが、代議士は賄賂を取ろうが、利慾をのみ考へて居ろうが、其邊には頓着せないことになるのであります。國家の前途は實に危険千萬と言ふより外はありませぬ。選挙人も代議士も個人の利慾に走り、帝國議會は個人の利慾を營む所となれば、隨て各省官吏も大臣も亦個人の利慾をのみ計ることに

個人主義の
國家は法治
に據り契約
に従ふ

なりませぬ。上下交々利を營む、國夫れ危哉とは、此事だと思はれます、國家は結局、法律、契約で立ち往く外はないのである。歐米諸國は個人主義でありますから、法治國である、契約國である、世事萬般皆な契約に原づくか、又は法律に従ふのでありますか、帝國も亦左様にせぬではならぬことになるのであります。日本帝國の萬世一系の天皇を戴き、君臣の分は肇國以來劃然として定まり、以て三千載に亘る光輝ある歴史の成績を貽したるもの、現代を以て限りとなるであります、明治天皇の天壤無窮と仰せられたる數個の詔勅は、空文たるに至るであります。是れ吾人大和民族として祖先より皇室及び國家に對し、忠孝の道義を以て、赤心を捧げ來れるもの、忍むて看過し得べきことではありませぬ。

憲政擁護を
叫ぶむこせ
は先づ精神
の回復を叫
ぶべし

憲政を布かるゝこと僅かに二十五年に過ぎない、然るに既に選挙人より代議士に至るまで腐敗を極め、大義名分は地を拂ひ、高節、清操は跡を絶ち、憲政危機を絶叫するものあるに至る。而して此の如くに至れるものは、忠孝の道は振はずして、國家主義の訓は衰へ、愛本位の蔓延し、個人主義の跋扈するの致す

所たるを覺らず、徒らに憲政擁護を絶叫するは、愚の至りと言はねばならぬ。憲政の腐敗して代議士の大義名分を正さず、高節清操の衰へたるに乗じて天皇輔弼の大臣にして政黨を籠絡し、代議士に利慾を飽かしめ、以て議會を利用し、自己の慾望を政治の上に充たさんとするに至る。前年山本内閣の海軍擴張に一億六千萬圓の計畫を提出して、軍艦を増建せむとしたるは即ち是れである。一般の臣民をして是より生ずる賄賂を收得せむとするにあらざるかを疑はしむるに至つたのは、怪むに足らぬのである。是れ既往の軍艦製造に於て多額の賄賂を收得したる高級軍人ありて、刑法の犯罪人たるに至り、是れより先き代議士の收賄に對して、刑法の犯罪人を出したると合せて、憲政史上の二大汚點と言はざるを得ぬ。國家行政の要路にある海軍々人にして然り、國家立法の基礎たる代議士にして然り、是れ皆な個人主義の跋扈して國家主義を顧みざるの致す所である。個人主義なるもの一變して利己主義となり、再變して現世主義となり、一般臣民の精神に大變化を來し、憲政を危殆に瀕せしめたるもの又己を得ぬのであるふ。

精神墮落して肉慾主義致す

現代學者の精神、思想、觀念の變化墮落太甚しく、其肉慾主義を以て、自然的真理なりと稱し、之を矯正し、之を抑制せざるの傾向となる。肉慾主義をも時代思想なれば、夫れでよろしとして歓迎す、帝國が法治國となり、共和國となるも一切頓着するに及ばず。人間が面白く安樂に食て寝て往けるなれば、夫れで宜しきものなり、是れが時代なりと主張するものがある。斯くては三千載に亘り、世界に冠絶せる帝國の國體も、最早三文の價值もなし、帝國以來連綿たる皇統も、何等の尊重するに足るものなしとするものにて、帝國の光輝ある歴史も無趣味に終るものとなり、大義名分などは狂人の譚語に過ぎずと見るならむ。是れ基督教の信者と同じく、自己のみを愛する個人主義の本音を發揮したるものにて、現代の外は既往もなければ將來もなし、父母もなければ子孫もなし、況んや國家主義をや、況んや忠孝の道をやである。余は前年帝國憲政と道義と題する、一小冊を世に公するに方り、二十余人の學者に評説を求めたることがある、此の二十余人の評説する所は、各々異なる所ありて、頗る興味があり讀者の參考ともなりますから、自説と合するものも、亦反對なるものも、其儘

之を卷末に掲げて公にしたのであります、就中最も面白く感ずるは、浮田博士の評説にあつた。

浮田博士の
家族制度論

浮田博士の説く所に曰く『支那人は家族制度を貴ぶこと世界に冠たり、此故に忠よりも孝を先きにし、國家よりも家族を貴ぶ、是れ其の衰る所以なり』と。博士は西洋は國家よりも個人を貴ぶとすることを御存じなき筈がないでしよう、個人さへ發達すれば國家は衰へずして興隆するものと信せらるゝか、支那の衰ふる所以は觀面の證據にはならぬではないか。然るに個人の權利を重するが故に、西洋諸國は興隆すと解せらるゝは、是れ大なる謬りと申さねばならぬ。西洋諸國の支那の如く衰へざるは、法律により契約によりて、辛じて國家を維持することを知らざるものならむ。西洋の個人制度を辯護せむが爲め、支那、朝鮮を引合に出し帝國の家族制度を、非難するは太甚た穩當を缺けりと言はざるを得ぬ。且博士は帝國の家族制度を封建の遺風なりと説かれた、然り封建の時代も家族制度であつた、大化革新以後の郡縣政治の時代も家族制度であつたことは御存じないと見へる、帝國の家族制度は、封建と

法律契約は
歐米の國家
組織

郡縣との政治組織に關せず、肇國以來の國體の然らしむ所である。

忠孝は慈悲
博愛を包容
す愛は忠孝
を包容せず

浮田博士は又曰く『佛教及び耶蘇教の根本義は慈悲と愛とにあり、故に何れの國體にも矛盾する事なし、帝國の道義は忠君愛國にあり、而かも慈悲博愛と相容れざるものに非ず、然るに帝國の道義、佛教及び耶蘇教と一致せずと云ふは、帝國の道義を除き偏狹に解釋するか、然らざれば佛教及び耶蘇教の本義を誤解するものと云ふべし』と、余は忠孝と慈悲、博愛と相容れずとは言はず。佛教及び耶蘇教は平等無差別にして、貴賤貧富を問はざるものであつて、所謂人に向つて、法を解く、即ち個人主義なのである。帝國の忠孝は國家主義にして個人主義ではないのである、忠孝が土臺である、基礎である。耶蘇教には忠の教はないのである、孝の教はないのである、君父を假りのものとなして居るのである、帝國の訓とは根本に於て一致せざるものなのであると斷言するのである。けれども慈悲を排斥するではない、愛を排斥するではない、慈悲も愛も帝國の訓たる忠孝の道には包容して居るのであることは説かずもがな、言はずもがなと承知せられたのである。愛の教には絶対に忠孝を認て居ら

忠孝は國家
主義にして
愛は個人主
義なり

ぬではないか、忠孝を排斥して居るではないか。只是れ愛絶對を主張し、愛一點張の教を以て、帝國の萬世一系の天皇を奉戴し、大義名分を尊重して、三千載の現代に至れる國體を破壊せずと思はるゝが。博士は忠孝を知り、博愛を知り、慈悲を知りて居らるゝ以上は、國家主義と個人主義とに御心付きの無い筈はなかるべきに、之を喊黙して忠孝と慈悲博愛との一致せざる筈はないと、空ら耄けて申さるゝは、御自説、御維持の御便宜上から御都合よろしきように出鱈目を御述になつたと見るより外は御座りませむ。

博士は又曰く『孟子の民主説は今現に支那に於て實行されつゝあり、支那に於ては堯舜の禪讓、桀紂の放伐、是れ支那に於ける仁義忠孝なり、日本に於て萬世一系の皇室を奉ずるは、日本に於ける仁義忠孝なり、帝國の道義と何の異なる所あらむや』と評してある。是れ何等の理由、何等の譯けであるやら、余は解釋するに苦まざるを得ないのであります、或は糞も味噌も同じであると云ふではあるまいか。人間は美肉膏粱を食す、是れ人間の食物なり、犬猫は糞穢腐骨を食す、是れ犬猫の食物なり、人間の營養物と何の異なる所あらむやと言

浮田博士の
國體を指摘す

ふと同じことである。狗猫が糞穢を食して營養物としようが、支那が桀紂の放伐を仁義忠孝と心得て居ようが、余は其様なことには頓着いたしませむ。人間は人間の好む所を食し、狗猫は狗猫の好む所を食するに對して、彼是れ申さず、如何に物好きならざればとて必要なしの言論は致しませむ。第一期の開國と共に狗猫の食物を輸入して、人間に食はしめむとするは、人間の身體を害するものであると申すなれ。第二期の開國も亦同様であるから、國體を破壊するのであると申すのである。人間中に於ても自ら其成立の異なる人に向つて、同様の食物を供すとせば、健康を害ふに至るべきは勿論なることを御承知ありたきなれ。氣候、風土、習慣は人間の生育上の要素であることは誰でも知つて居ることである、博士豈に之を知らざる筈やあるべき。

博士は桀紂の放伐を支那の仁義忠孝である、帝國の道義と異なる所なしと申さるゝからには、帝國に桀紂の放伐の如き事柄あるも差支なし、是れが仁義忠孝であること心得よと申さるゝならむ。然らば博士は彼の演劇脚本に言ふ、武王は殷の紂王を弑し、北條義時は皇帝を流し奉る、和漢古今無道の君を弑する

危險思想の
言説

個人主義と現代

は、民を安むる英傑の志と説きたる、明智光秀は嗚呼忠臣である、其の説く所は尤も至極である、千古獨り我友を得たのであると、隨喜の涙をこぼさるゝであらう。果たしてそうであるとすれば、博士は危険思想、危険分子を抱かるゝ、恐ろしき御心根であつて、馬子道鏡の流亞ではなからうかと驚かざるには居られませむ、今に於て切に御覺醒の程こそ願はしけれ。且博士は孟子の民主説は今現に支那に於て實行せられつゝありとして、共和政治を羨望せらるゝ、口吻なるは、國家の安寧を顧みられざるものと外か申されない。且博士は日本の國體も亦た廣且つ大なり、如何なる外來の宗教學説をも包容して之を同化し、又た之を同化せしむるのみと、其言や頗る妙なり、甚だ善いけれども、博士の頭腦は彼れを同化するにあらずして、早く己に彼に同化せられたるなれ。身既に彼れに同化せられ居りながら、彼れを同化せしむるのみとは頗る捧腹の至りである、絶倒の次第に候はずやと申さねばならぬ。

浮田博士は又帝國の政治を公卿政治、武家政治、藩閥政治、官僚政治、政黨政治と列擧して曰く、『如何に弊害ありし政體にても、其の當時他に適當なる政體

歴史讀みの
歴史知らず

成立すること能はざりしならば、其の政體を以て當時は最も國體に適應せる政體なりしと見るべきに非ずや、是れ之を歴史的观察法と言ふ可なり』と、驚き入たる御説と申すより外はありませむ。斯くては忠臣もなければ、義士もなし、正成を祭り、義貞を祀るが如きは無意味であつて、北條の幕府も國體に適應せり、足利の幕府も國體に適應せりとの御説にして、南北朝の正閥論などのあるべき筈はなくなるのである。博士のように歴史の觀察は、如何に弊害あつたる政體でも、其當時の政體を適當なる政體と見るとの御説なれば、是れ歴史を觀察する者に非ずして、只だの歴史讀みなのである。歴史を讀むで、其當時の政體の善を善とし、惡を惡として、將來の利害得失を考ふればこそ、觀察法も必要とは申すなれ。博士の如きは頭腦既に外教に奪はれ、帝國の訓は其心の中に一分だも存せざるものと見るを穩當とするではあるまいか。佛者は曰く、縁なき衆生は度し難しと、博士の如きは既に其博士の命名に高く止まりて、傍若無人の妄語を吐けるものであると、失禮ながら申上ざるを得ないではあるまいか、去れば度し難きの衆生と一般であると言ふべきものでありませむ。

博士一人は夫れでよろしとしても、世上博士と稱する命名を尊重して、其説に盲従するの衆生あるを憫れと存じ、且油々敷大事であるが故に、斯くは奴々しくも言を費やしたのである。

十六 國家主義と國體及國性

帝國に於ける忠なるもの、臣民が國家の元首に對する誠實を稱するものであつて、私心あることなく、一身を捧ぐるを以て目的とするものである。而して國家あれば之を統治するの元首はなくてはならぬ、此元首たるや即ち帝國に在ては天皇なのである。故に天皇に忠を盡すは、國家に貢獻する所以であつて、即ち國家主義なのである。愛を本位とする歐米の教の輸入せられてから、愛國などの名稱が行はるゝのであるか、帝國に在つては忠君は乃ち愛國であつて、忠君愛國と重ねて稱するには及ばぬのである。君主は則ち國家の權化であつて、國家なるものは則ち君主の權化である、故に忠君であれば愛國などの文字を使用するの必要はないのであります。

國家に元首たる天皇ありは自然の眞理

忠君は愛國を兼たるもの

忠孝一致共に國家主義

帝國に於ける孝なるものは、子孫が父母及び祖先に對する誠實を稱するものであつて、人は生ながらにして此性を有せざるものはないのである。之を禽獸に見るも孝の性は具はつて居るのである、而して父あれば祖先はなくてはならぬ、其祖先は帝國を肇造したのであつて、我臣民の報本反始は、祖先の肇造せられたる帝國に盡すを以て當然とするのであります。故に帝國の孝は忠に一致し、忠ならざれば孝にあらず、孝ならざれば忠にあらずと言ふのである、忠孝一致以て君主に奉ずるは國家主義となるのであります。

國家主義とは、即ち忠孝本位と言ふのであつて、帝國は此忠孝の眞理に基づき肇造せられ、而して現代に至つたのである。時代に據て智識にも消長はあらうけれども、忠孝の精神に至ては、淺深厚薄は致方かないとして、古往今來、國民の間に全く絶たる事はないのであります。武門の政權を専らにしてより、忠孝の道たる國家主義を武門の専有物と心得て、此道此訓を武士道など、唱へたのであります。故に武士道など、唱ふる者は、忠孝本位の國家主義にして、帝國の肇造せられしより以來の臣民の守るべき精神上の教なのである。

武士道とは帝國の神道なり

國家主義と國體及國性

世界の一等國たるは智のみにて然るものにあらず

臣民にして此精神あればこそ、現代に於て世界の一等國と比肩して、雄を競はむとするのである。智識の上より之を考へたならば、又富力の上より之を考へたならば、帝國よりも一層文明なりと稱すべき、伊太利の如き、西班牙の如き、瑞典の如き、葡萄牙の如き、或は帝國に優るものであります、然れども是等の諸國が、一等國を以て世界に立つ事の出来ぬのは、智識より出たる文明のみにては、雄を世界に争ふ事は出来ぬ證據であります。帝國の文明は是等の諸國に及ばざる事あるも、臣民の精神に至つては、是等の諸國に優れる者あるから一等國と比肩し得るのである。而して此臣民の精神なるものは、忠孝の眞理を本位として、國家主義を以て涵養したる事は論を俟たぬのであります。

往昔武門の政權を握れるときに在ては、武士にあらざる臣民を見る事土芥の如く、禽獸の如く、草木の如くであつて、由らしむべく知らしむ可らずと云ふ時代でありましたから。肇國の本義たる忠孝の道、國家主義は、武士にのみ適用するの訓として、一般臣民には適用の範圍外に置かれたのである。故に此訓此の道をば武士道とは稱したるなれ、是れ則ち時代の誤解とも言ふべき

忠孝の國教を武士道と稱したるは武門專治の弊

でありませう。廉耻を重むじ、節操を貴ぶもの、豈に獨り武士の専用すべきものならむやである。武門專治の弊政は、明治維新と共に破れました、教育令を布かられて子弟の教育には、士農工商の別はないのである。徴兵令を布かれて兵役には、士農工商共に同じく服するのである、されば帝國臣民は一般に武士なのであります。況してや明治天皇は帝國憲法を欽定せられて、一般臣民に國政に參與するの權利を附與せられたるに於てをやである、帝國現代の臣民は悉く皆な武士なのである。忠孝本位、國家主義にして、肇國以來の訓たる、往昔の武士道なるもの、現代は一般臣民の恪守すべき武士道となつたのであります。大義を明にし、名分を保ち、節操、尚武、廉耻を重むじ、意氣慷慨、邁往敢爲、身命を捧て君國の爲に盡瘁すべきは、宇宙の眞理たる忠孝を本位として、其精神を涵養し來りたる、帝國臣民の天賦の務であること心得ねばなりませむ。

草薙劍は眞に是れ帝國の神器であつて、尚武を以て帝國は肇造せられたものである。帝國臣民は一般に武士たるべきものである、肇國以來吾人の祖先たる臣民は、斯の如く心得來りたるものである。現代は尙更に兵役は一般

帝國臣民たるもの總て是れ武士

古代に於ける忠

臣民に及び居るのであるから、帝國臣民皆な武士なること論を俟たないのであります。彼の大伴家持の歌の中に云るあり『大伴の遠つ神祖の、其の名をば、大來目もりと、をひもちて、つかへし官、海行くは、みつく屍山行くは、草むす屍大皇のへにこそ死なめ、かへりみはせじ』と、是れ獨り大來目の官にのみ委ねべきものではない、又聖武天皇の詔に曰く、『汝たちの、祖ごもの云ひけらく、海行かば、みづく屍山行かば、草むす屍王のへにこそ死なめ、のごには死こなじと云ひ來る人等ごなも聞召しめす』と宣せられたのである。是れ吾人の祖先が一身を捧げて帝國の爲めに、君主に忠を盡すべきを誓はれたる證據であります。而して一身を捧げて帝國の爲めに、君主に忠を盡すべきは武士道である、現代の一般臣民は忠孝本位なる、此の武士道を恪守し、個人主義を排して國家主義に復し、大義を明にし名分を正ふし、純潔清操にして廉耻を重せざるべからざるものであることを、時に臨むて余の一層に深く感ずる所である、然らざれば帝國の前途は頗る憂慮に堪へないからである。

臣民思想の紊亂したることは現代程甚しきはなく、歐洲の個人主義、愛本位

正大なる公明なる善美なる純懿なる行爲を道徳と云ふ

の思想蔓延し來れる爲め、言論界は勝手次第の事を吐き散らして學者より、視として耻る所を知らざるの有様になり、廉耻節操など、云ふことは皆無となりたるは、今の状態だと存じます。余は又しても浮田博士を引合に出すのであります。余は博士を輕視せざるものであつて、其言論に注意するが爲めであります。博士が立憲時代の國民道徳と云ふ題を掲げて、新聞に載せられたるを一讀しました、要するに專制時代の道徳は服従であつた、立憲時代の道徳は法律批判の権利があると云ふ所より、選挙權の擴張などを説かれたのである。全體道徳なるものは、時代によつて變遷するとの御考は、チト御無理と申さねばなりません。道徳なるものは眞理でなくてはならぬ、專制時代と立憲時代とに由て、眞理の變るべき筈はない、變るのは眞理ではない、道徳ではないのである。道徳なるものは何れの時代でも、何れの國々でも、通用するものでなければ、人間の道徳とは申されませぬ。道徳なるものは世界的でなければならぬ。服従も時によりて道徳となる場合もありましょう、去れど服従が却て道徳に背く場合もあります、法律批判も道徳となる場合と然らざる場合とあ

博士等の誤解の一例

るのであります。服従は服従で批判は批判なり、道德とは丸で没交渉であることは明かにせられたきものであります。博士の言論は概ね此の通りの出放題、廢語である。と申ては失禮だから、勝手次第な言論である。と申しませう。是れ其思想が千古を一貫したる真理に據るではなく、其日其日の都合次第である。夫れで浮世が通るなら、夫れでよいではないかと云ふ、即ち現代主義とも申すべきのである。と判断するより致方はありませんか。大學教授で平然として新道德と題する出版をしたものがある。道德に新舊の別があるものではありませむ。道德新論なれば聽へて居りますけれども新道德とはお笑草でありませう。現今の言論界の無責任なること言語同斷であります。然るに其言論を博士の説であるとか、學者の説であると聞けば尊重する者が多い爲めに益々思想界の混亂して、帝國特有の訓の行はれざるに至るは、國家前途の爲めに歎はしく存するのであります。

帝國の現代、前述の如き説を爲して顧みざるもの獨り浮田博士のみではない、歐米崇拜者にして基督教を信するもの概ね此の類なのである。第一期の

忠孝の眞理は千古奪ふべからず

開國の當時に於ても此の如きの状態であつたらうと想像し得るのであります。然れども帝國の今日あるもの、祖宗の訓たり、祖先の風たる、忠孝の本義は宇宙の眞理であつて、帝國の肇造は即ち此の眞理に因るものなるを以て、時に珍らしもの好き、新しもの好きの所謂高襟輩が續出するも、帝國の眞理を奪ふ事は出来なかつた爲である。是を以て佛教徒にも傳教の如き、弘法の如き、英豪智識の段々に出るあつて、慈悲の教を忠孝の道より説き、國家主義より安心立命を唱へ來つたのである。第二期の開國と爲つたる現代に於て、愛本位の基督教を唱ふるものも、能く往昔の慈悲本位の佛教徒の如く、驟然悟りを開き得るや否や、博愛は忠孝の道より説くことも出来得べけれども、國家主義より博愛を説くに至れるときは、個人主義を捨ざるを得ざるに至るべく、去れば絶對的と稱する愛は、忠の爲めにも亦孝の爲めにも、拘束せらるゝに至らざるを得ぬのである。是れ頗る困難なることであらうと思ふ。基督教に傳教の如き、弘法の如き、英豪の輩出するあれば、誠に幸であるけれども、現今の傳道師と稱せらるゝ、本多庸一、井深梶之助等の如き、又小崎弘道、海老名彈正等の如き、若

個人主義と國家主義とは相容れず

基督教は帝國の教と同一化し能はざるなきか

くは植村正久、押川方義等の如き人々は傳教たり弘法たるを欲せざるではあるまいが、欲するも爲り能はざるものではあるまいか。基督教と帝國の訓とは、國家主義と個人主義とに於て、頗る同化し能はざる性質のものたるべきを、頗る憂ひ且歎せざるを得ぬのであります。余は博愛は頗るよろしいと思ふものであると同時に、博愛の爲めに忠孝を排斥することは絶対に出來得ぬと信するものである。忠孝は博愛を容るゝの餘地はあり、且つ容れ來つたのでありますけれども、博愛が忠孝を容るゝの餘地がなければ、基督教を帝國の訓に同化せしむることは頗る困難の事業なのである。余は知らぬ浮田博士は能く之を同化せしむるの御卓見を有せらるゝや否や、若し有せらるゝとせば、そは如何なるものであるか、謹んで承はりたいのである。

基督教徒の頗迷にして國體を無視し、跋扈を擅にするは必竟現代の施政者が、國政の基礎は華國の本義たる忠孝本位の國教を以て、臣民の精神を統一し、之を涵養するにあることを悟らずして、腐敗墮落を顧ざるの致す所である。是を以て彼れ教徒は國體に抵觸するの行動を敢てするのである、近時神戸市

耶蘇教徒の國體破壊、憲法違反の行爲

に開催せられたる、第三十回耶蘇教組合總會に於て彼等の決議したる所は、明かに憲法違反である。彼等の決議したるものは『神社と宗教の區別に關し、神社に於て戰勝祈念等を禁止せしむる建議』と題したるものにして、其理由なるものは、『政府は神社を祖先祭の主旨を以て獎勵せらるゝと雖も、多數の國民は之を宗教として崇拜するのみならず、此の時局に當つて政府は人民をして戰勝祈念を爲さしむるか如きは傳道に尠なからざる障害あるを認む』とある。此の如きの行爲あるは明かに憲法第二十八條の違反である、政府何故に之を默過し居らるゝか、彼等か帝國の神社を祭祀する本旨を解せず、妄りに此言を爲すのは、是れ國家の安寧を害するものである。彼等は此建議を貫徹せむか爲めに委員として荒木真弓、海老名彈正、小崎弘道、野口米次郎、本多忠治を擧げたとある。政府は彼等を如何に處置せむとするか。速に斷乎たる訓戒を與へ、若くは彼等宗教を禁止すること米國政府か『モルモン』宗を禁止するか如くせざれば、國家の威信は地に墜ち、皇室の尊嚴は保たれませむ、憲法の條章は空文に終りませう、敢て政府の猛省を希ふである。

政府の宗教に對する取締の寛漫

忠孝の道義
は非常の場
合に光を放
つ

帝國の教たる忠孝は、一致して離るべからざるものである。今爰に一例を舉げて見たいと思ふ、忠臣は孝子の門より出つとは實に尤ものこと、信じます。余の一例と言ふのは、先年森文相を刺したる西野文太郎の事であります。刺客を賞讃するものではないか、國家非常の場合にあつては、非常の人が出るのである。妖僧道鏡の皇統を危うせむとするにあたつて、和氣清麿が出て蘇我一族の國體を危せむとするにあたつて、中大兄皇子と中臣鎌子とが出たのである。肇國の本義たる宇宙の真理、即ち忠孝の教は、帝國の正氣である、此正氣は非常の場合に遭遇せば、非常の行動を以て發現するのであります。帝國の憲法發布は大典にして、千歳一遇の盛事である、此大典は帝國の骨髄たるべき國教即ち忠孝の道に於て舉行しなければならぬ、此道に背ける行動を爲したるものにして、大典に關せしむるは即ち大典を穢すものである。森文相は忠孝の道を守らざるものであつて、愛本位の個人主義者である、彼れの行動は神宮參拜の當時に於て發露せられて居るのである。憲法發布と云ふ非常の場合にあたつて、西野文太郎の出づるは帝國の正氣の滅せざるが爲めであつ

て、余は刺客を賞讃するにあらざるも、亦非常の場合には非常の人に待たざるべからざるもので、彼は刺客ではない。其行動は忠孝共に全きものであると信するるのである。

西野文太郎
の行動

余の友人に高山昇氏あり、一日共に語る、高山氏曰く、秋田縣に某なる人あり、西野文太郎の行動を壯として其靈を自己の邸内に祀り、其父を山口縣山口町に訪問し、一片の遺物を請ふた。父は文太郎の人と爲りを語りたる後、彼れが京寓より父に送りたる一通の書状を與へたるに、某は深く之を喜び持ち歸りて之を祠に藏せりと聞て居る、或る時其書状を披見したるに、父の病床にあるに對して送りたるものである。當時彼れは一個の書生であつて、内務省の局長たる櫻井某の長屋に寄宿し、内務省の雇員として月に六圓餘の給與を受け、以て衣食の資となしたのである。然るに彼れの書中に「直に歸省せむと思へども雲山遠く、旅費の備へもなく、残念なれど致方がない、只今貯蓄せるもの僅かに金貳圓のみ、希くは之を以て樂價に充てられよ」とありて、悲痛慘愴を極めたるものであつたと語られたのである。之を聞て坐ろに暗涙を催さ

忠臣は孝子の門より出づ

ゆるを得なかつたのである。彼れ憤然森文相を刺したのは是れ忠である、彼れ父に對する一篇の書は是れ孝である、此至孝の人にして此大忠を行ふことが出来たのである、之が爲に國體は維持するのである。忠臣は孝子の門より出て、忠孝一致は實に帝國の訓である、臣民の守るべき道であります。

余は帝國憲法の發布せられたる、明治二十二年二月十一日は東京に居りました、前日來の飛雪は漸く止み、滿都噠々、旭日將に三竿ならむとして、群衆皆な盛儀に向ふ、忽ち人あり報じて言ふ、森文相は刺客に遇ひたりと。此時安田茨城縣知事は森氏を見舞し來りて其の狀を語り、斬姦狀なるもの云々なりと言ふ、余感慨禁する能はずして、終日客窓に端座して壯士引一篇を作つたのである。當年の紀念なれば左に掲げて見やう、『壯士慷慨袖七首、跪拜皇城涕淚久、維昔神武帝紀元、今朝二千餘歲後、東風吹雪埋乾坤、瑞徵莫是頌聖恩、仰瞻天皇誓神祇、頒布憲法垂後昆、誰信宗教蔑國體、曾妾蠻婦極醜詆、聞說官遊謁神宮、漫把手杖汚威陛、億兆齊抱敬虔心、肇國以來傳到今、何況當此盛典日、不許非禮一點侵、白面書生志何壯、感勳通謁官邸上、犀利鋒銜如電光、流血淋漓大臣恨』此の如くて

刺客荆軻の比にあらず

あつた。極めて兪末ではあるけれども、當時彼れが懷にしたる斬姦狀なるもの云々である、と聞きて記述したのである、然るに其斬姦狀なるもの如何にしたのであるか、今日知たるものなきは頗る遺憾に思ふであります。彼れの行動は國家を懷ひ、君主を懷ふの至忠であつて、風蕭々たる易水に、燕丹と別れを叙したる荆軻の比ではないのである。刺客と言へど其實は刺客に非ず、殉國者である。其志は忠孝なのであります。

十七 帝國の發展と國家主義

之を仰げば彌よ高きは帝國の神社である、神社は即ち祖宗である、祖先である、夙に忠孝の眞理を採て之を實現せしめ、以て帝國を肇造し、以て鴻謨を立て、皇猷を定め、遺訓を貽し、遺風を傳へたのである。熟ら忠孝の眞理を味へ、國家主義の起源を考れば、帝國は發展的ならざるべからざる性質を有し、膨脹的ならざるべからざる理由を具したるものであつて、祖宗及祖先の神靈は鴻謨に存し、皇猷に現はれ、永く東洋の一孤島に偏安するを許さざるものである。是

祖宗の神靈は鴻謨に存す

を以て國家は世々臣民の精神を涵養し、統一して、時運の至るを待つもの久しかつたのである。明治天皇は恰も開國の國是を執れる時に祚を踐ませられ、祖宗の皇猷に遵ひ、世界各國との權力平衡を維持せられ、國威を振起し、國運を轉回せられ、日清、日露の戰に捷ち、發展的の鴻謨を實行したのである。是皆な忠孝本位なる國家主義の訓の致す所であります。

宗教各々眞理あり之を排するに及ばず

個人主義もよろしからふ、現世主義もよろしからう、愛本位も可なり、基督教にも眞理は存するのであらう、夫れが爲めに歐米の諸國は之れを以て國民の精神を涵養するのであらう。吾人は個人主義、現世主義、愛本位の基督教を眞理が存しないの、妄説無稽だのとは申しはせぬ、又左様に心得ても居ぬのだ。けれど之を帝國に實行しようとするのは、帝國の國體を破壊し、國家主義を絶滅せしむるものであると信するのである。夫れこそ國家主義が悪く、忠孝の訓へが宜しくないことあれば據らなき次第ではありますけれども、忠孝の訓國家主義で帝國は肇造せられ、三千載を経て今日の隆運に向つて來たのである。三千載の永き日月を經過して漸く今日の如くなるは、誠に遅々たるもの

國運の進歩遅々たるも轉眼したるをさなし

である。嘲けらるゝ論者もあるかは知らざれども、國家の發展は嘲者の言に任せて置て、誠に遅々たりしに相違ないとしても、曾て一度も躓ついたりすることなく、倒れたることなく、他國の侵略、蹂躪を受けたることなく、人口次第に増し、産業次第に進み、文運次第に開け、秩序整然、着々として現代に至り、臺灣を收め、樺太を加へ、朝鮮を合せ、國威を滿洲に輝かし、今又青島及南洋の一島を占領したのである。

各國衰亡の状況

一時は強國であつたり、一時は文明であつたりしても、個人主義、愛本位の國には、躓ついたり倒れたり、乃ち亡滅の慘狀、衰弱の悲境、凄凉たる運命に陥り、暗涙を禁じ得ない國もある。彼の羅馬の如きは是れである、彼の希臘の如きは是れである、彼の埃及の如きは是れである、是皆な個人主義を以て國民の精神としたる國々なのである。朝鮮の衰亡、支那の紛擾の如き、忠孝あつても之を國家主義に應用して、國民の精神を涵養したではない、支那、朝鮮ともに孝の教は古くよりありたるも、忠の教は古も今も振はなかつたのである。忠の解釋は帝國の如く萬世一系、一天萬乘の君主に對するものと解釋をしたのではな

支那の忠孝は解釋を異にす

宗教國の衰
亡

いようである。夫れだから民主主義を唱へたものもあつたのである。是等の事は前に帝國と世界の各國と比較したる點に於て、何れか國家安泰にして光輝ある歴史の成績を貽したかと云ふことを細々と述べたのである。個人主義なる宗教を以て、國民の精神を養ふたる英國は、君主を斷頭臺に上せたり、素逕人の侵略を受けたりしたのではないか。佛國も亦然りである。露國も獨國も他國の侵略を受けて、國家危殆に陥つたのである。孔子の儒教を以て國民の精神を涵養したる支那は彼れが如く、釋迦の佛教を以て國民の精神を教養したる印度は彼れの如く、最も慘澹最も凄凉たる末路を見たのである。

基督教、儒教、佛教を以て國民の精神を養ふたる國々の中には、一世の隆盛、一代の文明を見たる事なきにあらずとするも、帝國の如く秩序整然として業に既に三千載を閱し、次第に隆昌に向ひ次第に發展しつゝある國は、一つも世界中に見出すことが出来ないではないか。是れ帝國の訓たる神道即ち忠孝本位の國家主義が、最も能く眞理に適つて居て、基督教、儒教、佛教よりもすつとよろしいのである。一頭角を現はして居るのであると申すより外はありますま

宗教國の隆
盛は一世一
代

國家の利益
は個人の利
益

いと思ふのである。忠孝の道、國家主義は宇宙に磅礴たる眞理であつて、之を世界に施して謬らざるものなのである。如此の教を以て帝國を肇造し、臣民の精神を養成し來り、養成して往けるのであるに、いかに珍らしもの好きにもせよ、何を苦んで個人主義、愛本位に倚賴し、個人主義を尊重して、國體を破壊し、國家主義を絶滅せしめむとするのであるか、何の必要あつて個人主義を執り、愛本位を主張しなければならぬのであるか、余に於ては少しも解し能はぬのである。人は父母ありて生れ、生まれたる人々は集合體を有し、單獨にて生存するを許さぬものである。既に集合體を形成すれば即ち國家である、國家あれば必ず統治者を戴かざるを得ぬのは自然の眞理である。去れば國家主義を執り、統治者たる君主に忠を盡して、國家を隆盛ならしむるの義務を盡さねばならぬ、國家隆盛にして個人の安寧幸福を得られぬと云ふ筈は毫もないことは明々白々たることで、少しも疑ふの餘地はないのである。帝國三千載の光輝ある歴史は即ち之を證明して居るのである。蓋し個人主義を執らざるを得ざるの必要は、帝國臣民には毫も存せないのであると、是れ吾人が喜むで斷言す

る所なのである。

余は幾度も繰返して述ざるを得ざるは帝國の訓である。帝國の訓は忠孝にして國家主義である。是則ち祖宗の遺訓にして祖先の遺風である。忠孝本位は、雄大無邊の興國的である。帝國は東洋の一孤島であるが故に、興國的發展で往かなければ、生々たる數千萬の臣民は奈何ともすべからざる境遇に陥るのである。彼の豊臣秀吉の朝鮮國を占領して支那に及ばむとしたるは、頗る不條理の如く論ずるものもあるけれども、帝國にあつては弘安の役に於て支那が無名の戦を起して、不條理にも我に攻め來つたのである。其後に於て支那が國號を代へようが、元が亡びて明とならうが、帝國より彼を見れば支那國である。弘安の壓迫に報酬せむとするは國と國との間に於ては當然の仕打である。秀吉は肇國の本義を恪守し、鴻謨宏猷に則り、仇敵たる支那を攻て之を占領せんとして、先づ近隣なる朝鮮に向つて同意を求め、同盟を企てたるは是亦當然なる外交の順序と言はねばならぬ。然るに朝鮮が帝國の仇敵たる所

忠孝本位は興國的の教

朝鮮の役は復仇的の行動

秀吉の外征は皇猷に則り皇謨に據る

の支那に左袒して、帝國に同意同盟せざるが爲めに、帝國は順序として先づ此邪魔者たる朝鮮を攻め、之を占領して支那に及ぼさんとしたるは、頗る條理の正しきものであつて、外交上は斯くあるべき事である。而して秀吉の此舉たる肇國の鴻謨を恪守し、宏猷を遵奉したるものであつて、祖宗の遺訓、祖先の遺風、忠孝本位の國家主義より來るものである。興國的發展的は、帝國の訓であつて、東洋一孤島にある幾千萬の生々たる臣民を率ゐて、其向ふ所を知らしめたる秀吉は豪傑と言はねばならぬ。近年臺灣を收め、朝鮮を併せ、滿州より青島に及ぶもの、又此訓の然らしむる所たるを知らねばならぬ。物質的文明に惑溺し、愛本位に心酔して、個人主義のみ無上の真理なりと心得居らるゝ博士等の學理、學說の發見し得べき所ではないと存じます。

帝國の人口増加は毎年六拾萬に達して居るのである。此増加する人口を有する帝國は、外に向つて膨脹し、發展するにあらずむは、前途如何ともすべから境遇に陥るのである。外に向つて膨脹し、發展せむとするは勢の已を得ざる所であつて、帝國の忠孝本位の國家主義たるもの、即ち發展的の訓であります。

神道は興國
的なり發展
的なり

愛本位の個人主義なるものは、自己一生の安穩を博し、幸福を保ち、歡樂に過すを目的とするものであろうが、忠孝本位の國家主義は國權を張り、國威を振ひ、國利を占むるを目的とするものであつて、之を以て國家は發展すべく、膨脹すべく、隆昌を期し得るのである。此の如くにして個人は自己一代のみに限らず、子々孫々の安穩を求め、幸福を保ち、歡樂に過すことか出来るのであります。帝國の國教と稱すべき忠孝本位の國家主義は、祖宗の遺訓、祖先の遺風にして、即ち眞理である、眞理を實現したる祖宗及祖先は神にして、神の遺されたる眞理なる訓は道である、而して此の神道なるものは興國である、發展するのである、膨脹するのである、臣民咸な此の神道を以て精神とし、國家に貢獻しますれば、毎年幾拾萬の人口増加があろふとも驚くに足らぬのであります。

十八 國政と宗教關係

立教明道は
國の大本

立教明道は國の大本である、故に余の論述する所は帝國臣民の精神を統一して、忠孝本位とせる國家主義を以て、思想觀念を鞏固に陶冶せしめむとする

政治家の眼
識經世家の
要意

にあつて。國政の善惡を論述せむとするものにあらざるは言ふまでもないが、精神思想を涵養し、陶冶するは、國家行政の要訣であつて。一朝其方針を誤ることあらむか、臣民の精神に大打撃を與へ、思想觀念に大動搖を來さしむるは必然の理である。是を以て勢、政治の大體に涉りて之を論述するの嫌ひあるも已を得ない、然れども是れ單に政治談を目的とするにあらざること勿論である。山本前内閣は昨年行政改革を標榜して成立せられたるものであつて、成立の始めより改革に着手せられたのは余の歡迎する所であつたが、其斷行せられたる結果如何を見るに、本末輕重を謬りたる所なかるべきか。凡そ政治の上に在ては、事頗る小なるが如くにして、其實大なるものあり、枝葉末節の如くなるものに於て、其根本大節に關するものもある。能々此點に注意して其本末輕重を謬らざるを政治家の眼識を具へ、經世家の要道を解するものと言ふべきである。果して山本内閣は經世家として履むべきの要道を解し、政治家として耻ぢざるの眼識を具へたりと云ふことが出来ましようか、頗る余の疑なき能はざる所であつた。

一局の轉移も國の大本に關す

山本内閣が行政改革に於て本末を失し、輕重を謬れりと言ふは抑も如何なる點にあるかと申せば、内務省に設置せる宗教局を文部省に移設したる一事是れである。一局の移轉事、頗る些細のようであるが、決して些細ではない、事頗る輕く末節に屬せるもの、如くであるが決して左様ではないのである、深く關係する所の重且大なるものがある事を思はねばならぬ。抑も文部大臣たり文部省たるものは如何なる職權を有し、如何なる職務を行ふものなるやをも考へて貰ひたい、文部大臣の職權は國家教育を司り、帝國臣民の精神を涵養し、思想觀念を統一し、智識を啓發せしむるにある、文部省なるものは其大臣の職權に屬する政務を處理する所である、奥田文相は法學博士であつて、余も奥田氏が衆議院書記官長を務めて居らるゝ前後、屢々面接し知合と申すべき人である、鋭敏の才器と精透の頭腦を以て居らるゝ人と思ふて居た。既往の文相よりは優れて居らるゝ人であるから、必ず其職務を盡すに於ては、帝國臣民の精神教育の上には眼睛を拭ふて見るべきものがあるであらう、混亂錯雜する思想界觀念上に於て統一的政策を行ふであらうと信じて居つたので

帝國臣民の信教自由

ある。況してや山本内閣の行政改革は主として奥田文相の施設計劃に依つて斷行せられたのであると聞き及むたのであるから、極めて要領を得たる改革であらうと思ふたのである。然るに何ぞ圖らむ、却て自己の司ざる所の職權を解せず、職務を忘れたるが如き舉措を敢てしたるに至るあらむとは。是れ余の頗る意外とする所であつた。

帝國憲法第二十八條は「國家の安寧秩序を妨げず、及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す」と欽定せられて居る、去れば帝國臣民は宗教信仰の上に於ては自由を有するのである、併しながら絶體の自由を有して居るのではない。何となれば國家の安寧を害し、秩序を紊してはならぬのである、臣民たるの義務を忘れてはならぬのである、若し此様な行動ありとせば何時にても禁止せしめらるゝのであります。故に國家としては臣民の宗教信仰上に向ては常に此の點に注意して、安寧を害せしめず、秩序を紊しめず、義務に背反せしめざるよう、之が警戒を加へ、監視を嚴にし、取締を密にするの必要があるのである。けれども毫も宗教の信仰を妨害し、抑制するよ

國家の宗教
に對するは
監視のみ警
戒のみ

うなことは出來ざると共に、之を獎勵したり、勸誘したりするような關涉箇間敷ことはなすべきものでないのである。只だ國家は國家の治安を保たしめ、臣民の義務を守らしむる必要なる行動として、監視警戒取締をなすのであるが故に、宗教に關する事柄は、内務大臣の職權に屬するのであつて、最も當を得たるものである。所謂宗教に對する政務は集會政社法の如く、出版法の如く、新聞紙法の如きものであつて、取締に屬するのである。是れ皆國家の治安を保たしむるが爲めに監視警戒取締をなすのであつて、集會政社法等に對する政務と、宗教に對する政務と、何等の異なる所はないのである。而して是等政務は治安警察法ありて内務大臣の職權に屬し、當然内務省の政務なのである。故に宗務局の從來より内務省に設置せられありしは理の當然なのである。天下誰人も怪まざる所なのであります。

文部大臣の職權は國家教育を臣民に普及せしむるにありとせば、内務大臣の職權とは甚だ懸隔するものであつて、文部省の取扱ふ政務は、内務省の取扱ふ政務とは氷炭の相違あるものであります。現代の帝國の學校に於ける教

教育の方針
は明治天皇
の勅語に儼
存せり

育は智識を普及せしむるの一方に偏倚して、精神を涵養するの點に於ては甚だ乏しき感なきにはあらざれども。抑明治天皇の今より二十四年前、即ち明治二十三年十月三十日に下し給はりたる勅語は、帝國臣民をして其向ふ所の精神思想の根本義を訓示せられたるものであつて、嚴かなる帝國臣民の教育の方針なのである。此勅語は明治天皇の下し給ひたる勅語ではあるけれども、其文にも仰せられてある如く、帝國の造せられたる鴻謨である、宏猷である、皇祖皇宗の遺されたる訓であつて、又吾人の祖先の遺されたる風である。即ち克く忠に克く孝にであつて、國家主義なのであります、是れが教育の淵源なのであります、決して愛本位の個人主義の教ではないのである、決して大慈大悲の教ではないのであります。故に帝國臣民を教育し、精神思想を統一するは、國家主義でなければならぬのである、忠孝本位でなければならぬのである、是れ何人も知つて居らなくてはならぬのであります。夫れであるから世上の人は、此勅語を命名して教育の勅語と申して居つて、文部省は各學校に令して常に之を捧讀せしめて居るのであります。帝國臣民を教育す

るの方針は、帝國肇造の當時に在つて既に確定し、代々の天皇及び臣民は之を繼紹し参つたのであるが、開國の國是を執つて外國思想の傳播するを憂慮遊ばされたる、明治天皇は更に之を宣示せられたのであります。帝國臣民の精神思想は之れに基かきめなければならぬのであつて、學校教育にあつても亦此の方針に據らしめなければならぬのは、文部大臣の大責任であることは、明瞭なることであります。余は奥田文相が果して此勅語を記憶せられて居るのであつたらうかを頗る怪むものである。

文部大臣の職權、文部省の政務なるものは前に述べた通りである、宗教の取締監視を掌るものではない、治安警察を司るものではない。或は教育上の事柄であつても、安寧を害し、秩序を妨げ、臣民たるの義務に背戻するようなことがあつたらば、文部大臣は之を内務大臣に移して、處理決定に任すべきものなるは理の當然であります。而して帝國政府の宗教に對する政務は、帝國憲法第二十八條に於て明瞭になつて居ります、文部大臣の關係すべき譯合のものではない、文部省は直接宗教とは總て沒交渉に在つて宜いのであります。

文相内相の職權は劃然と分れ居れり

條理は頗る明白なのでありますから、余は山本内閣の行政改革に於て、内務大臣の管掌する内務省中に從來より設けあられたる宗務局を、今回更に文部大臣の管掌せらるゝ文部省中に移設せられたるは何の爲なるか頗る其理由を發見するに苦むのである。文部大臣の管掌する國家教育の方針なるものは、光明正大之を天地神明に質しても一點の疑だも一般臣民に懐かしむべきものではない。帝國の既往は明治天皇の勅語の如く光明正大なのである、肇國以來三千載、一糸紊れざる國家主義なのである、忠孝本位の訓なのである。明治天皇の勅語は時に臨で之を嚴たり、尊たり、明たり、皎たらしめたのである。文部大臣たるものは深く此點に注意し、清淨無垢なる國家教育の方針に對しては、一滴だも汚水を混入せしめざるよう注意せねばならぬのである。

余は斯の如くに觀察し居るを以て、山本内閣の宗務局を内務省より文部省に殊更に移設したるものは、果して何の爲めであるかに疑惑を生じ、頗る其の理由を發見するに苦んだのである。然れども謬にもせよ何等かの理由、何等かの意味なくては叶はぬ筈である、山本内閣にあつては、奥田文相にあつては

移局は如何なる理由に存するか

學國の本義

一六四

必ず正當の意味があつてのこと、思考するより外はないのであります。其正當の意味とは何であらうか、余の思考する所では奥田文相は宗教の力に信賴して、帝國臣民の精神上の教育を助成せしめようと思つたのではあるまいか。果してそうであると思つれば宗教家にあつては、定めし隨喜の涙を墮して奥田文相の歸依渴仰に合掌して感謝するのであらうけれども、我帝國の臣民を教育するの方針として果して如何のものであらう。今日帝國に行はるゝ宗教としては佛、耶兩教共に、國家主義なる忠孝を本位とするの教ではないのである、耶蘇教に在ては全く愛本位にして毫も忠孝を認めないのである、個人主義にして國家主義ではないのであります。今此愛本位にして忠孝を認めざる個人主義の教を國家教育の上に應用して、臣民の精神思想を涵養する事にしたならば、肇國の本義たる祖宗の遺訓は破壊せられずに居られませうか、少なくとも祖宗の遺訓を藐視せるものと言はねばならぬのであります。帝國三千載の臣民の精神教育の方針を一變せむとするものであります、忠孝を本位とする國家主義を排斥して、愛本位の個人主義を採用せむとするものであ

祖宗の遺訓を没却す

孝道を没却するの政治

ります、明治天皇の勅語を没却し去らむとするものであります。

今上天皇陛下は資性至孝であらせられまして、三年の喪に服せらるゝ孝の本義を守らせ給ふのである。三年父の道を收めざるの孝道を踏ませられ、非常の場合の外は政治の上にも三年父の道を改めざるの孝道を適用遊ばざる、聖慮なることは、畏くも推測し奉るに難からないのであります、況してや明治天皇は中興の明主であらせられ、其明主の祖宗の鴻誥に因て御定めになつた教育方針は、肇國の本義であつて祖宗の遺訓なのであります。山本内閣及び奥田文相は聖慮の程も顧みないで、明治天皇崩御ましまして、陵土未だ乾かざるの諒闇中に在て、早くも天皇の定めさせ給へる祖宗以來の教育方針を破壊したるものであります。僅かに一局の移設であつて、頗る枝葉の如くに見え、頗る輕易なるが如くに見えるのでありますけれども、其實は帝國臣民が精神思想の消長如何に關する重要問題であつて、即ち祖宗以來の國是を破壊し、國家主義を執り、忠孝の本義を守りたる帝國をして、個人主義を執らしめ、愛本位に向はしめむとするものなのである。之を奈何で山本内閣の行政改革に

行政改革の失態

國政と宗教關係

一六五

於ては、本末輕重を謬り、根本問題、重大事件に對して、太甚だしき失態を仕出來かしたりと絶叫せむでは居られませうか、余は決して之を黙々に付し去ることが出來ないのであります。

帝國の訓たる神道は、忠孝本位にして國家主義であるが故に、肇國の當時より、國政の上より此の訓を臣民の精神たらしめ、國政も亦此の訓に依て料理せられたのである。歐米諸國に行はるゝ宗教は愛本位にして個人主義なるが故に、此の宗教に依て國政を料理せむとせば、國家の利害と個人の利害と衝突するに至るのは免れ得ぬのであつて、歐米諸國は政教一致を試みて屢々騒亂を來したのである。故に現代に至つては歐米諸國は國民の精神に道德觀念を起さしむるに於ては國教として宗教を尊崇するのであるが、此の宗教を以て國政を料理せむとすることは、斷然行なわないのであります。然るに帝國に於て臣民の精神を涵養するの訓は、神道として肇國以來存在して、而も祭政一致の國柄であつたけれども、歐米諸國が政教一致を企て失敗するが如きことはなかつたのである、又あるべき筈はない、訓が即ち國政なのである。然る

國政の方針は忠孝本位なり

個人主義の教は國政を容れず國家主義の教は國政に合す

に今に及びて宗教に依頼して臣民の精神を養成せんとするか如きは、是れ亂階を造るものにして結局歐米諸國の經驗したる所を繰返さしめむとするものにあらざるべきか、噫又愚の骨頂と言はねばならぬ。

帝國の國政に於て、國の本義たる國教即ち神道を確守せずして、歴史を顧みず、國體を忘れ、國性を輕むし、他國に行はるゝ宗教を執りて國政の上より、之を利用せむとせば、第一期の開國の當時の如く、國家に禍害を興ふるに至るは必然であらう。然らざるも彼等は再び神道を利用して如何なる行動に出でべきか、後白河法皇の當時に於ける南都の僧侶か春日神興を奉して輦轂の下に推し寄せ、近衛の兵と戦ふたるが如きことはなくとも、彼等が布教の便益を圖らむが爲めに政府に對して種々の強請を企て、國家に累を及ぼすか、又は島原に於けるの騒亂の如きことを醸成するに至ることはなきか。元來國家の宗教に對するは憲法第二十八條に明瞭なるが如く、國政の上より安寧を害するもの、秩序を紊すものと認むるときは、何時にても禁止することは出來るのである、是れ憲法の命する所なのである。獨り帝國のみならず各國皆然ら

宗教を利用せむとするは國家を危するものなり

米國の宗教
禁止

ざるはない、米國の如き全く信教自由の國にあつても、國家自衛の上より曾て『モルモン』宗を禁止して居るのである。徳川幕府の基督教を嚴禁したのも、國家自衛の上から出たので、何等不法の行動と見るを得ぬのである。施政者は帝國の歴史は勿論、世界各國の歴史に鑑み、深く猛省せられむことを要せねばならぬのであります。

十九 神道に對する外國人の論評

個人主義宗
教の衰微

現代世界の趨勢は、各國共に國家主義に傾いて、國家にして興隆しなければ個人は幸福を得て望むことが出来ないものだと思ふ。個人主義なる宗教は國政の上には頗る勢力を失なつて、國民個人の權利を國家に貢獻せしむるに至るのである。歐米諸國の學者も、日清、日露の戰役を閲してから、帝國の興隆する所以に鑑みて、帝國臣民の精神涵養の上に深く注意を拂ふて、忠孝を本位とする國家主義の神道たる、國教を尊敬し、此の教を以て深く臣民の精神を涵養したるを羨望するに至つたようである。是れ實に尤もなることにて、帝國

外國人の神
道羨望

の興隆する所以は、全く此の國教たる神道の、宇宙に磅礴たる眞理であつて、世界の宗教の上に卓絶せるからである。然るに帝國の臣民にして之を覺らないうで、却て彼の漸く衰頹せんとする宗教を輸入して之を渴仰し、善美なる帝國本來の訓を排斥せむとするものあつて、滔々として愛本位、個人主義が一般臣民の思想を支配するに至つたのは、余の慨嘆痛憤に堪ぬ所であります。

日本人の基
督教徒に對
し獨國人の
反駁

昨年合衆國カリフォルニアに於て、土地所有權に關して日米間の外交問題の起りしときに當り、基督教の牧師海老名正なる人が、雜誌『新人』に『帝國臣民が古來の遺物たる祖先崇拜を拋擲せざるから、此の問題が起るのであるとて、愛本位、個人主義より、之を拋擲せよ』と論じたることがある。然るに、日獨郵報記者たる獨逸人が、同報第十二卷第十三號に於て、海老名牧師の所論を反駁しました。其譯文は、掲げて全國神職會報第百七十八號にある。思はざりき基督教徒の帝國を禍するを見て、帝國臣民にあらざる獨逸人に依りて摘發反駁せらるゝに至りましたとは。獨逸人の論は、誠に善く國家主義の神髓を闡明したるものであつて、帝國に於ける彼れ基督教徒は勿論、一般臣民のみに

服膺しなければならぬ所であると思はれます、今其要點を摘むで見れば左の如くである。

『凡そ國家といふものは、たとひ如何なる進歩主義の政府が、當局者たる場合に於ても、宗教上の寛容をそれが爲に、却つてその國家の存在と繁榮との根本義に對する、攻撃にまで害用せらるゝのを、無視してまでも長く維持してゆくことは出来ない。而して日本にとつてかくの如き國家成立の根本義といふものは、神道及祖先崇拜のうちに存するので、しかもこの事實たる之を在來の日本に於いてよりも、むしろ近代の日本に於て、一層真理である。此國民的信念なかりせば、日本國民は決して列強として世界に承認せらるゝに至らなかつたであらうし、また十分その強固な意力を發展せしめて、平時に於ても、戦時に於ても、彼等の爲に教師たる外國と競争し得るに至らなかつたであらう。日露戦争の際、勝利を荷うて凱旋した諸良將が、いつも彼等の勝利を祖先、殊に祖宗の加護に歸し、またその代表者にまします、生ける天皇陛下の御稜威に歸したのは理りである。而して日本の天皇陛下は、國民によつて支配者とし

獨逸人の神道論

てではなく、只々祖國の權化として尊敬せられる、愛國心とよばむも、祖先崇拜とよばむも、若くはまた天皇崇拜とよばむも、其名稱は何にせよ、日本をして過去數十年の間に、現に見が如き急速の進歩あらしめた、原動力のこゝに存することは疑ふべくもない。而して日本の舊代の政治家が、この所謂宗教力を正當に理解して、殆どあらゆる手段をつくして、之を國民の間に維持し、且強國ならしめたのは、蓋し彼等の不朽の功績をなすものである』

日獨郵報記者たる獨逸人は、以上の旨趣によつて、『日本の先覺者の中には勿論今日に於ても、猶ほ國家を成立し、維持する力は、祖先崇拜にあることを充分に意識し、之を失ふのは國家の危険である、否、恐らくは最大の危険である。考へて居る人人が決して少くはない。海老名氏にして真に國民の利益を思ふ事、彼の教會の利益以上であるならば、氏は到底上記の如き見解を排斥し去ることは出来ないであらう』とまで論じてある。基督教の傳道師、牧師に、非國民的、非國家的の言論を爲すものは、獨り海老名牧師にのみに限らぬのである、而して外國人の反駁を受くるに至つた海老名牧師の如きは、沙汰の限り、言

帝國臣民を見たる慧眼

傳道師の非國民

神道に對する外國人の論評

語同断なりと言はねばならぬ。是れ余の佛教に於ける傳教、弘法等の輩出せしが如く、今の基督教信者に望み得ぬのを遺憾とするのであります。

山鹿素行の
國體論

山鹿素行の中朝事實の自序には斯く書てある『恒に蒼海の窮り無きを觀るもの、其大なるを知らず、常に原野の畦り無きに居るもの、其廣きを識らず、是れ久しうして狃ればなり。豈唯だ海と野とのみならむや、愚中華文明の土に生れ、未だ其美を知らず、専ら外朝の經典を嗜み、嚳々として其人物を慕ふ、何ぞ其れ喪志なるか、抑も奇を好めるか、將た異を尙ぶか』とある。素行は帝國の國體を忘れ、儒教、佛教に心醉せるものを戒めたのである。素行をして現代の基督教を盲信し、愛本位に感溺し、個人主義を崇敬するものを見せしめたならば、呆然として自失し、言語も出ないのであると思はるゝであります。

現代の博士
等の迷言

現代の帝國臣民中、博士と唱へ、學者と呼ばるゝ上流の人物、時代の寵兒は、山鹿素行の言に耻る所なかるべきか。帝國臣民は、博士、學者等に誤られて、帝國の國體をも顧みず、忠孝本位なる國家主義の、世界各國の教に超絶せる、宇宙の真理に適合せる、精神上の教なるものが、華國の當時から早く既に帝國に存在

し。之を以て華國の基礎とし、之を以て臣民の精神を涵養し、之を以て三千載の光輝ある歴史の成績を貽したるを自覺せず。滔々として相率ゐて、愛本位の個人主義に走り、國體を破壊し、精神、思想、觀念は、駁雜紛亂を極め、國家的、精神上の教は、閑却せられ、帝國の危急存亡の機は、實に現代にあるを悟らぬのであるか。是れ恰も蒼海の大なるを知らず、原野の畦りなきを識らざる無智無識の凡夫の集合と言はねばならぬ。

他山の石

現代社會の狀態は以上の次第であるに拘らず、却て歐米諸國の有識者は、帝國の忠孝本位の教を羨望し、帝國臣民の精神の墮落せる現狀に呆れ反つて居るのである。糞尿の中に居るものは、其臭きを知らずと言ふか、現代の博士、學者及び牧師など稱する、時代の寵兒は、悉く糞尿の中に溺没して居るものである。昨年の日獨郵報に獨逸人が、基督教に名ある牧師の海老名彈正が、帝國臣民が古代の遺物たる祖先崇拜を放棄せざれば、帝國は發展せずと絶叫したるに對し、其説の鹵莽なるを反駁しまして、終りに海老名牧師にして、國家を懷ふこと、自己の教會を懷ふよりも深厚なりせば、此の如き説は吐けないのである

とまで、非國民視せられたのを讀むで。彼等の炯眼に感服せぬを得ぬと共に、漸愧に堪へなかつた。又帝國の爲に憤慨せずには居られぬのであつた。

倫敦タイム
スの論評

此の如きは獨逸人ばかりではないのである。倫敦『タイムス』は、帝國臣民の精神上の問題を適切明確に論評し居のであります。其譯文は全國神職會報第百八十四號に掲げてある。余は同憂の士を帝國臣民の間に得ることが出来ないうで、却て帝國に無關係なる歐米識者の間に見るに至つたのは、帝國の爲に甚だ遺憾に思はざるを得むのであります。余は茲に倫敦『タイムス』に顯はれたる、帝國臣民の精神上に於ける、在京通信員の通信として掲げたる論評の一端を擧て見ますれば、『新代の難關として、明治天皇の即位時代は、鐵道電信を始め總ての文明的の設備なかりしが、一旦歐米諸國の文明を學んで、新事物を採用して非常に發展し、尙進んで止まざるべし』と言ひたる後ち、斯くいふてある『翻て新舊日本の物質的變化に伴ふ精神的發展は如何と云ふに、若し記者にして誤らすんば、是れ即ち大正時代の大問題にして、其至難にして且つ危険なり、到底明治諸問題の比に非ざるべし』と、此の數句は時勢に適切

大正時代の
大問題

なる言であつて、帝國臣民たるもの、之を心肝に銘じて、深く考慮せざる可からざる所である。

帝國臣民は滔々として利慾に趨り、物質的の知識にのみ汲々として、精神上の涵養に就ては、何等の考もないのに對し、歐米諸國の識者が、早く既に帝國の危機を看破し、其將來を憂慮するに至つたのは、帝國臣民たる吾人の慚愧せざるを得むではあるまいか。而して彼れは又、『傳來思想の價値として、吾人は屢々耳にせり、結局國家としての日本の成敗は、一に歐米輸入の新事態の下に、固有思想の美點を保有し能ふや否やに有り』と。換言すれば日本に於ては、永く愛國一致、身を獻じて家國君主に奉ずるの精神、即ち武士道の觀念を維持せざるべからずと云ふに有り』と記し、『是れ迄帝國臣民は以上の觀念あるが爲に、物質的文明に至たのである。又此の觀念を以て帝國を保存することは、歴代統治者の方針なりき。然るに臣民の品性は、何等か墮落の傾向有るは、常に識者の認むる所であつて、近來社會主義的破壊等坐ろに危険の切迫を感ずる。然るに此種の危険たる既に久しき以前、帝國の始めて歐米諸國の文明に

社會主義的
危険

神道に對する外國人の論評

熱中したる當時に顯はれ、忠孝の傳來的道義を鼓吹する教育勅語の發布を見たのであるが。爾來二十有餘年、該勅語は國家の大祭日に際し、全國各學校に於て朗讀せられ、學童をして暗誦せしめられたるも、之れを以て國家道德の保障と爲さむとせし當局者の豫期が失敗に歸せんとするは、公平なる觀察者の首肯せざるを得ざる所なり』と喝破してある。果して論者の言の如くに失敗に歸せしむるが如きあつたらば、帝國は滅亡の外はないのである。

倫敦『タイムス』が在東京通信員の通信として記載したる所のもの、帝國臣民の頂門の一針とすべき點は、以上の記述に止まらないのであるが。余は之れを述ぶるの繁を避け、更に倫敦タイムスが『日本魂』と題して、其の翌日の紙上に論ずる所の一端を擧て見れば、『昨日本紙上に掲載したる記事にて、我東京通信員は、大正時代に日本の前途に横はれる問題を説明せんとし、島帝國の將來に付き、世人の多く抱ける疑惑を記述し。日本は過去五十年間に於て幾多皮相の問題を解決し、茲に新に生れ出でたるも、尙未だ自己の魂を發見し得ずと謂へり。將來日本の指導者は、明治の元老に比し一層重大なる事

外人の日本魂論

精神墮落の代價を拂ふて物質進歩を購ふ

業を控へ、夫の元老は眞に實際的、且建設的政治家たりしも、今後日本の道德救済は、單に政略乃至行政手段に依ること能はざるべし。惟ふに幾多の優美なる日本の理想は、明治時代の建設者の爲め、無殘に蹂躪せられ、新日本を建築し今尙明かに其骨組を露出し、職工の塵埃は今尙雲の如くに漂へり。夫の文質彬彬たる舊來の美風は、其間に幾分既に永遠に消滅し去りしが如し。若し日本にして斯る損失を受け、斯る精神的墮落の代價を拂ふて、物質的の進歩を購ひ、日本の依て以て偉大なるべき所以の國粹を亡失しつゝ、ありとせば、其の前途や太だ暗憊たりと謂はざるを得ず』と喝破して居る、之れを我が玉を攻くべき他山の石とでも言ふべきものであらふ。

又更に進んで論じたものがある『日本をして以然向山の路に進ましめむとせば、從來よりも一層偉大の勢力を要すべし、而して斯る大勢力は日本自身の魂より迸出せざるべからず。吾人は日本前途の問題、甚だ容易ならざるを認むるも決して絶望の眼を以て觀るにあらず。思ふに僅かに數十年の間に、鎗鏑より一躍大戦闘艦に進歩したる日本も、新來思想の襲撃に會し、暫らく歩

帝國前途の重大問題

神道に對する外國人の論評

調を緩めざるを得ざらむ。夫の所謂『神の道』なるもの義務より権利を重んずる泰西文學の潮流に半既に沈没し了れり。若し西洋思想の輸入を歓迎したる日本の識者にして、夙に此等の結果を豫見しざりしとせば、彼等は實に盲目なりと謂はざるを得ず。今や日本の通過せんとする精神的危機は、東洋諸國の等しく經驗する所にして、東洋全部は之が爲めに苦心經營せり。曠昔の信仰は到る所に根底より動搖し、土耳其に於て、印度に於て、波斯に於て、將た又支那に於て皆一として然らざるはなし』と喝破し。帝國臣民に戒むるに、慘憺たる末路を見たる、土耳其以下の諸國を引證して、痛刻剴切を極めてある。余は一讀して肌粟を生ずるを禁じ得ないのであつた。

尙且『タイムス』記者の論ずる所は、可憐懇切であつて、『夫の日本に於ける維新の改革も、必竟宗教的復活の賜に外ならず、王政復古を成せしは決してベルリ提督の砲聲にあらすして、實に古代神道の傳道なりき』といふ如きは、帝國の博士、學者等の夢にだも思ひ及ばざる所である。彼れ記者の爛眼なる歴史上より極て穿ち得たるの論評であると言はざるを得ぬのである。蘇東坡

維新の大業
は宗教的復
活

の詩に『横看成嶺側成峯、遠近高低無一同、不識廬山真面目、只緣身在此山中』と賦したるものあるが、帝國臣民は即ち廬山の中にあつて、廬山の真面目を知らぬであらう。廬山の外に在る歐米諸國の人の觀察は、適切である、公平である、合理であると言はざるを得ぬ。然れども、山鹿素行の如き人あつたならば、其身は廬山の中にあると外にあるかを問ふの必要はなけれど、現代を見渡せば更に其人あるべくも思はれない。是を以て『タイムス』通信員よりは、日本は過去五十年間に於て幾多皮相の問題を解決し、茲に新に生れ出でたるも尙未だ自己の魂を發見し得ずと、侮蔑せられ、冷笑せられるのである。余は餘りに率直に鄙俗の言語を用へて、論鋒を現代の學者、博士に向けて、無禮と思はるゝであらふか、野人禮節を守るに暇なく、匆々胸中の誠意を披瀝したのであるから、幸に之を容赦せられて論趣の誤謬ありとせば、横からでも縦からでも無盡に抗撃せられ高教を賜はるを得は余の本懐であります。實に現代の博士、學者等は自己の魂は忠孝本位にあることを發見するに努めぬ所ではない、自己の忠孝本位の魂を棄て、他人の愛本位の魂を羨望して、之を求めて、入れ

替へむと努めて居るものが多いので有る。是れ畢竟自己の魂の眞價を知らぬからである。白痴である。風癪である。故に帝國の前途を考へれば、實に心細く感じ。同時に又祖宗及び祖先が、忠孝の眞理を撰擇して、吾等臣民の精神上の基礎として、涵養し來りたる偉大なる事業、及び其の事業を現代まで遺されたる教訓を追憶し、神靈今に宇宙を彷徨して、子孫臣民の腐甲斐なきを怨み、且怒らるゝであらうと、恐懼せむで居られぬのである。

二十 結論

吾人をして杞人の憂たらしむれば幸なれども、吾人は天下の憂に先ちて天下の憂を懐けるものである。現代の状況にして息むときなければ、帝國の前途は實に暗澹として測り知る可からずと思ふ。帝國の今日あるものは祖宗、祖先の賜ものであつて、現代人が現代帝國の發展興隆を策し得たのではない。現代帝國の發展興隆は祖宗及祖先の涵養したる精神の致す所であつて、現代人の學び得たる智識の致す所ではない。日清、日露の戦争に勝ちたるも、朝鮮を合

現代に發展
を見たるは
祖先の賜で
ある

支那人は個
人の富を知
つて國家の
富を知らず
故に奴隷視
せらる

邦したるも、青島を陥落したるも其結果は現代にあるけれども、其原因は肇國の鴻謨である。祖宗の宏猷である。祖先より傳來するの忠孝本位なる國家主義の精神なのである。帝國の訓は此の如くに効果の昭々たること日の如く、倭々たること月の如く、明白に表示せられてあるに拘らず、現代人は肇國の鴻謨祖宗の宏猷を輕むじ、忠孝本位なる國家主義の教訓を野蠻視し。新を好み、奇を迎へ、歐米諸國に行はるゝ愛本位なる個人主義の宗教を學ばむとするは、抑も何の故たるを解するに苦むのである。時代の寵兒たる博士等余に謂て曰く、『足下の説く所は個人主義を狹義に解釋するものである』と、宜しい之を廣義に解釋するも、個人主義は個人主義なのである。支那人が個人の富を知つて、國家の富を知らざるを見れば思ひ半る過るものあるであらう。個人の富は國家の富なりとせば、彼の賣國奴の富を得たる場合も國家の富なりとして安するを得べきか、國家の不爲なるを知りて個人の利益を計るものあるを奈何せむ。個人と國家と利害の合致することあるは多くの場合に於て勿論であるけれども、矢張り國家は國家であつて、個人は個人である。時に齟齬矛盾する

ことあるを奈何ともすべからずである。

帝國には帝
國の教あり
宗教なきも
差支あるこ
となし

仁義を本位として立てる儒教も、慈悲を本位として立てる佛教も、帝國臣民の精神に感化を與へたる所に就て考ふるに、必ずしも善良なる効果なかりしと云ふではないが、吾人は儒教なかりしも、亦佛教なかりしも、帝國には國の當時よりの訓がある。其訓たる宇宙に磅礴たる真理にして、古今に通して悖らず、中外に施して謬らざること、明治天皇の勅語の如く炳として明かなのである。故に儒教又は佛教の力に依らざるも、臣民の精神を涵養するに於て、何等の遺憾、何等の不足あるではない、況して基督教の力を借用するに及ばない、之を借用するは頗る危険である。而して儒教は帝國の訓と異なる所は只其民主々義なる所に在て、他は大凡帝國の訓を妨る所なしと信するのである。佛教は帝國臣民が古昔に於ける殺伐の氣象を緩和し、倫理の錯雜に紊れたるを矯正したる點に於て、良効果のありしを認むるけれども、國家主義を本位とするにはあらずして、平等無差別であつて、貴賤貧富を問はず、所謂人に向つて法を説くの點に於て、遺憾ながら帝國の國教とは天壤相隔たり、國體と合致

する能はざるものなりと言ふのである。個人主義、愛一點張りを以て世事萬般を解釋し、其他を知らざる基督教に至ては、絶対に帝國の國教と氷炭相容れざるものであります。

神社は真理
の權化なり

凡そ教なるものは、必ずや真理の存せざるべからざるものであつて、乃ち真理が教なのである。孔子が教にあらずして、孔子の説たる真理が乃ち教なのである、釋迦が教にあらずして、釋迦の説たる真理が教なのである、耶穌基督も亦同じことである。帝國の訓なるもの亦然らざるはないのである、祖宗の遺訓が真理であつて、祖宗が訓ではない、然れども其真理を捉へて、帝國を造し、以て臣民の精神を涵養すべきの訓となしたる、即ち忠孝の真理を實現せしめたる、祖宗の功績は測り知るべからざるものである、故に之を神社に祭祀し、真理の權化として英靈を崇敬するのである。儒教の根元たり、佛教の本家たり、耶穌教の首祖たる、孔子、釋迦、基督を其宗教徒弟の尊崇すると同じことである、帝國の訓を祖先教なりと云ふものもある、是れ儒道を孔子教なりとし、佛教を釋迦教なりとし、耶穌教を基督教なりと云ふと同じことである。祖先が實

祖先崇拜は
國教の本義
にあらず

現せしめたる教であるが故に、祖先教と言ふも可ならざるにあらざれども、唯たに祖先崇拜が帝國の訓の本義なりと云ふは大なる誤りである。祖先崇拜も皇祖皇宗に在つては忠の道に適ひ、吾人の祖先に在つては孝の道に適ふのであるが、單に祖先崇拜が訓の本義なりと言ふのではない。訓の本義は忠孝に在つて、國家主義である、而して是が古今獨歩、宇内特絶なる眞理なのである。祖先其物が訓でもなければ眞理でもないのであります。

個人主義の蔓延するは、愛本位の歐米思想より來るに非ずして、生活難より來るので萬止を得むである。と斷ずるものがあるが、是れ唯一片の口實に過むと言ねばならぬ。人口の増殖激烈にして、産業の振興寛漫なる現代に在ては、生活の苦難に掛るもの少なくないのは事實であるが、夫が爲に忠を忘れ、孝を顧る違がなく、個人主義に走るのだとは曲論である。僻説である。國家艱難に際して忠臣現はれ、一家貧困に陥て孝子現るゝは、帝國の既往に在つて實例累々たるものがある。忠と孝とは生活が困難であろうが、なかりうが、一身を犠牲にして盡さねばならぬのが本義である、是れ君主及父母に忠孝なるは帝國の

生活難を排
するは國家
主義に存す

教の第一義であつて、個人則ち自己を愛するは教の第二義に屬するからであります。然るに饑餓に瀕するから忠も竭せない、孝も施せないと云ならば、個人即ち自己を第一義に置き、君主及父母を第二義に置くものであつて、此言説を爲すものは、早や既に其頭腦は歐米思想に感化せられて、帝國臣民たるの精神を忘失したのである。基督教信仰者と變化したのである。帝國の教と相反し、相容ざる教を奉ずる非國民となつたのである。顧て一考せられよ、生活難に陥たならば、なせ銳意猛奮して、忠孝本位の國家主義を發揮し、國家を發展せしめ興隆せしむるに努めないものであらう、國家が發展興隆さすれば、幾等でも自己即ち個人の生活を助ける仕事は湧き出るのである、何程でも自然と業務は成立するのである、自然と成立せず、湧き出なければ、國家は救済して上げます。帝國臣民たるもの此雄志を懷き、此大膽の行動を執ずして、指掛りの小苦痛、小難澁に避易して、女々敷も個人主義になる杯と泣言を双て、宇宙の眞理たる忠孝本位、國家主義の廣大なる教を守て邁進することを忘れ、目前の細利に汲々として奈何にして、此人口増殖の浮世に處し、世活難を排し、一家を安穩ならし

め、子孫を幸福ならしむることが出来ませうが、生活難の爲に個人主義を執るものあるとせば、彼れ非國民、意氣地なき柔弱もの、馬鹿の骨頂、阿放の先達と言はねばなりません。

日露戦争に勝ち、今又、青島を陥落したるを見て、精神の腐敗墮落を極めたる帝國としては出来べき筈はないと、異様の感を懐かゝるものもあるであらうか。是れ皆な三千載に亘りて養成したる忠孝本位、國家主義の教、未だ全く漸滅せざるものあつて、國家の大事に臨むて喚起せられたからである、所謂惰力の致したる所なのである。之を以て臣民の精神は健全なり、旺盛なりと心得たならば大いなる誤りである、決して安心の出来べき譯の物ではないが、惰力も亦此の如くであるとせば、訓の古今獨歩、宇内に特絶なる真理であることは、明かに證據立てたと云はねばならぬ。

去れば今に於て一般臣民は、此の證據に鑑みて大に覺醒する所あつて、精神の復活を圖なければならぬ、然らざれば前途は思ひやられるのであります。又歐洲の戦亂は帝國の前途に對し、少なからざる教訓を與へつゝあるので、帝

教の世界に
卓絶せる例

歐洲戦亂の
帝國に及ぼ
せる教訓

國臣民は國家永遠の興隆發展を期するとならば。此戦亂によつて世界の大勢を打算し、將來の大計を誤らず、奮勵努力して國家主義の國教を一般臣民に遵守せしめ、併せて之を世界に宣布せしむるより外はないと存じます。

晩近六十年間、歐米各國は、虎視眈々、東洋の商權を擅にせんが爲に、進取的の計畫を爲しつゝある英、露、佛、獨の東洋に發展せむとするもの、權力の競争より常に陰惡辛辣なる外交手段を遂行するのである。其最も近き一端を述べば日清戦争の終結せんとするや、獨は露、佛を誘ひて遼東還附を帝國に迫り、其目的を達するの代償として、露は支那より旅順、大連を取り、獨は膠洲灣、青島を取つたのである。而して日、露、利權の衝突を惹起せしめ、戦争をなすの餘儀なきに至らしめたのであると云はねばならぬ。獨、佛兩國は露國の野心を東洋に驅つて、己れは自國の安全を圖り、露國が戦ひ敗れて鼎の輕重、明瞭となるに及むて、獨は「バルカン」半島に勢力を扶殖したのである。是れ露國をして獨國の鬪弄的手段を憤らしめ、早晚獨國と戦端を開くの決心を抱かしめたるもので、英、佛の露と聯合して獨と戦ふに至つたのは、獨の野心益す増長して底止す

歐米強國の
東洋政策